

みやこ町地域防災計画

－資料編－

令和 7 年 3 月

みやこ町防災会議

目 次

【町の現況資料】			
1 災害危険箇所等			
1-1	重要水防箇所（河川）	■	資-1
1-2	災害危険河川区域	■	資-2
1-3	防災重点農業用ため池	■	資-4
1-4	町管内のため池	■	資-5
1-5	地すべり防止区域	■	資-9
1-6	急傾斜地崩壊危険区域	■	資-9
1-7	土砂災害（特別）警戒区域（土石流）	■	資-9
1-8	土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）	■	資-13
1-9	土砂災害（特別）警戒区域（地すべり）	■	資-19
1-10	山腹崩壊危険地区	■	資-20
1-11	崩壊土砂流出危険地区	■	資-23
1-12	地すべり危険地区	■	資-27
1-13	大規模盛土造成地マップ	■	資-28
1-14	道路危険箇所	■	資-29
1-15	浸水想定区域	■	資-33
2 設備、施設等			
2-1	防災行政無線	■	資-38
2-2	水防資機材	■	資-40
2-3	指定避難所	■	資-40
2-4	医療機関	■	資-41
2-5	歯科医院	■	資-41
2-6	要配慮者施設	■	資-41
2-7	災害時における臨時ヘリポート	■	資-43
2-8	ゴミ焼却施設	■	資-44
2-9	し尿処理施設	■	資-44
2-10	飲料水供給施設	■	資-44
2-11	下水道処理施設	■	資-44
2-12	災害危険区域内における要配慮者利用施設及び関係施設等	■	資-44
2-13	防災備蓄倉庫備蓄品	■	資-47
3 職員の活動体制等			
3-1	防災関係機関	■	資-48
3-2	災害時優先電話	■	資-52

注) ■：データベース、◆：例規、□：様式

目 次

【例規、基準、応援協定等】			
4 町、一部事務組合等の例規等			
4-1	みやこ町防災会議条例	◆	資-53
4-2	みやこ町災害対策本部条例	◆	資-54
4-3	みやこ町消防団の組織等に関する規則	◆	資-55
4-4	みやこ町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例	◆	資-57
4-5	みやこ町火入れに関する条例	◆	資-60
4-6	みやこ町災害弔慰金の支給等に関する条例	◆	資-63
4-7	みやこ町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	◆	資-66
4-8	みやこ町災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する要綱	◆	資-69
4-9	みやこ町税条例	◆	資-70
4-10	みやこ町国民健康保険税減免取扱要綱	◆	資-71
4-11	みやこ町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例	◆	資-73
5 国、県の例規、基準等			
5-1	注意報及び警報の種類並びに発表の基準	◆	資-75
5-2	気象庁震度階級解説関連表	◆	資-76
5-3	火災・災害等即報要領	◆	資-78
5-4	福岡県災害調査報告実施要綱	◆	資-89
5-5	被害の判定基準	◆	資-93
5-6	災害救助法	◆	資-96
5-7	災害救助法施行令	◆	資-98
5-8	福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度	◆	資-100
5-9	ヘリポート発着点の基準	◆	資-107
5-10	激甚災害に係る助成援助措置	◆	資-108
6 応援協定等			
6-1	福岡県消防相互応援協定	◆	資-111
6-2	福岡県緊急消防援助隊受援計画	◆	資-118
6-3	福岡県広域航空消防応援実施要綱	◆	資-125
6-4	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	◆	資-128
6-5	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領	◆	資-130
6-6	災害に関する対策のための放送要請に関する協定	◆	資-133
6-7	みやこ町における大規模な災害時の応援に関する協定書	◆	資-134
6-8	大規模災害時における施設の使用に関する協定書	◆	資-139
6-9	災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定書	◆	資-141
6-10	災害時における物資の供給に関する協定書	◆	資-151
6-11	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	◆	資-160
6-12	災害時の医療救護活動に関する協定書	◆	資-162
6-13	みやこ町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書	◆	資-164
6-14	災害廃棄物の処理等に関する協定書	◆	資-166
6-15	在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会における大規模災害等の相互応援に関する協定	◆	資-168
6-16	排水ポンプ車が「県管理河川に係る浸水被害以外」に対して出動した場合に要する費用負担に係る協定書	◆	資-171

注) ■：データベース、◆：例規、□：様式

目 次

【各種様式】			
7 様式等			
7-1	職員参集者受付簿	□	資-173
7-2	災害対処個票	□	資-174
7-3	災害箇所一覧表	□	資-175
7-4	災害被害状況報告書	□	資-176
7-5	被災台帳	□	資-178
7-6	火災・災害等即報要領（様式）	□	資-180
7-7	福岡県災害調査報告実施要綱（様式）	□	資-186
7-8	災害救助法（様式）	□	資-220
7-9	福岡県消防相互応援協定（様式）	□	資-230
7-10	福岡県緊急消防援助隊受援計画（様式）	□	資-234
7-11	放送要請（様式）	□	資-235
7-12	自衛隊災害派遣要請（町長→県知事）	□	資-236
7-13	自衛隊災害派遣要請（県知事→自衛隊）	□	資-237
7-14	労働者斡旋要請	□	資-238
7-15	災害ボランティアセンター設置協力依頼書、災害ボランティアセンター活動状況報告書	□	資-239
7-16	災害ボランティア受付票	□	資-241
7-17	避難所開設準備チェックリスト	□	資-242
7-18	避難者カード	□	資-243
7-19	避難所収容者名簿	□	資-244
7-20	避難所運営記録	□	資-245
7-21	避難所設置及び収容状況	□	資-246
7-22	行方不明者名簿	□	資-247
7-23	医療救護所開設状況報告	□	資-248
7-24	緊急通行車両証明書等（様式1～4）	□	資-249
7-25	遺体処理票	□	資-253
7-26	遺留品処理票	□	資-253
7-27	建物被災状況チェックシート（コンクリート造）	□	資-254
7-28	建物被災状況チェックシート（木造）	□	資-257
7-29	り災証明書	□	資-260
7-30	被災届出証明書	□	資-261
7-31	義援金受領書	□	資-262

注) ■：データベース、◆：例規、□：様式

— 目 次 —

【町の現況資料】

1 災害危険箇所等

1-1 重要水防箇所（河川）

県知事管理区間 重要水防箇所（河川）

番号	県土整備 事務所名	水系名	河川名	左右 岸別	延長 (m)	位 置		重要 度	予想され る事態	対水防工法
						大字	キロ杭位置			
5-23	京築 (行橋)	祓川	祓川	左 右	1,000 1,000	徳永	草場橋上流	B	溢水	積み土俵工
5-24	京築 (行橋)	祓川	祓川	左	1,100	綾野等	祓郷橋から綾野橋 まで	B	溢水	積み土俵工
5-25	京築 (行橋)	祓川	祓川	左 右	650 1,050	光富	光富橋下流	B	溢水	積み土俵工
5-26	京築 (行橋)	祓川	祓川	右	150	光富	上河原井堰上流	B	溢水	積み土俵工
5-27	京築 (行橋)	祓川	祓川	左	3,000	犀川木井 馬場	新内垣橋下流	B	溢水	積み土俵工
5-28	京築 (行橋)	祓川	祓川	左	1,200	犀川木井 馬場	用作橋下流	B	溢水	積み土俵工
5-29	京築 (行橋)	祓川	祓川	左 右	1,500 1,500	犀川下伊 良原	善治橋上流	B	溢水	積み土俵工
5-32	京築 (行橋)	今川	今川	左 右	100 5,100	南大橋	今川橋から高崎橋 まで	B	溢水	積み土俵工
5-33	京築 (行橋)	今川	今川	左	100	犀川大村	首尾田井堰上流	B	溢水	積み土俵工
5-34	京築 (行橋)	今川	今川	左 右	4,000 4,000	犀川柳瀬	犀川橋から田原橋 まで	B	溢水	積み土俵工
5-35	京築 (行橋)	今川	高屋川	左 右	4,500 4,500	犀川上高 屋	今川合流点から畑 渡橋まで	B	溢水	積み土俵工
5-36	京築 (行橋)	今川	松坂川	左 右	1,400 1,400	犀川木山	今川合流点から白 木原上井堰まで	B	溢水	積み土俵工
5-37	京築 (行橋)	今川	喜多良 川	左 右	4,000 4,000	犀川本庄	今川合流点上流	B	溢水	積み土俵工
5-38	京築 (行橋)	今川	大坂川	左 右	500 500	犀川大村	今川合流点から六 田橋まで	B	溢水	積み土俵工
5-43	京築 (行橋)	長峡川	長峡川	左 右	1,500 1,500	勝山長川	箕田橋から松ノ木 橋まで	B	溢水	積み土俵工
5-44	京築 (行橋)	長峡川	長峡川	左 右	800 800	勝山浦河 内	検手橋上流	C	溢水	積み土俵工
5-49	京築 (行橋)	長峡川	宇田川	左 右	1,800 1,800	勝山大久 保	初代川合流点上流	B	溢水	積み土俵工
5-50	京築 (行橋)	長峡川	矢山川	左	980	勝山岩熊	長峡川合流点から 新岩熊橋まで	C	溢水	積み土俵工
5-51	京築 (行橋)	長峡川	矢山川	左	150	勝山矢山	折戸橋から前田橋 まで	C	溢水	積み土俵工

（資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ 災害危険箇所一覧）」（令和5年10月）福岡県）

1-2 災害危険河川区域

番号	級別	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	位置	
						大字	キロ杭位置
1546	二	今川	大坂川	左	36	犀川大坂	広坪堰下流
1547	二	今川	大坂川	右	36	犀川大坂	カグメ井堰直下流
1548	二	今川	大坂川	左	30	犀川大坂	谷山渡橋上流
1549	二	今川	喜多良川	左	33	犀川大熊	大脇橋上流
1550	二	今川	喜多良川	左	30	犀川喜多良	大脇橋上流 堤原井堰下流
1551	二	今川	喜多良川	左	95	犀川喜多良	岩角井堰下流
1555	二	今川	今川	右	1550	続命院	宇ノ木井堰より 上下流
1556	二	今川	大坂川	左	36	犀川大村	ヒシ田井堰より上流
1557	二	今川	大坂川	左右	33	犀川大村	ヒシ田井堰下流
1558	二	今川	大坂川	左	45	犀川大村	ヒシ田井堰上流
1559	二	今川	喜多良川	左右	125	犀川喜多良	桑原井堰直上下流
1560	二	今川	喜多良川	左	42	犀川大熊	栗屋井堰より下流
1561	二	今川	喜多良川	左	25	犀川喜多良	堤原井堰より下流
1562	二	今川	喜多良川	左	10	犀川喜多良	岩角井堰より下流
1563	二	今川	喜多良川	左	36	犀川喜多良	岩角井堰より下流
1564	二	今川	喜多良川	左	45	犀川喜多良	クッレ井堰
1565	二	今川	喜多良川	右	45	犀川喜多良	クッレ井堰
1566	二	今川	喜多良川	左	51	犀川喜多良	秋田井堰より下流
1567	二	今川	喜多良川	左	45	犀川喜多良	長戸井堰より下流
1568	二	今川	喜多良川	右	45	犀川喜多良	くつわ井堰より下流
1569	二	今川	喜多良川	左	45	犀川喜多良	くつわ井堰より下流
1570	二	今川	喜多良川	右	45	犀川喜多良	桑原井堰直下流
1571	二	今川	喜多良川	左	45	犀川喜多良	桑原井堰直下流
1572	二	今川	喜多良川	左	60	犀川喜多良	桑原井堰より上流
1573	二	今川	高屋川	左	60	犀川八ツ溝	鶴井堰
1574	二	今川	高屋川	左	9	犀川古川	平成筑豊線より上流
1575	二	今川	高屋川	左右	60	犀川古川	宇土井堰より下流
1576	二	今川	高屋川	左	45	犀川本庄	中村井堰
1577	二	今川	高屋川	左右	100	犀川本庄	中村井堰より上流 古川上井堰より下流
1578	二	今川	高屋川	右	30	犀川古川	古川上井堰より下流
1579	二	今川	高屋川	左	30	犀川上高屋	川渕井堰より下流
1580	二	今川	高屋川	右	30	犀川上高屋	中井出井堰より下流
1581	二	今川	松坂川	右	21	犀川木山	白木原上井堰直下流
1582	二	今川	松坂川	右	30	犀川木山	白木原上井堰より上流
1583	二	今川	今川	左	9	犀川花熊	宇ノ木井堰より下流
1584	二	今川	今川	右	220	犀川八ツ溝	高木井堰より下流
1585	二	今川	今川	左	150	犀川大村	尾首田井堰より下流
1586	二	今川	今川	左	140	犀川崎山	八幡橋より下流

番号	級別	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	位置	
						大字	キロ杭位置
1618	二	今川	大坂川	左	30	犀川大坂	広坪堰より下流
1619	二	長峡川	初代川	左	0.5	勝山上田	初代橋より下流
1620	二	長峡川	初代川	左	3	勝山上田	初代橋より下流
1621	二	長峡川	初代川	左	15	勝山上田	初代橋より下流
1622	二	長峡川	初代川	左	30	勝山上田	初代橋より下流
1623	二	長峡川	初代川	左	6	勝山大久保	初代橋より下流
1624	二	長峡川	初代川	左	10	勝山大久保	初代橋より下流
1625	二	長峡川	初代川	右	10	勝山上田	下河原井堰上流 新町橋下流
1626	二	長峡川	初代川	左	8	勝山大久保	下河原井堰より上流
1627	二	長峡川	初代川	左	8	勝山大久保	梨ノ木より下流
1628	二	長峡川	初代川	右	3	勝山大久保	新町橋より下流
1629	二	長峡川	初代川	右	15	勝山松田	新町裏橋上流
1630	二	長峡川	初代川	左	5	勝山松田	延藤井堰上流
1631	二	長峡川	初代川	右	20	勝山松田	上野橋上流
1673	二	長峡川	長峡川	左	50	勝山上田	前田井堰より下流
1674	二	長峡川	長峡川	左	10	勝山上田	前田井堰より下流
1675	二	長峡川	長峡川	右	10	勝山上田	畠鉾橋より下流
1676	二	長峡川	長峡川	右	6	勝山上田	畠鉾井堰
1677	二	長峡川	長峡川	左	0.8	勝山上田	折口橋より上流
1678	二	長峡川	長峡川	右	30	勝山宮原	松ノ木橋より下流
1679	二	長峡川	長峡川	左	150	勝山浦河内	西光寺井堰直上流
1680	二	長峡川	長峡川	左	20	勝山浦河内	ツキマワシ井堰下流
1681	二	長峡川	長峡川	左右	27	勝山浦河内	柳越橋下流
1682	二	長峡川	矢山川	右	10	勝山岩隈	下井出井堰より直下流
1683	二	長峡川	矢山川	左	15	勝山岩隈	湯屋小路井堰より下流
1684	二	長峡川	矢山川	左	15	勝山岩隈	樋ノ口井堰より上流
1685	二	長峡川	矢山川	右	5	勝山矢山	見原井堰より下流
1686	二	長峡川	矢山川	左	10	勝山矢山	井端井堰より上流
1687	二	長峡川	矢山川	右	15	勝山矢山	流田井堰直下流
1688	二	長峡川	矢山川	右	10	勝山矢山	七草井堰より上流
1689	二	長峡川	矢山川	左	10	勝山上矢山	矢山橋より上流
1690	二	長峡川	矢山川	左	10	勝山上矢山	竹ノ下橋より下流
1691	二	長峡川	矢山川	左	20	勝山上矢山	蔭浦橋より下流
2351	二	祓川	祓川	左	30	上坂	塚田井堰より下流
2352	二	祓川	祓川	右	30	節丸	中峯橋より下流
2353	二	祓川	祓川	左	90	犀川犬垣	四ツ成井堰より下流
2354	二	祓川	祓川	右	90	犀川犬丸	四ツ成井堰より上流
2355	二	祓川	祓川	右	30	犀川犬丸	亀渕井堰より下流

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ 災害危険箇所一覧）」（令和5年10月）福岡県）

1-3 防災重点農業用ため池

ため池名	ため池名	ため池名	ため池名
小井頭池	畠池	研場（２）池	中尾新池
鯉頭池	舟山池	小豆池	裏ノ谷池
手取池	堂ヶ迫池	マナゴ迫池	頭無池
下池	研場（１）池	山ヶ谷池	上ノ池
大無田池	蜂ヶ迫上池	松坂上池	ヤブサメ池
新池	蜂ヶ迫下池	松坂下池	荒谷池
大村石堂池	蒲生池	城坂下池	国富池
幸ヶ谷池	山田上池	城坂上池	巢鳥池
玉の井池	鳥井原池	新池	大谷池
原池	立割池	ツルブロ谷池	新荒谷池
浦田池	小古野池	小堤池	大池
次郎ヶ迫池	大古野池	虎池	地藏田池
勿体ヶ迫池	後ノ谷下池	五升田池	大正池
新池	後ノ谷上池	若名田池	西郷池
大池	原田上池	大池	ガランデ池
常道池	原田中池	宮ノ谷前池	後野池
神田池	塚田池	大迫池	蓮池
福六の１池	原田新池	長迫池	鳥越池
新池	加治久池	加廊戸池	後迫池
杓子池	雁俣池	勝山池	五反田池
宮田池	石ヶ坪上池	小堤池	吉ヶ迫池
幸ヶ谷上池	石ヶ坪中池	五別当池	香田池
長迫池	石ヶ坪下池	南ヶ迫池	小池
郷屋ヶ谷池	後ヶ谷上池	古池	杉ヶ谷池
耳取池	棚田池	五位の木池	椎木谷下池
中尾池	木山向池	北ヶ迫池	寺池
グミヶ迫池	小松池	安藤寺池	笹原池
大屋池	綿打池	前山池	御所園池
上池	小池	万吉原池	出口池
新池	後ヶ谷下池	大池	石ノ口池
宮池	峰池	貝持池	猪ノ迫池
宮ノ下池	鉄光坊池	新道寺池	山田池
小太石池	汐井川池	亀田池	中尾池
オバタケ池	村中池	新池	中原池
正安寺池	山田池	小原池	徳蔵池
免入ド池	新池	新池	

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ 災害危険箇所一覧）」（令和５年１０月）福岡県）

1-4 町管内のため池

番号	水系名	溜池名	所在地	かんがい面積 (ha)	築造年 (年)	型式	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)	備考
犀 001	今川	小井頭池	犀川木山	5.7	1865	均一型アースダム	4.8	114.0	50,000	
犀 002	"	鯉頭池	犀川花熊	4.1	1937	均一型アースダム	6.2	105.0	36,000	
犀 003	"	手取池	犀川久富	7.5	1854	均一型アースダム	3.4	72.0	20,000	
犀 004	"	下池	犀川古川	22.4	1854	均一型アースダム	7.5	70.0	30,000	
犀 005	"	本庄池	犀川本庄	330.9	1948	均一型アースダム	18.8	234.3	1,539,000	
犀 006	"	大無田池	犀川谷口	11.0	1872	均一型アースダム	5.8	89.0	25,000	
犀 007	"	新池	犀川久富	10.0	1930	均一型アースダム	8.1	59.0	30,000	
犀 008	"	大村石堂池	犀川大村	5.0	1868 頃	センターコア型アースダム	12.5	78.0	101,000	
犀 009	"	幸ヶ谷池	犀川花熊	4.3	不明	均一型アースダム	5.9	95.0	17,100	
犀 010	"	玉の井池	犀川久富	0.6	1930	均一型アースダム	5.0	68.0	8,000	
犀 011	祓川	原池	犀川上伊良原	0.9	1887	傾斜コア型アースダム	6.4	84.0	3,000	
犀 012	今川	浦田池	犀川木山	2.1	1869	均一型アースダム	5.1	81.0	10,000	
犀 013	"	次郎ヶ迫池	犀川上高屋	6.2	不明	均一型アースダム	9.7	64.0	11,200	
犀 014	"	勿体ヶ迫池	犀川下高屋	1.1	1926	傾斜コア型アースダム	5.8	43.0	9,000	
犀 015	"	新池	犀川古川	22.3	1854	均一型アースダム	2.4	53.0	14,000	
犀 016	"	大池	犀川古川	20.6	1854	均一型アースダム	6.9	89.0	14,000	
犀 017	"	常道池	犀川古川	17.7	1854	均一型アースダム	5.5	41.0	10,000	
犀 018	"	神田池	犀川谷口	2.1	1872	傾斜コア型アースダム	4.3	52.0	15,000	
犀 019	"	福六の1池	犀川木山	1.9	1866	均一型アースダム	3.7	66.0	10,000	
犀 020	"	新池	犀川木山	1.2	1866	均一型アースダム	3.3	49.0	12,000	
犀 021	"	杓子池	犀川木山	0.9	1869	均一型アースダム	6.3	95.0	12,000	
犀 022	"	宮田池	犀川木山	1.9	1865	均一型アースダム	5.0	78.0	15,000	
犀 023	"	幸ヶ谷上池	犀川花熊	4.3	不明	均一型アースダム	4.6	58.0	10,000	
犀 024	"	長迫池	犀川上高屋	5.4	1871	傾斜コア型アースダム	4.9	29.0	12,000	
犀 025	"	郷屋ヶ谷池	犀川末江	12.0	1869	均一型アースダム	5.7	65.0	6,000	
犀 026	"	耳取池	犀川木井馬場	1.9	1930	均一型アースダム	3.0	48.0	6,000	
犀 027	"	中尾池	犀川上高屋	3.1	1871	均一型アースダム	3.8	55.0	5,600	
犀 028	"	グミヶ迫池	犀川下高屋	1.3	1926	均一型アースダム	3.5	39.0	5,000	
犀 029	"	大屋池	犀川末江	6.9	1869	均一型アースダム	2.4	61.0	3,000	
犀 030	"	池ヶ迫池	犀川末江	5.4	1869	均一型アースダム	4.0	41.0	5,400	
犀 031	"	上池	犀川久富	1.6	不明	均一型アースダム	2.5	62.0	6,000	
犀 032	"	新池	犀川大村	3.0	1944	均一型アースダム	3.9	46.0	3,200	※
犀 033	"	宮池	犀川大村	0.7	1868 頃	均一型アースダム	2.0	35.0	1,800	
犀 034	"	福六の2池	犀川木山	1.0	1866	均一型アースダム	1.0	15.0	1,200	※
犀 035	"	杉ヶ谷池	犀川木山	0.3	1869	均一型アースダム	2.0	15.0	1,100	
犀 036	"	椎木谷下池	犀川上高屋	0.4	1871	均一型アースダム	2.8	20.0	1,500	
犀 037	"	宮ノ下池	犀川上高屋	1.3	1871	均一型アースダム	4.3	60.0	7,000	
犀 038	"	椎木谷上池	犀川上高屋	0.4	1871	均一型アースダム	2.2	34.0	1,000	
犀 039	"	小太石池	犀川谷口	0.5	1872	均一型アースダム	1.8	21.0	4,000	
犀 040	祓川	オバタケ池	犀川上伊良原	0.8	1887	均一型アースダム	1.9	20.0	1,500	※
犀 041	"	小池	犀川下伊良原	0.4	1887	均一型アースダム	4.0	25.0	1,500	※
犀 042	"	正安寺池	犀川内垣	1.3	1930	均一型アースダム	2.9	43.0	4,600	
犀 043	"	上山②池	犀川内垣	1.1	1866	均一型アースダム	3.4	38.0	1,200	
犀 044	今川	免入下池	犀川柳瀬	2.8	1935	均一型アースダム	2.2	46.0	1,000	
犀 045	"	平原池	犀川大坂	3.5	1913	均一型アースダム	4.6	32.0	1,500	※
犀 046	"	峠池	犀川喜多良	0.5	1935	均一型アースダム	-	-	-	※
犀 047	"	小豆池	犀川大熊	1.7	1864	均一型アースダム	2.9	33.0	3,000	
犀 048	"	マナゴ迫池	犀川大熊	1.6	1864	均一型アースダム	3.9	37.0	3,000	※

番号	水系名	溜池名	所在地	かんがい面積 (ha)	築造年 (年)	型式	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m³)	備考
犀 049	〃	山ヶ谷池	犀川下高屋	0.5	1865	均一型アースダム	4.5	31.0	4,000	
犀 050	〃	寺池	犀川古川	0.2	1854	均一型アースダム	2.9	25.0	1,000	
犀 051	〃	松坂上池	犀川松坂	1.5	1914	均一型アースダム	2.4	37.0	2,000	
犀 052	〃	松坂下池	犀川松坂	1.5	1916	均一型アースダム	4.1	44.0	2,000	
犀 053	〃	城坂下池	犀川松坂	0.7	1869	均一型アースダム	3.3	32.0	2,000	
犀 054	〃	城坂上池	犀川松坂	0.6	1869	均一型アースダム	3.8	63.0	4,000	
犀 055	〃	姫神池	犀川花熊	1.0	不明	均一型アースダム	1.7	29.0	2,000	※
犀 056	〃	新池	犀川花熊	1.6	不明	均一型アースダム	2.2	50.0	2,000	
犀 057	祓川	上山①池	犀川内垣	1.1	1919	均一型アースダム	1.7	35.0	4,000	
犀 058	今川	長迫池	犀川大坂	0.8	1913	均一型アースダム	0.7	23.0	900	
犀 059	〃	トビゴ池	犀川大熊	—	1864	均一型アースダム	1.7	16.0	500	※
犀 060	〃	ツルブロ谷池	犀川下高屋	2.2	1865	傾斜コア型アースダム	4.1	20.0	200	
犀 061	〃	トトロ池	犀川下高屋	0.3	1865	傾斜コア型アースダム	3.4	21.0	400	
犀 062	〃	笹原池	犀川松坂	—	1880	傾斜コア型アースダム	3.3	21.0	750	※
犀 063	〃	御所園池	犀川花熊	—	不明	均一型アースダム	2.2	19.0	300	※
犀 064	〃	小堤池	犀川久富	1.6	1930	均一型アースダム	3.6	35.0	500	
犀 065	〃	虎池	犀川本庄	10.0	1912	均一型アースダム	2.1	66.0	15,000	※
犀 066	〃	米台池	犀川内垣	0.9	不明	均一型アースダム	1.8	17.0	500	
勝 001	長峡川	五升田池	勝山池田	1.0	不明	均一型アースダム	3.4	36.0	7,500	
勝 002	〃	若名田池	勝山長川	5.7	不明	均一型アースダム	3.2	63.0	9,000	
勝 003	〃	大池	勝山宮原	9.7	不明	傾斜コア型アースダム	6.9	71.0	50,000	
勝 004	〃	宮ノ谷前池	勝山宮原	8.3	不明	傾斜コア型アースダム	4.0	70.0	16,400	
勝 005	〃	大迫池	勝山宮原	2.8	不明	傾斜コア型アースダム	2.9	144.0	50,000	
勝 006	〃	長迫池	勝山長川	102.2	不明	傾斜コア型アースダム	10.2	107.0	170,000	
勝 007	〃	加廊戸池	勝山長川	96.8	不明	傾斜コア型アースダム	9.0	50.0	67,000	
勝 008	〃	勝山池	勝山黒田	1.4	不明	均一型アースダム	6.7	42.0	9,000	
勝 009	〃	小堤池	勝山黒田	2.6	不明	均一型アースダム	2.3	45.0	5,000	
勝 010	〃	五別当池	勝山黒田	12.4	不明	均一型アースダム	3.5	74.0	7,000	
勝 011	〃	南ヶ迫池	勝山黒田	3.8	不明	均一型アースダム	3.2	72.0	25,700	
勝 012	〃	二又池	勝山黒田	14.2	不明	均一型アースダム	5.4	87.0	11,100	
勝 013	〃	古池	勝山黒田	4.4	不明	均一型アースダム	3.7	27.0	7,800	
勝 014	〃	五位の木池	勝山黒田	7.6	不明	均一型アースダム	5.6	75.0	2,900	
勝 015	〃	北ヶ迫池	勝山黒田	5.2	不明	傾斜コア型アースダム	4.6	70.0	17,200	
勝 016	〃	安藤寺池	勝山黒田	2.6	不明	傾斜コア型アースダム	6.0	55.0	27,000	
勝 017	〃	前山池	勝山黒田	2.6	不明	傾斜コア型アースダム	4.2	38.0	20,000	
勝 018	〃	万吉原池	勝山黒田	9.0	不明	均一型アースダム	2.3	60.0	6,700	
勝 019	〃	大池	勝山箕田	6.2	不明	傾斜コア型アースダム	5.5	100.0	50,000	
勝 020	〃	貝持池	勝山箕田	4.2	不明	傾斜コア型アースダム	6.1	91.0	6,800	
勝 021	〃	新道寺池	勝山箕田	3.6	不明	傾斜コア型アースダム	3.6	55.0	6,800	
勝 022	〃	亀田池	勝山箕田	26.0	不明	傾斜コア型アースダム	8.8	152.0	63,800	
勝 023	〃	新池	勝山箕田	26.0	不明	傾斜コア型アースダム	8.4	74.0	39,900	
勝 024	〃	小原池	勝山松田	19.3	不明	均一型アースダム	7.0	80.0	25,600	
勝 025	〃	畠池	勝山松田	11.3	不明	均一型アースダム	5.5	77.0	8,700	
勝 026	〃	新池	勝山松田	19.7	不明	均一型アースダム	6.9	60.0	7,800	
勝 027	〃	舟山池	勝山松田	1.9	不明	均一型アースダム	5.1	35.0	9,600	
勝 028	〃	堂ヶ迫池	勝山松田	2.5	不明	均一型アースダム	4.9	55.0	8,000	
勝 029	〃	研場①池	勝山松田	8.7	不明	傾斜コア型アースダム	4.8	94.0	8,400	
勝 030	〃	蜂ヶ迫上池	勝山松田	2.1	不明	均一型アースダム	7.9	36.0	9,600	
勝 031	〃	蜂ヶ迫下池	勝山松田	2.1	不明	均一型アースダム	3.5	44.0	11,200	
勝 032	〃	蒲生池	勝山松田	25.0	不明	傾斜コア型アースダム	9.4	76.0	7,200	

番号	水系名	溜池名	所在地	かんがい面積 (ha)	築造年 (年)	型式	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m³)	備考
勝 033	〃	山田上池	勝山松田	0.6	不明	均一型アースダム	5.0	55.0	15,500	
勝 034	〃	鳥井原池	勝山松田	25.2	不明	均一型アースダム	8.7	60.0	12,000	
勝 035	〃	立割池	勝山松田	8.7	不明	均一型アースダム	3.8	60.0	19,200	
勝 036	〃	六反田池	勝山松田	2.5	不明	均一型アースダム	3.6	82.0	3,000	
勝 037	〃	山田池	勝山松田	0.1	不明	均一型アースダム	2.6	47.0	4,000	
勝 038	〃	小古野池	勝山大久保	0.6	不明	均一型アースダム	4.0	70.0	35,000	
勝 039	〃	大古野池	勝山大久保	11.1	不明	均一型アースダム	3.9	91.0	82,000	
勝 040	〃	中尾池	勝山大久保	0.2	不明	傾斜コア型アースダム	6.6	50.0	9,200	
勝 041	〃	後ノ谷下池	勝山大久保	7.1	不明	傾斜コア型アースダム	5.4	35.0	5,200	
勝 042	〃	後ノ谷上池	勝山大久保	7.1	不明	傾斜コア型アースダム	4.9	33.0	5,200	
勝 043	〃	原田上池	勝山大久保	36.1	不明	傾斜コア型アースダム	6.2	300.0	45,000	
勝 044	〃	原田中池	勝山大久保	36.1	不明	傾斜コア型アースダム	6.5	425.0	45,000	
勝 045	〃	塚田池	勝山大久保	36.1	不明	傾斜コア型アースダム	9.2	97.0	49,700	
勝 046	〃	原田新池	勝山大久保	36.1	不明	傾斜コア型アースダム	7.9	265.0	33,000	
勝 047	〃	加治久池	勝山大久保	10.1	不明	傾斜コア型アースダム	7.2	102.0	27,000	
勝 048	〃	雁俣池	勝山大久保	8.0	不明	傾斜コア型アースダム	2.6	99.0	12,000	
勝 049	〃	石ヶ坪上池	勝山大久保	0.8	不明	傾斜コア型アースダム	3.8	81.0	12,500	
勝 050	〃	石ヶ坪中池	勝山大久保	2.4	不明	傾斜コア型アースダム	2.8	56.0	14,000	
勝 051	〃	石ヶ坪下池	勝山大久保	2.4	不明	均一型アースダム	2.9	72.0	16,500	
勝 052	〃	後ヶ谷上池	勝山松田	3.1	不明	均一型アースダム	2.3	50.0	3,000	
勝 053	〃	棚田池	勝山大久保	9.2	不明	傾斜コア型アースダム	14.5	91.0	20,000	
勝 054	〃	木山向池	勝山大久保	0.9	不明	傾斜コア型アースダム	3.0	62.0	6,000	
勝 055	〃	小松池	勝山池田	2.8	不明	均一型アースダム	4.5	78.0	3,000	
勝 056	〃	綿打池	勝山池田	3.3	不明	均一型アースダム	3.1	50.0	2,100	
勝 057	〃	高原池	勝山浦河内	0.7	不明	均一型アースダム	2.5	24.0	700	
勝 058	〃	広谷池	勝山浦河内	-	不明	均一型アースダム	2.1	20.0	200	※
勝 059	〃	小広谷池	勝山浦河内	0.7	不明	均一型アースダム	1.6	22.0	300	
勝 060	〃	宮ノ谷池	勝山岩熊	0.3	不明	均一型アースダム	5.2	24.0	600	
勝 061	〃	小池	勝山宮原	5.2	不明	均一型アースダム	5.0	25.0	2,300	
勝 062	〃	新池	勝山黒田	6.2	不明	傾斜コア型アースダム	4.4	48.0	3,300	
勝 063	〃	後ヶ谷下池	勝山松田	3.1	不明	均一型アースダム	4.6	52.0	3,900	
勝 064	〃	出口池	勝山松田	0.4	不明	均一型アースダム	2.0	38.0	2,000	
勝 065	〃	峰池	勝山松田	1.5	不明	均一型アースダム	1.8	40.0	1,000	
勝 066	〃	鉄光坊池	勝山大久保	7.1	不明	傾斜コア型アースダム	4.0	30.0	3,000	
勝 067	〃	下久保池	勝山大久保	2.3	不明	均一型アースダム	2.3	33.0	2,600	
勝 068	〃	汐井川池	勝山黒田	1.7	不明	均一型アースダム	2.0	34.0	2,000	
勝 069	〃	村中池	勝山松田	2.4	不明	均一型アースダム	1.2	19.0	1,000	
勝 070	〃	山田池	勝山松田	2.1	不明	均一型アースダム	7.7	71.0	12,000	
勝 071	〃	宮ノ谷池	勝山松田	3.8	不明	均一型アースダム	3.4	35.0	800	
勝 072	〃	新池	勝山松田	2.4	不明	均一型アースダム	3.8	53.0	1,100	
勝 073	〃	研場②池	勝山松田	8.7	不明	均一型アースダム	4.0	75.0	1,700	
勝 074	〃	ノバラ池	勝山松田	2.2	不明	均一型アースダム	3.1	45.0	1,400	
勝 075	〃	日焼池	勝山大久保	0.9	不明	均一型アースダム	1.3	76.0	400	
勝 076	〃	中尾新池	勝山大久保	6.2	不明	ファームポイント	5.5	171.0	9,000	
豊 001	祓川	裏ノ谷池	節丸	13.8	1992	傾斜コア型アースダム	14.9	110.0	245,000	
豊 002	〃	頭無池	吉岡	17.8	1875	傾斜コア型アースダム	6.8	155.0	185,000	
豊 003	〃	上ノ池	吉岡	17.8	1899	均一型アースダム	5.2	144.0	25,000	
豊 004	〃	ヤブサメ池	上原	60.5	不明	均一型アースダム	5.4	160.0	31,000	
豊 005	〃	荒谷池	豊津	2.5	1903	傾斜コア型アースダム	4.5	93.0	16,000	
豊 006	〃	五反田池	徳永	7.3	1909	傾斜コア型アースダム	4.1	86.0	12,000	

番号	水系名	溜池名	所在地	かんがい面積 (ha)	築造年 (年)	型式	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m³)	備考
豊 007	今川	小池	彦徳	0.5	1880	傾斜コア型アースダム	5.1	89.0	6,000	
豊 008	祓川	国富池	皆見	27.1	1874	傾斜コア型アースダム	4.3	113.0	120,000	
豊 009	〃	巣鳥池	豊津	9.4	1872	傾斜コア型アースダム	6.1	157.0	75,000	
豊 010	〃	大谷池	光富	19.2	1873	均一型アースダム	5.1	90.0	71,000	
豊 011	今川	新荒谷池	豊津	4.2	不明	傾斜コア型アースダム	13.4	178.0	93,000	
豊 012	〃	大池	彦徳	4.2	1880	均一型アースダム	3.7	137.0	12,000	
豊 013	祓川	地藏田池	徳永	4.6	1883	傾斜コア型アースダム	3.4	174.0	10,000	
豊 014	〃	大正池	光富	3.4	1926	傾斜コア型アースダム	16.1	156.0	270,000	
豊 015	〃	椎ノ木池	節丸	2.0	1889	均一型アースダム	-	-	11,000	※
豊 016	〃	西郷池	豊津	7.9	1903	均一型アースダム	4.9	145.0	35,000	
豊 017	〃	ガランデ池	国分	15.1	1880	均一型アースダム	4.5	89.0	36,000	
豊 018	〃	後野池	節丸	60.5	不明	均一型アースダム	9.1	64.0	7,600	
豊 019	今川	蓮池	彦徳	2.0	1877	均一型アースダム	2.9	53.0	1,200	※
豊 020	〃	鳥越池	高崎	0.5	1919	均一型アースダム	2.8	61.0	3,300	
豊 021	〃	後迫池	高崎	1.7	不明	均一型アースダム	6.3	50.0	4,500	
豊 022	祓川	五反田池	吉岡	4.3	不明	均一型アースダム	3.3	79.0	1,100	
豊 023	〃	吉ヶ迫池	徳永	0.7	不明	均一型アースダム	2.0	36.0	1,100	
豊 024	〃	石ノ口池	惣社	0.3	1895	傾斜コア型アースダム	2.5	48.0	1,200	
豊 025	〃	猪ノ迫池	国分	0.3	1924	均一型アースダム	3.6	54.0	4,400	
豊 026	〃	在馬池	光富	4.8	不明	均一型アースダム	6.6	40.0	4,000	
豊 027	〃	香田池	国分	1.3	不明	ファームポイント	2.9	66.0	2,300	
豊 028	〃	中原池	徳永	0.3	不明	均一型アースダム	2.2	53.0	10,800	

備考欄※：現在使用していないため池

(資料：みやこ町提供資料)

1-5 地すべり防止区域

(1) 京築県土整備事務所 行橋支所所管

番号	事務所名	区域名	所在地	区域面積	指定年月日	告示番号
3	京築行橋支所	鑑畑	みやこ町犀川鑑畑	5.10	S35.8.13	1597

(2) 農林水産省農村振興局所管

番号	区域名	所在地	指定面積 (ha)	指定年月日	備考
7	味見	みやこ町勝山浦河内味見	12.53	農 S48.3.30	

(3) 林野庁所管

番号	区域名	所在地	指定面積 (ha)	指定年月日	備考
4	上矢山	みやこ町勝山上矢山字上ノ山	24.33	S48.4.9	

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ 災害危険箇所一覧）」（令和5年10月）福岡県）

1-6 急傾斜地崩壊危険区域

京築県土整備事務所 行橋支所管内

番号	区域名	所在地	指定面積	指定年月日	告示番号
1	浦河内	みやこ町勝山浦河内字ゴク、メキ	0.3224	S49.12.14	1671
2	藪の下	みやこ町勝山浦河内	0.1287	H23.4.13	670
3	一木	みやこ町犀川大熊字牛ヶ迫外	0.8294	H27.4.24	438
4	喜多良	みやこ町犀川喜多良字石畑、字宅宮、字屋敷、字松山	1.9155	H27.5.8	489

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ 災害危険箇所一覧）」（令和5年10月）福岡県）

1-7 土砂災害（特別）警戒区域（土石流）

区域番号	区域名称	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域	特別警戒区域人家	面積(m ²)		公示	
						警戒区域	特別警戒区域	年月日	番号
622-D-001	花熊1	犀川花熊及び彦徳	622-II-001	○	○	24,670	759	H25.3.26	478
622-D-002	浦ヶ谷	犀川花熊	622-I-001	○		36,669	568	〃	〃
622-D-003	花熊2	犀川花熊	622-II-002	○	○	44,602	7	〃	〃
622-D-004	花熊3	犀川花熊	622-I-002	○		50,227	410	〃	〃
622-D-005	花熊4	犀川花熊	622-I-003			28,274	0	〃	〃
622-D-006	花熊谷	犀川花熊	622-I-004	○		90,431	1,075	〃	〃
622-D-007	山ノ上	犀川久富	622-I-032	○		56,432	1,088	〃	〃
622-D-008	石ヶ迫	犀川末江	622-I-031	○		56,818	222	〃	〃
622-D-009	下末江2	犀川末江	622-II-056	○		38,305	290	〃	〃
622-D-010	下末江1	犀川末江	622-II-055	○		41,318	564	〃	〃
622-D-011	古川2	犀川古川	622-II-054			21,415	0	〃	〃
622-D-012	古川1	犀川古川	622-II-053			31,663	0	〃	〃
622-D-013	山津原	犀川下高屋	622-II-051	○		31,582	1,585	〃	〃
622-D-014	下高屋1	犀川下高屋	622-I-029	○		34,029	53	〃	〃
622-D-015	下高屋2	犀川下高屋	622-II-052			38,803	0	〃	〃
622-D-016	犬丸	犀川犬丸	622-I-073	○		18,376	68	〃	〃

区域番号	区域名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	面積(㎡)		公示	
						警戒区域	特別警戒 区域	年 月 日	番号
622-D-017	犬丸川-2	犀川犬丸	622-I-074-2	○		14,973	7,181	〃	〃
622-D-018	野口谷	犀川木井馬場	622-I-072	○		70,863	388	〃	〃
622-D-019	野口	犀川木井馬場	622-I-071	○		11,737	562	〃	〃
622-D-020	一の井出川	犀川木井馬場	622-I-070			15,998	0	〃	〃
622-D-021	柿木原	犀川木井馬場	622-I-069	○		72,249	336	〃	〃
622-D-022	上木井	犀川木井馬場	622-II-058	○	○	43,739	2,624	〃	〃
622-D-023	寺門	犀川木井馬場	622-I-034	○	○	67,726	1,227	〃	〃
622-D-024	屋敷田-2	犀川木井馬場	622-I-033-2	○		85,184	80	〃	〃
622-D-025	屋敷田-1	犀川木井馬場	622-I-033-1	○		80,022	232	〃	〃
622-D-026	川原谷	犀川木井馬場	622-II-057	○		43,686	2,386	〃	〃
622-D-027	町方1	犀川横瀬	622-II-059	○		47,684	1,156	〃	〃
622-D-028	町方2-1	犀川横瀬	622-II-060-1	○		54,887	413	〃	〃
622-D-029	町方2-2	犀川横瀬	622-II-060-2	○		45,745	2,294	〃	〃
622-D-030	馬場組2	犀川横瀬	622-II-105	○		23,755	2,588	〃	〃
622-D-031	馬場組1	犀川横瀬	622-II-104	○		38,022	5,428	〃	〃
622-D-032	馬場川	犀川横瀬	622-II-103			37,323	0	〃	〃
622-D-033	馬場組谷	犀川横瀬	622-II-102	○		22,392	1,275	〃	〃
622-D-034	龍毛	犀川横瀬	622-I-068	○		51,622	913	〃	〃
622-D-035	龍毛谷	犀川横瀬	622-I-067	○	○	93,054	33,043	〃	〃
622-D-036	龍毛川	犀川横瀬	622-I-066	○		62,428	1,520	〃	〃
622-D-037	蔵持川	犀川下伊良原	622-II-062	○		15,379	9,575	〃	〃
622-D-038	釜の河内川2	犀川下伊良原	622-II-069	○		12,251	623	〃	〃
622-D-039	釜の河内川1	犀川下伊良原	622-II-070	○		6,658	178	〃	〃
622-D-040	西の塚谷1	犀川下伊良原	622-I-038	○		18,708	1,501	〃	〃
622-D-041	岩屋河内川8	犀川下伊良原	622-I-039	○		16,294	124	〃	〃
622-D-042	岩屋河内川9	犀川下伊良原	622-I-040	○		29,792	229	〃	〃
622-D-043	岩屋河内川4-4	犀川下伊良原	622-I-041-4	○		31,775	246	〃	〃
622-D-044	岩屋河内川4-3	犀川下伊良原	622-I-041-3	○		87,030	519	〃	〃
622-D-045	岩屋河内川4-2	犀川下伊良原	622-I-041-2	○		82,122	2,129	〃	〃
622-D-046	岩屋河内川4-1	犀川下伊良原	622-I-041-1	○	○	87,381	29,925	〃	〃
622-D-047	岩屋河内川3	犀川下伊良原	622-I-042			54,611	0	〃	〃
622-D-048	岩屋河内川2	犀川下伊良原	622-I-043			18,570	0	〃	〃
622-D-049	岩屋河内川1	犀川下伊良原	622-I-044	○		53,442	1,360	〃	〃
622-D-050	岩屋河内川10	犀川下伊良原	622-I-045	○	○	20,629	1,518	〃	〃
622-D-051	川久保1	犀川上伊良原	622-I-058	○		79,571	83	〃	〃
622-D-052	藤神川B	犀川上伊良原	622-I-057			27,094	0	〃	〃
622-D-053	川久保2	犀川上伊良原	622-II-098			26,901	0	〃	〃
622-D-054	川久保谷2	犀川上伊良原	622-II-097	○		3,576	204	〃	〃
622-D-055	古屋河内1	犀川上伊良原	622-I-046	○		64,955	260	〃	〃
622-D-056	古屋河内川	犀川上伊良原	622-I-047			59,969	0	〃	〃
622-D-057	古屋河内2	犀川上伊良原	622-I-048	○		69,057	72	〃	〃
622-D-058	寺河内川-1	犀川上伊良原	622-II-082-1	○		11,972	153	〃	〃
622-D-059	寺河内川-2	犀川上伊良原	622-II-082-2	○		18,915	51	〃	〃
622-D-060	鳥越	犀川上伊良原	622-II-081	○		11,826	145	〃	〃
622-D-061	藤神	犀川上伊良原	622-I-056	○	○	34,492	466	〃	〃
622-D-062	藤神川A	犀川上伊良原	622-I-055			34,774	0	〃	〃
622-D-063	柿尾川	犀川上伊良原	622-I-049	○	○	28,251	1,774	〃	〃
622-D-064	扇谷川3	犀川扇谷	622-II-085	○		9,409	2,083	〃	〃
622-D-065	扇谷川2	犀川扇谷	622-II-084	○	○	13,351	3,911	〃	〃
622-D-066	扇谷川1	犀川扇谷	622-II-083	○	○	14,954	661	〃	〃
622-D-067	神丸谷	犀川扇谷	622-II-096	○		9,167	81	〃	〃
622-D-068	神丸川	犀川扇谷	622-II-095	○		26,806	8,913	〃	〃
622-D-069	船頭谷	犀川帆柱	622-II-093			28,127	0	〃	〃
622-D-070	船頭	犀川帆柱	622-II-094	○		12,851	51	〃	〃
622-D-071	平鶴川-4	犀川帆柱	622-I-050-4	○		26,197	308	〃	〃
622-D-072	平鶴川-3	犀川帆柱	622-I-050-3	○		27,693	155	〃	〃

区域番号	区域名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	面積(㎡)		公示	
						警戒区域	特別警戒 区域	年 月日	番号
622-D-073	平鶴川-2	犀川帆柱	622-I-050-2	○		43,390	230	〃	〃
622-D-074	平鶴川-1	犀川帆柱	622-I-050-1	○	○	68,217	37,073	〃	〃
622-D-075	中屋敷谷1	犀川帆柱	622-I-054			51,134	0	〃	〃
622-D-076	中屋敷谷3	犀川帆柱	622-II-088	○		4,828	647	〃	〃
622-D-077	荒畑川	犀川帆柱	622-I-053			31,847	0	〃	〃
622-D-078	中屋敷谷2	犀川帆柱	622-II-089	○	○	2,224	320	〃	〃
622-D-079	杉山3	犀川帆柱	622-II-092	○	○	6,818	163	〃	〃
622-D-080	杉山5	犀川帆柱	622-I-052	○	○	3,938	1,294	〃	〃
622-D-081	杉山4	犀川帆柱	622-I-051	○		7,691	232	〃	〃
622-D-082	杉山2	犀川帆柱	622-II-091	○		10,811	235	〃	〃
622-D-083	杉山1	犀川帆柱	622-II-090			38,099	0	〃	〃
622-D-084	市場川1	犀川帆柱	622-II-087	○		18,207	9	〃	〃
622-D-085	市場川2	犀川帆柱	622-II-086	○		17,989	391	〃	〃
622-D-086	喜多良川	犀川鑑畑	622-II-035	○		120,495	35,515	〃	〃
622-D-087	鑑畑谷1	犀川鑑畑	622-I-026	○		71,975	285	〃	〃
622-D-088	鑑畑谷2	犀川鑑畑	622-I-025	○	○	55,400	15,403	〃	〃
622-D-089	鑑畑谷3	犀川鑑畑	622-II-034	○		37,895	703	〃	〃
622-D-090	大藪谷	犀川鑑畑及び犀川 喜多良	622-I-024	○	○	49,735	35,850	〃	〃
622-D-091	矢ヶ谷川1	犀川蔵持及び犀川 上高屋	622-II-044	○		116,744	5,001	〃	〃
622-D-092	矢ヶ谷川2	犀川蔵持及び犀川 上高屋	622-II-045	○		116,892	30	〃	〃
622-D-093	畑藪谷-1	犀川上高屋	622-II-043-1	○	○	33,751	23,729	〃	〃
622-D-094	畑藪谷-2	犀川上高屋	622-II-043-2	○		21,803	900	〃	〃
622-D-095	上高屋	犀川上高屋	622-II-046	○		21,382	162	〃	〃
622-D-096	猿林谷-2	犀川上高屋	622-II-047-2	○		76,147	1,946	〃	〃
622-D-097	城ヶ迫-1	犀川上高屋	622-II-041-1	○		33,052	225	〃	〃
622-D-098	中尾	犀川上高屋	622-I-028	○		86,020	356	〃	〃
622-D-099	尾坂	犀川上高屋	622-II-048	○		33,686	400	〃	〃
622-D-100	古賀谷	犀川上高屋	622-II-049	○		47,518	830	〃	〃
622-D-101	古賀	犀川上高屋	622-II-050			36,470	0	〃	〃
622-D-102	中村A	犀川大熊	622-I-019	○		42,892	516	〃	〃
622-D-103	平田	犀川大熊	622-II-022			38,959	0	〃	〃
622-D-104	大熊	犀川大熊	622-II-039	○		31,642	2,744	〃	〃
622-D-105	一木	犀川大熊	622-I-020	○		41,380	752	〃	〃
622-D-106	一木2	犀川大熊	622-II-023	○		4,249	10	〃	〃
622-D-107	長戸2	犀川喜多良	622-II-038	○		70,153	1,750	〃	〃
622-D-108	下喜多良谷3-3	犀川喜多良	622-I-021-3	○		63,309	7	〃	〃
622-D-109	下喜多良谷3-2	犀川喜多良	622-I-021-2	○		59,140	269	〃	〃
622-D-110	下喜多良谷3-1	犀川喜多良	622-I-021-1	○		53,781	1,051	〃	〃
622-D-111	下喜多良谷2	犀川喜多良	622-II-024	○		93,425	939	〃	〃
622-D-112	岩角-2	犀川喜多良	622-I-022-2	○		61,394	365	〃	〃
622-D-113	岩角-1	犀川喜多良	622-I-022-1	○	○	51,312	5,469	〃	〃
622-D-114	長戸1	犀川喜多良	622-II-037	○	○	16,230	3,323	〃	〃
622-D-115	下喜多良谷1	犀川喜多良	622-I-023	○		46,242	302	〃	〃
622-D-116	下喜多良谷4	犀川喜多良	622-II-025	○		44,326	26	〃	〃
622-D-117	下喜多良谷5	犀川喜多良	622-II-026			56,834	0	〃	〃
622-D-118	下喜多良谷6	犀川喜多良	622-II-027	○		37,914	1,010	〃	〃
622-D-119	杉谷	犀川喜多良	622-II-028	○	○	40,373	6,240	〃	〃
622-D-120	下喜多良谷7	犀川喜多良	622-II-029	○	○	4,742	1,580	〃	〃
622-D-121	三ツ枝谷	犀川喜多良	622-II-036	○	○	13,778	2,534	〃	〃
622-D-122	峠川4	犀川喜多良	622-II-033	○		54,876	1,931	〃	〃
622-D-123	峠川3	犀川喜多良	622-II-032	○		88,075	210	〃	〃
622-D-124	峠川1	犀川喜多良	622-II-031	○		15,284	69	〃	〃
622-D-125	峠川2	犀川喜多良	622-II-030	○		4,949	37	〃	〃
622-D-126	藤の木	犀川崎山	622-I-016	○		50,150	222	〃	〃

区域番号	区域名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	面積(㎡)		公示	
						警戒区域	特別警戒 区域	年 月 日	番号
622-D-127	五徳	犀川崎山	622-I-018	○		20,658	614	〃	〃
622-D-128	三十田川	犀川崎山	622-II-021	○		26,913	1,664	〃	〃
622-D-129	柳瀬2-1	犀川崎山	622-II-020-1	○		28,110	838	〃	〃
622-D-130	柳瀬2-2	犀川崎山	622-II-020-2	○		23,705	381	〃	〃
622-D-131	山ノ下谷	犀川柳瀬及び犀川 崎山	622-II-019	○		9,559	273	〃	〃
622-D-132	柳瀬	犀川柳瀬	622-II-018	○		10,539	517	〃	〃
622-D-133	下十手谷	犀川柳瀬	622-I-015			16,612	0	〃	〃
622-D-134	井田迫	犀川柳瀬	622-I-014	○		32,903	313	〃	〃
622-D-135	谷山川-1	犀川大坂	622-I-013-1	○		17,811	8	〃	〃
622-D-136	谷山川-2	犀川大坂	622-I-013-2	○		14,841	111	〃	〃
622-D-137	大坂谷-2	犀川大坂	622-II-017-2	○		53,586	281	〃	〃
622-D-138	大坂谷-1	犀川大坂	622-II-017-1	○		48,149	391	〃	〃
622-D-139	中平川2	犀川大坂	622-II-016	○		48,448	132	〃	〃
622-D-140	中平川1	犀川大坂	622-II-015	○	○	16,168	10,110	〃	〃
622-D-141	大坂川	犀川大坂	622-I-012	○	○	76,279	33,695	〃	〃
622-D-142	山ノ神川2	犀川大坂	622-I-011			18,167	0	〃	〃
622-D-143	山ノ神川1	犀川大坂	622-II-014	○		29,266	148	〃	〃
622-D-144	浦谷川3	犀川大坂	622-II-013	○		60,686	138	〃	〃
622-D-145	浦谷川	犀川大坂	622-II-012	○		51,394	618	〃	〃
622-D-146	浦谷川2	犀川大坂	622-II-011	○		14,469	3,912	〃	〃
622-D-147	笹原2	犀川松坂	622-II-005	○		32,939	341	〃	〃
622-D-148	松坂川	犀川松坂	622-I-008	○		87,413	939	〃	〃
622-D-149	大村1-2	犀川大村	622-II-006-2			12,976	0	〃	〃
622-D-150	大村1-1	犀川大村	622-II-006-1	○		8,998	45	〃	〃
622-D-151	大村2	犀川大村	622-II-007			16,391	0	〃	〃
622-D-152	谷口	犀川谷口	622-I-010			19,650	0	〃	〃
622-D-153	木山2	犀川木山	622-II-004	○		56,162	694	〃	〃
622-D-154	木山1-1	犀川木山	622-II-003-1	○		41,934	280	〃	〃
622-D-155	木山1-2	犀川木山	622-II-003-2	○		41,609	49	〃	〃
622-D-156	中ノ瀬	みやこ町大字崎山 及び赤村大字赤	622-I-017			30,141		H26.2 .21	119
623-D-001	上矢山川	勝山上矢山	623-I-003	○		23,542	902	H25.1 2.27	1933
623-D-002	上矢山谷1	勝山上矢山	623-II-004	○		5,958	40	〃	〃
623-D-003	別所河内川	勝山上矢山	623-II-003			33,579	0	〃	〃
623-D-004	米山谷1	勝山上矢山	623-I-002	○		52,087	531	〃	〃
623-D-005	米山谷2	勝山上矢山	623-II-002	○		50,123	416	〃	〃
623-D-006	矢山川	勝山矢山	623-I-001	○		16,721	105	〃	〃
623-D-007	矢山川2	勝山矢山	623-II-001	○		21,072	15	〃	〃
623-D-008	上河内谷3	勝山浦河内	623-I-008	○		30,143	5,340	〃	〃
623-D-009	上河内谷4	勝山浦河内	623-I-009	○		30,423	244	〃	〃
623-D-010	上河内谷5	勝山浦河内	623-I-010	○		19,009	173	〃	〃
623-D-011	上河内谷2	勝山浦河内	623-I-007	○		4,032	97	〃	〃
623-D-012	上河内谷6	勝山浦河内	623-I-011	○		5,316	488	〃	〃
623-D-013	上河内谷1	勝山浦河内	623-I-006	○		5,373	54	〃	〃
623-D-014	上河内谷7	勝山浦河内	623-I-012	○		19,726	178	〃	〃
623-D-015	上河内谷8-2	勝山浦河内	623-I-013-2	○		39,162	104	〃	〃
623-D-016	上河内谷8-1	勝山浦河内	623-I-013-1	○		30,444	280	〃	〃
623-D-017	程ヶ峯	勝山浦河内	623-I-005	○		14,291	186	〃	〃
623-D-018	程ヶ峯2	勝山浦河内	623-I-004	○		14,836	215	〃	〃
623-D-019	広谷川	勝山浦河内	623-I-014			37,040	0	〃	〃
623-D-020	下河内谷	勝山浦河内	623-I-015	○		100,810	369	〃	〃
623-D-021	下河内谷2	勝山浦河内	623-I-016			67,486	0	〃	〃
623-D-022	ゴクメキ	勝山浦河内	623-I-017			35,139	0	〃	〃
623-D-023	初代川	勝山松田	623-II-005	○	○	70,436	1,814	〃	〃
623-D-024	初代川2	勝山松田	623-I-018	○		147,313	641	〃	〃

区域番号	区域名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	面積(㎡)		公示	
						警戒区域	特別警戒 区域	年 月 日	番号
623-D-025	菩提川	勝山松田	623-I-019	○		74,849	14	〃	〃
623-D-026	研場川ー2	勝山松田	623-I-020-2	○		143,069	121	〃	〃
623-D-027	研場川ー1	勝山松田	623-I-020-1			282,618	0	〃	〃
623-D-028	宇田川	勝山松田	623-II-006	○	○	155,487	11,218	〃	〃
623-D-029	函師	勝山大久保	623-I-021	○		83,450	1,198	〃	〃
623-D-030	函師川ー2	勝山大久保	623-I-022-2	○		35,842	222	〃	〃
623-D-031	函師川ー1	勝山大久保	623-I-022-1	○		52,457	34	〃	〃
213-D-004	天生田谷ー1	行橋市大字天生田 及びみやこ町彦徳	213-III-002-1	○		12,681	261	H25.3 .26	480
213-D-005	天生田谷ー新	行橋市大字天生田 及びみやこ町彦徳	213-ND-001	○		16,935	56	〃	〃
231-D-006	天生田谷ー2	行橋市大字天生田 及びみやこ町彦徳	213-III-002-2	○		17,178	2,974	〃	〃

(資料:「福岡県地域防災計画(資料編Ⅱ 災害危険箇所一覧)」(令和5年10月)福岡県)

1-8 土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊)

区域番号	区域名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	最大 高さ (m)	最大 勾配 (°)	面積(㎡)		公示	
								警戒区域	特別警戒 区域	年 月 日	番号
624-K-001	国作	国作	624-I-003N	○		12	42	2,908	825	H24.1 2.7	2024
624-K-002	妙見	国作及び惣社	624-I-004A	○		10	79	4,528	964	〃	〃
624-K-003	中屋敷-2	惣社	624-I-005N-2	○	○	8	57	3,118	504	〃	〃
624-K-004	中屋敷-1	惣社	624-I-005N-1	○		6	60	153	32	〃	〃
624-K-005	宮ノ上-1	徳政	624-I-011N-1	○		7	33	939	235	〃	〃
624-K-006	宮ノ上-2	徳政	624-I-011N-2	○		7	79	1,136	138	〃	〃
624-K-007	宮ノ上-3	徳政	624-I-011N-3	○	○	5	72	302	17	〃	〃
624-K-008	平-2	上坂	624-I-013N- 2・II-007N	○	○	17	73	15,149	4,069	〃	〃
624-K-009	平-1	上坂	624-I-013N-1	○	○	17	51	14,657	4,228	〃	〃
624-K-010	苗字田-1	上原	624-I-014N-1	○		15	55	9,711	3,122	〃	〃
624-K-011	苗字田-2	上原	624-I-014N-2	○		12	45	5,113	1,729	〃	〃
624-K-012	台ヶ下(a)	豊津	624-II-011N	○	○	32	78	29,320	12,157	〃	〃
624-K-013	台ヶ原下(A)-2	豊津	624-I-016N- 2・III-003N	○	○	23	55	11,317	4,422	〃	〃
624-K-014	台ヶ原下(A)-1	豊津	624-I-016N-1	○	○	27	38	3,559	1,425	〃	〃
624-K-015	光富西区(d)	豊津及び光富	624-III-002N	○		8	45	1,935	435	〃	〃
624-K-016	台ヶ原下(B)	豊津	624-I-015N	○	○	14	35	3,078	1,096	〃	〃
624-K-017	峯-3	光富	624-I-017N-3	○		7	41	774	207	〃	〃
624-K-018	峯-2	光富	624-I-017N-2	○	○	7	71	1,094	61	〃	〃
624-K-019	峯-1	光富	624-I-017N-1	○	○	16	39	1,612	425	〃	〃
624-K-020	節丸(a)-2	光富	624-I-018N-2	○		8	34	948	204	〃	〃
624-K-021	節丸(a)-1	光富及び節丸	624-I-018N-1	○		6	39	1,404	327	〃	〃
624-K-022	光富西区(a)	光富	624-II-008N	○	○	7	34	315	99	〃	〃
624-K-023	光富西区(b)	光富	624-II-009N	○	○	12	51	1,528	515	〃	〃
624-K-024	光富西区-1	光富	624-NK-006	○		6	52	384	64	〃	〃
624-K-025	光富西区(c)	光富	624-II-010N	○	○	8	43	1,728	424	〃	〃
624-K-026	光富西区(e)	光富	624-III-005N	○		14	40	776	240	〃	〃
624-K-027	節丸-1	節丸	624-NK-007	○		12	40	1,811	612	〃	〃

区域番号	区域名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 家	最大 高 さ(m)	最大 勾配 (°)	面積(m ²)		公示	
								警戒 区域	特別 警戒 区域	年 月 日	番 号
624-K-028	キト	節丸	624-Ⅰ-020N・ Ⅰ-021N	○	○	13	46	11,893	3,803	〃	〃
624-K-029	節丸(b)	節丸	624-Ⅱ-012N・ Ⅱ-017N	○	○	16	50	8,576	2,954	〃	〃
624-K-030	節丸(d)	節丸	624-Ⅱ-016N・ Ⅲ-008N	○	○	16	46	10,895	3,912	〃	〃
624-K-031	節丸(f)	節丸	624-Ⅱ-015N	○	○	12	51	2,822	854	〃	〃
624-K-032	節丸(k)	節丸及び犀川 犬丸	624-Ⅲ-007N	○		27	47	4,531	1,546	〃	〃
624-K-033	二月谷	豊津	624-Ⅰ-012N	○		8	63	1,803	260	〃	〃
624-K-034	豊津-2	豊津	624-NK-005	○		13	47	10,041	3,159	〃	〃
624-K-035	緑ヶ丘-1	豊津	624-NK-004	○		7	36	852	161	〃	〃
624-K-036	豊津-1	豊津	624-NK-003	○	○	17	69	2,742	678	〃	〃
624-K-037	彦徳-1	彦徳	624-NK-002	○		13	70	2,704	758	〃	〃
624-K-038	高崎屋敷-5	彦徳	624-NK-001	○		11	47	4,071	1,127	〃	〃
624-K-039	高崎屋敷-1	彦徳	624-Ⅰ-006N-1	○	○	15	61	3,140	1,039	〃	〃
624-K-040	高崎屋敷-2	彦徳	624-Ⅰ-006N-2	○		8	63	1,095	268	〃	〃
624-K-041	高崎屋敷-3	彦徳	624-Ⅰ-006N-3	○		6	42	426	94	〃	〃
624-K-042	高崎(a)	彦徳	624-Ⅰ-006N- 4・Ⅱ-003N	○	○	24	63	13,665	4,835	〃	〃
624-K-043	高崎(b)	彦徳	624-Ⅲ-001N	○		7	32	1,011	219	〃	〃
624-K-044	彦徳(e)	彦徳	624-Ⅱ-004N	○	○	18	40	2,644	932	〃	〃
624-K-045	熊本-2	彦徳	624-Ⅰ-007N-2	○	○	9	56	1,699	323	〃	〃
624-K-046	熊本-1	彦徳	624-Ⅰ-007N-1	○	○	12	41	1,695	566	〃	〃
624-K-047	彦徳(d)	彦徳	624-Ⅱ-005N	○		8	68	2,001	292	〃	〃
624-K-048	彦徳(b)	彦徳	624-Ⅰ-009N	○	○	8	72	3,905	582	〃	〃
624-K-049	吹揚-1	彦徳	624-Ⅰ-001N-1	○		14	60	1,002	261	〃	〃
624-K-050	吹揚-2	彦徳	624-Ⅰ-001N-2	○	○	14	64	490	126	〃	〃
624-K-051	吹揚-3	彦徳	624-Ⅰ-001N-3	○	○	9	66	974	174	〃	〃
624-K-052	吹揚-4	彦徳	624-Ⅰ-001N-4	○	○	6	49	152	21	〃	〃
624-K-053	吹揚-5	彦徳	624-Ⅰ-001N-5	○	○	12	55	525	146	〃	〃
624-K-054	吹揚-6	彦徳	624-Ⅰ-001N-6	○	○	5	48	301	52	〃	〃
624-K-055	吹揚-7	彦徳	624-Ⅰ-001N-7	○	○	10	67	1,573	356	〃	〃
624-K-056	彦徳-2	彦徳	624-NK-009	○		5	40	208	39	〃	〃
624-K-057	彦徳-4	彦徳	624-NK-011	○		8	59	340	83	〃	〃
624-K-058	彦徳-3	彦徳	624-NK-010	○		13	61	3,768	874	〃	〃
624-K-059	彦徳(c)	彦徳	624-Ⅱ-002N	○	○	5	60	361	55	〃	〃
624-K-060	彦徳(a)-2	彦徳	624-Ⅰ-002N-2	○	○	18	44	6,182	2,345	〃	〃
624-K-061	彦徳(a)-1	彦徳	624-Ⅰ-002N-1	○		8	34	2,015	152	〃	〃
624-K-062	彦徳(f)	行橋市大字矢 畠及びみやこ 町彦徳	624-Ⅱ-001A	○	○	20	67	10,725	3,106	H25.3 .26	480
622-K-001	西中角	犀川花熊	622-Ⅰ-002N	○	○	24	46	5,923	2,412	H25.3 .26	478
622-K-002	地藏院	犀川花熊	622-Ⅰ-001N	○	○	8	51	2,156	494	〃	〃
622-K-003	大蔵庵(c)	犀川続命院	622-Ⅱ-002N	○		24	50	7,777	2,794	〃	〃
622-K-004	大蔵庵(a)	犀川続命院	622-Ⅰ-005N	○	○	28	44	13,095	5,322	〃	〃
622-K-005	大蔵庵(b)	犀川続命院	622-Ⅰ-004N	○		10	36	2,697	868	〃	〃
622-K-006	古川-1	犀川古川	622-Ⅱ-011N_1	○		18	36	3,253	1,236	〃	〃

区域番号	区域名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	最大 高 さ(m)	最大 勾配 (°)	面積(m ²)		公示	
								警戒 区域	特別 警戒 区域	年 月 日	番号
622-K-007	古川－2	犀川古川	622-II-011N_2	○		13	40	2,194	786	〃	〃
622-K-008	古川－3	犀川古川	622-II-011N_3	○		10	38	2,391	755	〃	〃
622-K-009	上末江(a)	犀川末江	622-II-014N	○	○	25	45	5,783	2,511	〃	〃
622-K-010	下高屋(a)	犀川下高屋	622-I-022N	○	○	18	45	6,007	2,143	〃	〃
622-K-011	下高屋(b)	犀川下高屋	622-I-023N	○	○	30	61	15,235	5,941	〃	〃
622-K-012	下高屋(c)	犀川下高屋	622-II-013N	○	○	6	52	1,383	118	〃	〃
622-K-013	内垣(a)	犀川内垣	622-II-016N	○	○	20	61	11,087	3,350	〃	〃
622-K-014	東講(d)	犀川内垣	622-II-015N	○	○	14	56	3,041	1,023	〃	〃
622-K-015	犬丸－1	犀川犬丸	622-I-034N_1	○		7	55	1,593	354	〃	〃
622-K-016	犬丸－2	犀川犬丸	622-I-034N_2	○	○	12	50	4,617	1,161	〃	〃
622-K-017	下木井(b)	犀川木井馬場	622-II-018N	○	○	22	40	9,493	3,256	〃	〃
622-K-018	下木井(A)	犀川木井馬場	622-I-032N	○	○	28	51	12,792	4,029	〃	〃
622-K-019	下木井(a)－2	犀川木井馬場	622-I-033N_2	○	○	32	50	5,635	2,522	〃	〃
622-K-020	下木井(a)－1	犀川木井馬場	622-I-033N_1	○	○	29	45	4,992	2,008	〃	〃
622-K-021	上木井	犀川木井馬場	622-I-038N	○	○	38	50	18,663	8,610	〃	〃
622-K-022	上木井(a)－1	犀川木井馬場	622-II-022N_1	○	○	28	66	11,746	4,071	〃	〃
622-K-023	上木井(a)－2	犀川木井馬場	622-II-022N_2			6	44	731	0	〃	〃
622-K-024	屋敷田－2	犀川木井馬場	622-II-023N_2	○	○	23	55	12,736	3,940	〃	〃
622-K-025	屋敷田－1	犀川木井馬場	622-II-023N_1	○		28	50	5,600	2,292	〃	〃
622-K-026	野口(a)	犀川木井馬場	622-I-039N	○		34	55	13,405	5,052	〃	〃
622-K-027	野口(b)	犀川木井馬場	622-II-024N	○		11	70	1,472	321	〃	〃
622-K-028	寺門(a)	犀川木井馬場	622-I-037N	○	○	8	40	957	248	〃	〃
622-K-029	柿木原(a)－1	犀川木井馬場	622-I-041N_1	○		22	73	1,774	512	〃	〃
622-K-030	柿木原(a)－2	犀川木井馬場	622-I-041N_2	○		10	50	2,470	538	〃	〃
622-K-031	上木井(b)	犀川木井馬場	622-II-030N	○	○	44	48	10,075	5,630	〃	〃
622-K-032	馬場組	犀川横瀬	622-II-031N	○	○	30	59	5,056	2,383	〃	〃
622-K-033	西ノ原(a)	犀川横瀬	622-II-036N	○	○	21	55	3,987	1,684	〃	〃
622-K-034	龍毛(a)	犀川横瀬	622-I-044N	○	○	33	48	27,514	10,724	〃	〃
622-K-035	西ノ原(c)	犀川横瀬	622-II-033N	○		32	47	6,971	2,378	〃	〃
622-K-036	龍毛(c)	犀川横瀬	622-II-035N	○	○	58	35	17,593	10,577	〃	〃
622-K-037	釜の河内(b)－2	犀川下伊良原	622-II-041N-2	○		80	37	4,342	2,031	〃	〃
622-K-038	釜の河内(c)	犀川下伊良原	622-II-040N	○	○	63	32	21,113	11,541	〃	〃
622-K-039	古賀-2	犀川下伊良原	622-I-101A-2	○		37	43	19,961	7,832	〃	〃
622-K-040	古賀-1	犀川下伊良原	622-I-101A-1			26	45	7,506	0	〃	〃
622-K-041	岩屋河内(a)－2	犀川下伊良原	622-II-048N-2	○	○	6	59	910	163	〃	〃
622-K-042	岩屋河内(a)－1	犀川下伊良原	622-II-048N-1	○		15	40	812	266	〃	〃
622-K-043	岩屋河内(b)	犀川下伊良原	622-II-047N	○	○	44	51	6,200	2,989	〃	〃
622-K-044	中村	犀川上伊良原	622-II-101A	○		43	43	22,163	7,713	〃	〃
622-K-045	川久保(a)	犀川上伊良原	622-I-054N			27	45	4,778	0	〃	〃
622-K-046	古屋河内(a)	犀川上伊良原	622-I-053N	○	○	52	40	38,132	19,431	〃	〃
622-K-047	古屋河内(a)－2	犀川上伊良原	622-II-053N-2	○		48	38	5,632	2,763	〃	〃
622-K-048	古屋河内(a)－1	犀川上伊良原	622-II-053N-1	○	○	74	63	23,962	13,898	〃	〃
622-K-049	古屋河内(b)－1	犀川上伊良原	622-II-054N-1	○	○	11	40	13,885	4,905	〃	〃
622-K-050	古屋河内(b)－2	犀川上伊良原	622-II-054N-2	○		40	35	4,378	2,254	〃	〃
622-K-051	古屋河内(b)	犀川上伊良原	622-I-058N	○		45	38	8,392	4,054	〃	〃
622-K-052	鳥越	犀川上伊良原	622-I-056N	○	○	34	57	19,396	7,607	〃	〃
622-K-053	古屋河内(c)－1	犀川上伊良原	622-II-055N-1	○	○	36	43	16,718	6,436	〃	〃
622-K-054	古屋河内(c)－2	犀川上伊良原	622-II-055N-2	○	○	72	46	23,936	15,263	〃	〃
622-K-055	藤神	犀川上伊良原	622-I-059N	○	○	33	37	8,036	2,828	〃	〃

区域番号	区域名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	最大 高 さ(m)	最大 勾配 (°)	面積(m ²)		公示	
								警戒 区域	特別 警戒 区域	年 月 日	番 号
622-K-056	柿尾	犀川上伊良原	622-I-057N	○	○	34	45	3,927	1,518	〃	〃
622-K-057	扇谷(d)	犀川扇谷	622-II-056N	○	○	9	35	984	310	〃	〃
622-K-058	扇谷(c)	犀川扇谷	622-II-057N	○		10	32	517	140	〃	〃
622-K-059	扇谷(b)	犀川扇谷	622-II-058N	○	○	55	51	8,696	4,626	〃	〃
622-K-060	扇谷(a)	犀川扇谷	622-II-059N	○		50	49	7,282	3,326	〃	〃
622-K-061	神丸	犀川扇谷	622-II-060N	○		12	43	2,073	749	〃	〃
622-K-062	平鶴(d)	犀川帆柱	622-II-061N	○	○	17	59	1,739	616	〃	〃
622-K-063	平鶴(b)	犀川帆柱	622-II-062N・ 622-II-063N	○	○	42	46	22,006	9,667	〃	〃
622-K-064	平鶴(a)	犀川帆柱	622-II-064N	○	○	48	52	13,964	6,976	〃	〃
622-K-065	宮の上	犀川帆柱	622-I-060N	○		47	40	7,871	4,621	〃	〃
622-K-066	船頭	犀川帆柱	622-I-062N	○	○	51	46	20,264	9,545	〃	〃
622-K-067	平鶴(e)	犀川帆柱	622-II-065N	○	○	27	63	4,411	2,825	〃	〃
622-K-068	帆柱(b)	犀川帆柱	622-II-068N	○	○	39	49	30,447	14,529	〃	〃
622-K-069	帆柱(c)-1	犀川帆柱	622-II-067N-1	○	○	19	55	4,285	2,172	〃	〃
622-K-070	帆柱(c)-2	犀川帆柱	622-II-067N-2	○		29	45	1,920	715	〃	〃
622-K-071	帆柱(d)	犀川帆柱	622-II-070N	○	○	40	50.1	8,209	4,166	〃	〃
622-K-072	帆柱(a)	犀川帆柱	622-I-061N	○	○	35	37	9,046	3,436	〃	〃
622-K-073	帆柱(e)	犀川帆柱	622-II-066N	○	○	41	34	13,860	7,008	〃	〃
622-K-074	帆柱(f)	犀川帆柱	622-II-069N	○	○	38	40	10,183	5,568	〃	〃
622-K-075	久保(a)	犀川帆柱	622-I-063N	○	○	61	42	20,530	11,936	〃	〃
622-K-076	中屋敷(a)	犀川帆柱	622-II-073N	○	○	35	42	14,629	8,187	〃	〃
622-K-077	中屋敷(b)	犀川帆柱	622-II-075N	○	○	42	35	12,862	4,551	〃	〃
622-K-078	中屋敷(c)	犀川帆柱	622-II-079N	○	○	78	37	21,570	13,392	〃	〃
622-K-079	久保(b)	犀川帆柱	622-II-072N	○	○	42	38	26,604	14,046	〃	〃
622-K-080	杉山(a)	犀川帆柱	622-II-074N	○	○	26	44	8,533	3,528	〃	〃
622-K-081	杉山(b)	犀川帆柱	622-II-077N	○	○	44	43	5,790	2,722	〃	〃
622-K-082	杉山(c)	犀川帆柱	622-II-076N	○	○	77	43	22,345	14,156	〃	〃
622-K-083	帆柱(g)	犀川帆柱	622-II-080N	○		25	39	5,860	1,976	〃	〃
622-K-084	市場	犀川帆柱	622-II-071N	○	○	26	50	9,899	3,655	〃	〃
622-K-085	古峠	犀川鐙畑	622-I-047N	○		32	36	7,252	2,706	〃	〃
622-K-086	角ヶ岳(a)	犀川鐙畑	622-I-046N	○		19	34	2,788	1,063	〃	〃
622-K-087	椎の木	犀川鐙畑	622-I-045N	○	○	30	46	8,323	2,643	〃	〃
622-K-088	角ヶ岳(b)	犀川鐙畑	622-II-038N	○	○	70	35	7,463	5,995	〃	〃
622-K-089	小屋場	犀川鐙畑	622-I-042N	○	○	12	65	3,509	967	〃	〃
622-K-090	上高屋	犀川上高屋	622-II-020N	○	○	7	73	1,574	315	〃	〃
622-K-091	折立B	犀川上高屋	622-II-021N	○		15	40	1,382	498	〃	〃
622-K-092	折立A	犀川上高屋	622-I-030N	○	○	7	53	2,891	548	〃	〃
622-K-093	尾坂-3	犀川上高屋	622-I-031N_3	○	○	12	45	3,439	1,103	〃	〃
622-K-094	尾坂-2	犀川上高屋	622-I-031N_2	○	○	26	43	6,303	1,998	〃	〃
622-K-095	尾坂-1	犀川上高屋	622-I-031N_1	○	○	37	44	17,881	6,930	〃	〃
622-K-096	坂殿	犀川上高屋	622-II-012N	○	○	15	63	2,356	629	〃	〃
622-K-097	一木-2	犀川大熊	622-I-029N_2	○	○	5	53	467	83	〃	〃
622-K-098	一木-1	犀川大熊	622-I-029N_1	○	○	30	58	15,138	5,631	〃	〃
622-K-099	平田(a)	犀川大熊	622-I-028N	○	○	18	65	6,158	1,978	〃	〃
622-K-100	長戸-1	犀川喜多良	622-II-019N_1	○		8	52	550	176	〃	〃
622-K-101	長戸-2	犀川喜多良	622-II-019N_2	○		5	40	578	103	〃	〃
622-K-102	喜多良-2	犀川喜多良	622-I-035N_2	○	○	48	48	12,022	4,860	〃	〃
622-K-103	喜多良-3	犀川喜多良	622-I-035N_3	○	○	8	45	1,797	429	〃	〃

区域番号	区域名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	最大 高 さ(m)	最大 勾配 (°)	面積(m ²)		公示	
								警戒 区域	特別 警戒 区域	年 月 日	番号
622-K-104	喜多良－1	犀川喜多良	622-Ⅰ-035N_1	○	○	65	46	19,221	10,613	〃	〃
622-K-105	三ツ枝(a)－2	犀川喜多良	622-Ⅱ-026N_2	○	○	30	48	5,413	2,636	〃	〃
622-K-106	三ツ枝(a)－1	犀川喜多良	622-Ⅱ-026N_1	○		22	38	2,298	1,172	〃	〃
622-K-107	三ツ枝(b)－3	犀川喜多良	622-Ⅱ-027N_3	○		37	40	10,210	5,009	〃	〃
622-K-108	三ツ枝(b)－1	犀川喜多良	622-Ⅱ-027N_1	○	○	5	52	368	62	〃	〃
622-K-109	三ツ枝(b)－2	犀川喜多良	622-Ⅱ-027N_2	○		12	55	1,380	424	〃	〃
622-K-110	三ツ枝(b)－4	犀川喜多良	622-Ⅱ-027N_4	○		15	48	3,589	1,182	〃	〃
622-K-111	三ツ枝(c)	犀川喜多良	622-Ⅱ-028N	○	○	10	70	776	200	〃	〃
622-K-112	三ツ枝(d)－1	犀川喜多良	622-Ⅱ-029N_1	○	○	50	52	9,115	4,228	〃	〃
622-K-113	三ツ枝(d)－2	犀川喜多良	622-Ⅱ-029N_2	○		34	48	5,078	1,375	〃	〃
622-K-114	峠	犀川喜多良	622-Ⅱ-025N	○	○	15	44	5,664	2,016	〃	〃
622-K-115	石坂－1	犀川崎山	622-Ⅰ-025N_1	○	○	23	43	6,549	2,301	〃	〃
622-K-116	石坂－2	犀川崎山	622-Ⅰ-025N_2	○		42	79	29,862	14,370	〃	〃
622-K-117	崎山(c)	犀川崎山	622-Ⅰ-026N	○		5	39	295	50	〃	〃
622-K-118	観音寺－2	犀川柳瀬	622-Ⅰ-020N_2	○	○	16	46	3,780	1,137	〃	〃
622-K-119	観音寺－1	犀川柳瀬	622-Ⅰ-020N_1	○	○	20	41	3,244	800	〃	〃
622-K-120	柳瀬(A)－1	犀川柳瀬	622-Ⅰ-012N_1	○	○	6	51	2,180	403	〃	〃
622-K-121	柳瀬(A)－2	犀川柳瀬	622-Ⅰ-012N_2	○		5	49	349	50	〃	〃
622-K-122	柳瀬(A)－3	犀川柳瀬	622-Ⅰ-012N_3	○	○	55	49	24,080	11,567	〃	〃
622-K-123	大坂(a)	犀川大坂	622-Ⅱ-003N	○		20	51	2,421	823	〃	〃
622-K-124	浦谷(a)	犀川大坂	622-Ⅰ-006N	○	○	23	55	10,723	3,901	〃	〃
622-K-125	浦谷(b)	犀川大坂	622-Ⅰ-007A	○	○	20	59	6,913	2,157	〃	〃
622-K-126	大坂(c)	犀川大坂	622-Ⅱ-009N	○	○	10	63	1,219	233	〃	〃
622-K-127	大村(a)	犀川大村	622-Ⅱ-005N	○	○	6	67	584	62	〃	〃
622-K-128	大村(c)	犀川大村	622-Ⅱ-004N	○	○	10	42	1,209	317	〃	〃
622-K-129	上大村－1	犀川大村	622-Ⅰ-013A_1	○	○	33	40	8,655	3,567	〃	〃
622-K-130	上大村－2	犀川大村	622-Ⅰ-013A_2	○	○	5	61	925	119	〃	〃
622-K-131	上大村－3	犀川大村	622-Ⅰ-013A_3	○	○	8	40	1,110	272	〃	〃
622-K-132	屋敷田	犀川大村	622-Ⅰ-014N	○	○	14	63	4,522	1,316	〃	〃
622-K-133	建屋敷	犀川大村	622-Ⅰ-015N	○	○	35	59	12,430	4,356	〃	〃
622-K-134	山下－3	犀川山鹿	622-Ⅰ-016N_3	○		20	45	5,131	1,831	〃	〃
622-K-135	山下－2	犀川山鹿	622-Ⅰ-016N_2	○	○	10	51	2,615	710	〃	〃
622-K-136	山下－1	犀川山鹿	622-Ⅰ-016N_1	○	○	13	45	3,080	1,042	〃	〃
622-K-137	神川(c)	犀川谷口	622-Ⅱ-007N	○		5	79	206	11	〃	〃
622-K-138	神川(b)－1	犀川谷口	622-Ⅱ-008N_1	○		14	66	2,707	689	〃	〃
622-K-139	神川(b)－2	犀川谷口	622-Ⅱ-008N_2	○		15	45	2,375	818	〃	〃
622-K-140	神川(a)	犀川谷口	622-Ⅰ-008N	○	○	10	53	4,890	1,066	〃	〃
622-K-141	堂の本	犀川谷口	622-Ⅰ-009N	○	○	8	75	4,495	822	〃	〃
622-K-142	木山(b)－1	犀川木山	622-Ⅱ-001N_1	○	○	5	57	512	79	〃	〃
622-K-143	木山(b)－2	犀川木山	622-Ⅱ-001N_2	○	○	5	65	1,154	145	〃	〃
622-K-144	木山(a)	犀川木山	622-Ⅰ-010N	○	○	8	68	3,363	524	〃	〃
622-K-145	出口屋敷	犀川木山	622-Ⅰ-011N	○		6	56	1,283	231	〃	〃
622-K-146	古薬師	犀川木山	622-Ⅰ-003N	○	○	11	65	2,864	554	〃	〃
623-K-001	迫筋屋敷	勝山上矢山	623-Ⅰ-001N	○		60	39	9,506	4,543	H25.1 2.27	1933
623-K-002	上矢山(d)－1	勝山上矢山	623-NK-005-1	○	○	43	53	15,587	7,016	〃	〃
623-K-003	上矢山(d)－2	勝山上矢山	623-NK-005-2	○		10	50	743	204	〃	〃
623-K-004	米山	勝山上矢山	623-Ⅰ-002N	○	○	20	63	5,810	1,789	〃	〃
623-K-005	上矢山(b)	勝山上矢山	623-Ⅱ-001N	○	○	94	41	32,702	19,696	〃	〃

区域番号	区域名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	最大 高 さ(m)	最大 勾配 (°)	面積(m ²)		公示	
								警戒 区域	特別 警戒 区域	年 月 日	番 号
623-K-006	上矢山(c)	勝山上矢山	623-Ⅲ-001N	○		104.2	36.7	30,119	18,915	〃	〃
623-K-007	上矢山(a)	勝山上矢山	623-Ⅱ-002N	○	○	57	44	22,486	11,065	〃	〃
623-K-008	米山(a)	勝山上矢山及び勝山矢山	623-Ⅱ-006N・ 623-Ⅲ-003N	○	○	81	48	46,017	22,765	〃	〃
623-K-009	正徳法-1	勝山矢山	623-Ⅰ-008N-1	○	○	13	45	1,862	608	〃	〃
623-K-010	正徳法-2	勝山矢山	623-Ⅰ-008N-2	○	○	29	48	11,016	3,727	〃	〃
623-K-011	矢山(d)	勝山矢山	623-NK-006	○	○	11.6	45.4	1,412	450	〃	〃
623-K-012	矢山(b)	勝山矢山	623-Ⅱ-008N・ 623-Ⅱ-009N	○	○	14	53	5,310	1,703	〃	〃
623-K-013	矢山(c)	勝山矢山	623-Ⅱ-007N	○	○	16	48	3,035	932	〃	〃
623-K-014	道佛屋敷-1	勝山矢山	623-Ⅰ-007N-1	○		77	38	17,901	11,557	〃	〃
623-K-015	道佛屋敷-2	勝山矢山	623-Ⅰ-007N-2	○	○	34	54	7,891	3,196	〃	〃
623-K-016	迫-1	勝山矢山	623-Ⅰ-006N-1	○		14	38	2,954	1,050	〃	〃
623-K-017	迫-2	勝山矢山	623-Ⅰ-006N-2	○	○	10	48	1,444	395	〃	〃
623-K-018	岩熊(a)	勝山矢山及び勝山岩熊	623-Ⅱ-014N	○		32	54	20,183	7,687	〃	〃
623-K-019	岩熊(b)	勝山岩熊	623-Ⅱ-013N	○	○	7	54	1,055	102	〃	〃
623-K-020	岩熊(d)	勝山岩熊	623-Ⅲ-006N	○	○	16.7	46.5	6,024	2,069	〃	〃
623-K-021	上河内(a)	勝山浦河内	623-Ⅰ-003N	○	○	127	46	76,624	49,761	〃	〃
623-K-022	上河内(e)-2	勝山浦河内	623-NK-001-2	○		7	44	1,573	385	〃	〃
623-K-023	上河内(e)-1	勝山浦河内	623-NK-001-1	○		80.5	43.6	40,340	21,755	〃	〃
623-K-024	上河内(b)	勝山浦河内	623-Ⅰ-005N	○	○	71	40	20,094	10,068	〃	〃
623-K-025	上河内(f)-2	勝山浦河内	623-NK-002-2	○		5	40	296	31	〃	〃
623-K-026	上河内(f)-1	勝山浦河内	623-NK-002-1	○	○	34.6	44	15,123	5,926	〃	〃
623-K-027	上河内(c)-2	勝山浦河内	623-Ⅱ-003N-2	○		8	60	1,020	222	〃	〃
623-K-028	上河内(c)-1	勝山浦河内	623-Ⅱ-003N-1	○	○	50.9	44	14,335	6,393	〃	〃
623-K-029	上河内(g)-1	勝山浦河内	623-NK-004-1	○		118	41	19,302	12,210	〃	〃
623-K-030	上河内(g)-2	勝山浦河内	623-NK-004-2	○		6	38	431	24	〃	〃
623-K-031	浦河内	勝山浦河内	623-Ⅰ-004N	○	○	48	39	26,476	10,619	〃	〃
623-K-032	上河内(d)	勝山浦河内	623-Ⅱ-004N	○	○	89	44	39,663	22,541	〃	〃
623-K-033	下河内(c)	勝山浦河内	623-Ⅲ-002N	○	○	10	48	755	206	〃	〃
623-K-034	下河内(a)	勝山浦河内	623-Ⅱ-005N	○	○	71	42	32,262	16,652	〃	〃
623-K-035	下河内(b)	勝山浦河内及び勝山岩熊	623-Ⅱ-010N・ 623-Ⅱ-011N・ 623-Ⅱ-012N	○	○	39	57	39,717	17,125	〃	〃
623-K-036	イノ迫	勝山浦河内	623-Ⅰ-012N	○	○	30	62	21,138	7,973	〃	〃
623-K-037	藪ノ下	勝山浦河内	623-Ⅰ-010N	○	○	21.6	42.4	11,141	2,627	〃	〃
623-K-038	下河内(e)	勝山浦河内	623-NK-003	○		16	56.8	7,985	2,693	〃	〃
623-K-039	桃迫-2	勝山浦河内	623-Ⅰ-009N-2	○		5	47	487	96	〃	〃
623-K-040	桃迫-1	勝山浦河内	623-Ⅰ-009N-1	○	○	12	46	2,091	590	〃	〃
623-K-041	下河内(d)	勝山浦河内	623-Ⅲ-005N	○		16	73	2,598	631	〃	〃
623-K-042	程ヶ峰-2	勝山浦河内	623-Ⅰ-011N-2	○	○	8	45	1,115	265	〃	〃
623-K-043	程ヶ峰-1	勝山浦河内	623-Ⅰ-011N-1	○	○	39	36	7,073	2,734	〃	〃
623-K-044	浦河内(b)	勝山浦河内	623-Ⅲ-004N	○		61	49	30,527	14,397	〃	〃
623-K-045	箕田(b)	勝山箕田	623-Ⅱ-015N	○		8	42	2,850	805	〃	〃
623-K-046	箕田(c)-1	勝山箕田	623-Ⅱ-016N-1			5	76	116	0	〃	〃
623-K-047	箕田(c)-2	勝山箕田	623-Ⅱ-016N-2	○		11	46	1,397	451	〃	〃
623-K-048	箕田(d)	勝山箕田	623-Ⅲ-007N	○		12.4	46.7	7,719	2,318	〃	〃
623-K-049	箕田(a)	勝山箕田	623-Ⅰ-013A	○		6	50	1,256	221	〃	〃

区域番号	区域名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	最大 高 さ(m)	最大 勾配 (°)	面積(m ²)		公示	
								警戒 区域	特別 警戒 区域	年 月 日	番号
623-K-050	下田－1	勝山松田	623-I-014N-1	○		10	47	1,305	376	〃	〃
623-K-051	下田－2	勝山松田	623-I-014N-2	○	○	7	60	1,537	310	〃	〃
623-K-052	下田(b)	勝山松田	623-III-008N	○	○	39.2	42.5	3,982	1,575	〃	〃
623-K-053	下田(a)	勝山松田	623-II-017N	○	○	56	34	14,416	7,243	〃	〃
623-K-054	下田(c)－2	勝山松田	623-NK-007-2	○		6	50	254	47	〃	〃
623-K-055	下田(c)－1	勝山松田	623-NK-007-1	○		5	54	323	47	〃	〃
623-K-056	菩提	勝山松田	623-I-015N	○	○	10	61	1,578	300	〃	〃
623-K-057	御手水(a)	勝山松田	623-II-018N			7.4	40.4	611	0	〃	〃
623-K-058	無田尾	勝山松田	623-I-016N	○	○	8	54	3,167	738	〃	〃
623-K-059	御手水(b)	勝山松田	623-II-021N	○	○	57	38	12,633	5,805	〃	〃
623-K-060	平尾(a)	勝山大久保	623-II-019N・ 623-III-009N	○	○	20	49.7	11,156	3,458	〃	〃
623-K-061	函師(b)	勝山大久保	623-II-020N	○		8.1	45.6	2,211	595	〃	〃
623-K-062	函師(a)	勝山大久保	623-I-017N	○	○	15	44	5,966	1,996	〃	〃
213-K-087	上黒田	行橋市大字上 稗田及びみや こ町勝山黒田	213-NK-002	○	○	11	59	5,097	1,071	H25.1 2.27	1931

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ 災害危険箇所一覧）」（令和5年10月）福岡県）

1-9 土砂災害（特別）警戒区域（地すべり）

区域番号	区域名称	所在地	危険箇所 番号	ブロック 名	ランク 区分	長さ (m)	幅 (m)	警戒区域 面積(m ²)	公示	
									年月日	番号
622-J-001	鐙畑	みやこ町犀川 鐙畑	4	A	B	62.0	44.0	5,456	H25.3.26	478
				B	B	43.0	47.0	4,042	〃	〃
				C	B	99.0	59.0	11,682	〃	〃
				D	B	54.0	34.0	3,672	〃	〃
				E	B	60.0	47.0	5,640	〃	〃
				F	B	78.0	35.0	5,456	〃	〃
622-J-002	ナメラ	みやこ町犀川 上高屋	3	A	C	245.0	140.0	39,057	H25.11.26	1774
				B	C	125.0	60.0	11,443	〃	〃
623-J-001	上矢山	みやこ町勝山 上矢山	625-002	A	C	354.0	198.0	86,518	R4.9.6	804
				B	C	311.0	98.0	38,073	〃	〃
				C	C	335.0	227.0	93,415	〃	〃
				D	C	367.0	290.0	107,804	〃	〃
				E	C	366.0	159.0	58,402	〃	〃
				F	C	260.0	170.0	46,451	〃	〃
623-J-002	味見	みやこ町勝山 浦河内	b-007	A	C	100.0	154.0	23,417	R4.9.6	804
				B	C	190.0	94.0	27,600	〃	〃
				C	C	95.0	55.0	7,245	〃	〃
				D	C	149.0	49.0	12,634	〃	〃
				E	C	60.0	91.0	7,628	〃	〃
				F	C	132.0	103.0	16,597	〃	〃
				G	C	94.0	40.0	6,380	〃	〃
				H	C	85.0	53.0	7,309	〃	〃
				I	C	287.0	289.0	95,056	〃	〃

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ 災害危険箇所一覧）」（令和5年10月）福岡県）

1-10 山腹崩壊危険地区

(国有林)

番号		位置	保全対象				備考
市町村	地区		人家数	公共施設		道路の種類	
				種類	数量		
625	1	犀川帆柱				県道	

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ 災害危険箇所一覧）」（令和5年10月）福岡県）

(民有林)

番号		位置	保全対象				危険度 ランク	備考
市町村	地区		人家数	公共施設		道路の種類		
				種類	数量			
625	001	勝山上矢山	9			県	A	
625	002	勝山上矢山	6			県	A	
625	003	勝山上矢山	1			県	B	
625	004	勝山浦河内	4			他	B	
625	005	勝山浦河内	4			他	C	
625	006	勝山浦河内	10			他	A	
625	007	勝山浦河内	21			他	A	
625	008	勝山矢山	18			県	A	
625	009	勝山矢山	5			県	C	
625	010	勝山矢山	17			県	A	
625	011	勝山矢山	7			県	C	
625	012	勝山浦河内	3			他	C	
625	013	勝山浦河内	7			他	C	
625	014	勝山黒田	1			他	C	
625	015	勝山黒田	1				C	
625	016	勝山箕田				県	C	
625	017	勝山箕田	6			県	C	
625	018	勝山松田	14			他	A	
625	019	勝山大久保	4			他	C	
625	020	勝山大久保	4			市	C	
625	021	勝山松田	2			他	C	
625	022	彦徳	3			県	C	
625	023	豊津	1			他	C	
625	024	豊津	11			国	B	
625	025	光富	11			他	B	
625	026	節丸	4			他	C	
625	027	節丸	6			国	C	
625	028	犀川花熊	77			県	B	
625	029	犀川花熊	2			他	C	
625	030	犀川木山	2			他	C	
625	031	犀川木山	8			他	C	
625	032	犀川谷口	4			他	C	
625	033	犀川谷口	1				C	
625	034	犀川谷口	3			他	C	
625	035	犀川大村	5			市	C	
625	036	犀川大村	3			他	C	
625	037	犀川大村	6			他	C	
625	038	犀川大村	2			他	C	
625	039	犀川大坂				他	B	
625	040	犀川大坂	11			他	B	
625	041	犀川大坂	4			県	C	
625	042	犀川大村	3			他	C	

番号		位置	保全対象				危険度 ランク	備考
市町村	地区		人家数	公共施設		道路の種類		
				種類	数量			
625	043	犀川大村	5			県	C	
625	044	犀川山鹿	5			他	C	
625	045	犀川山鹿	4				C	
625	046	犀川山鹿	2			他	C	
625	047	犀川柳瀬	56		1	県	B	
625	048	犀川大熊	3				C	
625	049	犀川大熊	1			他	C	
625	050	犀川崎山	1			他	C	
625	051	犀川大熊	12			他	B	
625	052	犀川大熊	9			県	C	
625	053	犀川崎山	4			他	C	
625	054	犀川崎山	3			他	C	
625	055	犀川崎山	47			県	B	
625	056	犀川崎山	14			他	B	
625	057	犀川崎山	51			県	B	
625	058	犀川崎山	3			県	C	
625	059	犀川崎山				他	B	
625	060	犀川崎山	1			他	C	
625	061	犀川喜多良	14			県	B	
625	062	犀川喜多良	7			県	C	
625	063	犀川喜多良	1			県	C	
625	064	犀川崎山				他	C	
625	065	犀川喜多良	2			他	C	
625	066	犀川喜多良	1			他	C	
625	067	犀川喜多良	2			県	C	
625	068	犀川喜多良				県	C	
625	069	犀川喜多良				県	C	
625	070	犀川鎧畑				県	C	
625	071	犀川鎧畑				県	C	
625	072	犀川鎧畑	2			県	C	
625	073	犀川鎧畑	3			県	C	
625	074	犀川鎧畑	13			県	A	
625	075	犀川鎧畑	3			県	C	
625	076	犀川続命院	9			他	C	
625	077	犀川久富				県	C	
625	078	犀川久富	2			県	C	
625	079	犀川久富	48			県	B	
625	080	犀川下高屋	1			他	C	
625	081	犀川下高屋	9			他	C	
625	082	犀川下高屋	4			県	C	
625	083	犀川末江	5			他	C	
625	084	犀川内垣	3			国	C	
625	085	犀川内垣	2			国	C	
625	086	犀川犬丸	21			他	B	
625	087	犀川上高屋	1			他	C	
625	088	犀川上高屋	12			他	B	
625	089	犀川上高屋	31		1	他	B	
625	090	犀川上高屋	3			他	C	
625	091	犀川上高屋	2			他	C	
625	092	犀川上高屋	1			他	C	
625	093	犀川木井馬場	18			国	B	
625	094	犀川木井馬場	3			国	C	
625	095	犀川木井馬場	13			国	B	
625	096	犀川木井馬場	8			国	C	

番号		位置	保全対象				危険度 ランク	備考
市町村	地区		人家数	公共施設		道路の種類		
				種類	数量			
625	097	犀川木井馬場	3			国	C	
625	098	犀川木井馬場	8			国	C	
625	099	犀川木井馬場	3			他	C	
625	100	犀川木井馬場	1			国	C	
625	101	犀川横瀬	1			他	C	
625	102	犀川横瀬	12			国	A	
625	103	犀川横瀬	13			国	B	
625	104	犀川横瀬	8			国	C	
625	105	犀川横瀬	2			国	C	
625	106	犀川横瀬	6			国	C	
625	107	犀川上高屋				国	C	
625	108	犀川下伊良原				国	C	
625	109	犀川下伊良原	2			国	C	
625	110	犀川下伊良原				国	C	
625	111	犀川下伊良原				国	B	
625	112	犀川下伊良原				国	C	
625	113	犀川下伊良原				他	C	
625	114	犀川下伊良原	1			他	C	
625	115	犀川下伊良原	3			国	C	
625	116	犀川下伊良原	12			国	A	
625	117	犀川下伊良原	2			他	C	
625	118	犀川下伊良原	3			他	C	
625	119	犀川下伊良原	6			国	C	
625	120	犀川下伊良原	8			国	C	
625	121	犀川下伊良原	7			国	C	
625	122	犀川上伊良原				国	C	
625	123	犀川上伊良原	4			国	C	
625	124	犀川上伊良原	5		1	国	A	
625	125	犀川上伊良原	1			国	C	
625	126	犀川上伊良原	2		1	国	B	
625	127	犀川上伊良原	4			他	C	
625	128	犀川上伊良原	14			国	B	
625	129	犀川上伊良原	3			他	C	
625	130	犀川上伊良原	15			国	B	
625	131	犀川上伊良原	10			国	A	
625	132	犀川上伊良原	4			他	C	
625	133	犀川上伊良原				国	B	
625	134	犀川上伊良原				国	C	
625	135	犀川扇谷	2			他	C	
625	136	犀川上伊良原				国	C	
625	137	犀川扇谷				国	C	
625	138	犀川扇谷	2			他	C	
625	139	犀川帆柱	3			他	C	
625	140	犀川帆柱	4			他	C	
625	141	犀川帆柱	8			国	C	
625	142	犀川帆柱	7			国	C	
625	143	犀川帆柱	6			国	C	
625	144	犀川帆柱	3			国	C	
625	145	犀川帆柱	3			国	C	
625	146	犀川帆柱	2			国	C	
625	147	犀川帆柱	2			県	C	
625	148	犀川帆柱	9			国	C	
625	149	犀川帆柱	6			国	C	
625	150	犀川帆柱	4			県	B	

番号		位置	保全対象				危険度 ランク	備考
市町村	地区		人家数	公共施設		道路の種類		
				種類	数量			
625	151	犀川帆柱	2			国	C	
625	152	犀川帆柱	1			国	C	
625	153	犀川帆柱	1			国	C	
625	154	犀川帆柱	5			国	A	
625	155	犀川帆柱				国	C	
625	156	犀川帆柱				国	B	
625	157	犀川帆柱				国	B	
625	158	犀川帆柱				国	B	
625	159	犀川帆柱				国	B	
625	160	犀川帆柱				国	C	

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ 災害危険箇所一覧）」（令和5年10月）福岡県）

1-1-1 崩壊土砂流出危険地区

(国有林)

番号		位置	保全対象				備考
市町村	地区		人家数	公共施設		道路の種類	
				種類	数量		
625	001	犀川帆柱	18			県道	
625	002	犀川帆柱	17			県道	

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ 災害危険箇所一覧）」（令和5年10月）福岡県）

(民有林)

番号		位置	保全対象				危険度 ランク	備考
市町村	地区		人家数	公共施設		道路の種類		
				種類	数量			
625	001	勝山黒田				他	C	
625	002	勝山黒田				他	C	
625	003	勝山黒田				他	C	
625	004	勝山黒田				他	C	
625	005	勝山黒田				他	C	
625	006	勝山黒田				他	C	
625	007	勝山黒田				他	C	
625	008	勝山黒田				他	C	
625	009	勝山上矢山	1			県	C	
625	010	勝山上矢山	1			県	B	
625	011	勝山上矢山				県	B	
625	012	勝山池田				県	B	
625	013	勝山池田				県	C	
625	014	勝山上矢山	6			県	B	
625	015	勝山上矢山	1			県	C	
625	016	勝山浦河内	1			他	C	
625	017	勝山上矢山	1			県	C	
625	018	勝山浦河内	7			他	B	
625	019	勝山浦河内	8			他	B	
625	020	勝山浦河内	1			他	B	
625	021	勝山浦河内	1			他	C	
625	022	勝山浦河内	7			他	A	
625	023	勝山浦河内	8			他	B	
625	024	勝山浦河内	6			他	A	

番号		位置	保全対象				危険度 ランク	備考
市町 村	地区		人家数	公共施設		道路の種類		
				種類	数量			
625	025	勝山浦河内	7			他	A	
625	026	勝山浦河内	6			他	C	
625	027	勝山浦河内				県	C	
625	028	勝山浦河内				県	C	
625	029	勝山宮原	3			他	C	
625	030	勝山浦河内				県	B	
625	031	勝山宮原				他	C	
625	032	勝山宮原	3			他	C	
625	033	勝山宮原	1			他	C	
625	034	勝山箕田				他	C	
625	035	勝山松田				他	C	
625	036	勝山松田				林	B	
625	037	勝山松田				林	B	
625	038	勝山松田				林	C	
625	039	勝山松田	4			他	C	
625	040	勝山松田	3			国	C	
625	041	勝山松田	16			国	B	
625	042	勝山松田				他	C	
625	043	勝山松田				他	C	
625	044	勝山松田				他	C	
625	045	勝山松田	5			他	C	
625	046	勝山松田	1			他	C	
625	047	勝山松田				他	C	
625	048	勝山松田	1			他	C	
625	049	勝山松田	1			他	C	
625	050	勝山大久保	6			県	B	
625	051	勝山大久保	5			県	A	
625	052	勝山大久保	5			県	B	
625	053	勝山大久保	5			県	C	
625	054	勝山大久保	7			他	C	
625	055	勝山大久保				他	C	
625	056	勝山大久保				林	C	
625	057	勝山大久保				林	C	
625	058	勝山大久保				林	C	
625	059	節丸				他	C	
625	060	犀川大坂	18			県	A	
625	061	犀川大坂	17			県	A	
625	062	犀川大坂	17			県	A	
625	063	犀川大坂	17			県	A	
625	064	犀川大坂				他	B	
625	065	犀川大坂	4			他	C	
625	066	犀川大坂	10			他	B	
625	067	犀川木山	1			県	C	
625	068	犀川木山	1			県	C	
625	069	犀川木山				林	B	
625	070	犀川花熊	8			他	C	
625	071	犀川末江	1			他	C	
625	072	犀川末江	12			他	B	
625	073	犀川下高屋	8			県	C	
625	074	犀川犬丸				他	C	

番号		位置	保全対象				危険度 ランク	備考
市町 村	地区		人家数	公共施設		道路の種類		
				種類	数量			
625	075	犀川犬丸				他	C	
625	076	犀川犬丸				他	C	
625	077	犀川木井馬場	4			県	C	
625	078	犀川木井馬場	10			県	B	
625	079	犀川上高屋	9			他	C	
625	080	犀川上高屋	5			他	C	
625	081	犀川柳瀬				他	C	
625	082	犀川崎山				他	C	
625	083	犀川上高屋	5			他	C	
625	084	犀川大熊	1			県	C	
625	085	犀川大熊				林	C	
625	086	犀川喜多良	7			県	C	
625	087	犀川喜多良	8			県	B	
625	088	犀川喜多良	3			他	C	
625	089	犀川喜多良	2			県	C	
625	090	犀川喜多良	5			県	C	
625	091	犀川崎山				他	C	
625	092	犀川喜多良				他	C	
625	093	犀川喜多良				他	C	
625	094	犀川喜多良				他	C	
625	095	犀川喜多良				県	C	
625	096	犀川喜多良				県	C	
625	097	犀川喜多良				他	C	
625	098	犀川喜多良	1			他	C	
625	099	犀川喜多良				県	B	
625	100	犀川上高屋	2			他	C	
625	101	犀川喜多良	2			県	C	
625	102	犀川上高屋				他	C	
625	103	犀川鑑畑				県	C	
625	104	犀川鑑畑				県	C	
625	105	犀川鑑畑	2			県	C	
625	106	犀川上高屋	1			他	C	
625	107	犀川上高屋	1			他	C	
625	108	犀川上高屋				他	C	
625	109	犀川横瀬	1			国	C	
625	110	犀川横瀬	5			国	C	
625	111	犀川木井馬場	2			国	C	
625	112	犀川横瀬				国	C	
625	113	犀川上高屋				他	C	
625	114	犀川上高屋				他	C	
625	115	犀川横瀬	2			国	C	
625	116	犀川横瀬	4			国	C	
625	117	犀川上高屋				他	C	
625	118	犀川上高屋	5			国	C	
625	119	犀川上高屋				国	C	
625	120	犀川上高屋				国	C	
625	121	犀川上高屋				国	C	
625	122	犀川上高屋				国	C	
625	123	犀川横瀬	2			国	C	
625	124	犀川横瀬	1			国	C	

番号		位置	保全対象				危険度 ランク	備考
市町 村	地区		人家数	公共施設		道路の種類		
				種類	数量			
625	125	犀川横瀬	4			他	C	
625	126	犀川横瀬	2			国	C	
625	127	犀川横瀬	4			国	C	
625	128	犀川横瀬	8			国	C	
625	129	犀川横瀬	10			国	B	
625	130	犀川横瀬	2			国	B	
625	131	犀川横瀬	7			国	C	
625	132	犀川横瀬	4			国	C	
625	133	犀川下伊良原				国	C	
625	134	犀川下伊良原				国	C	
625	135	犀川下伊良原				国	B	
625	136	犀川横瀬	6			国	B	
625	137	犀川下伊良原				国	C	
625	138	犀川下伊良原				国	C	
625	139	犀川下伊良原				国	C	
625	140	犀川下伊良原				国	B	
625	141	犀川下伊良原				国	C	
625	142	犀川鑑畑	10			県	B	
625	143	犀川鑑畑	9			県	B	
625	144	犀川下伊良原				国	C	
625	145	犀川下伊良原				国	C	
625	146	犀川下伊良原				国	C	
625	147	犀川下伊良原				国	C	
625	148	犀川下伊良原				国	B	
625	149	犀川下伊良原	3			国	B	
625	150	犀川下伊良原	4			国	C	
625	151	犀川下伊良原				国	C	
625	152	犀川下伊良原	8			国	A	
625	153	犀川下伊良原	9			国	C	
625	154	犀川下伊良原	5			国	A	
625	155	犀川下伊良原	1			国	C	
625	156	犀川下伊良原				国	C	
625	157	犀川下伊良原				国	C	
625	158	犀川下伊良原				国	C	
625	159	犀川下伊良原				国	C	
625	160	犀川下伊良原				国	C	
625	161	犀川下伊良原				国	C	
625	162	犀川下伊良原				国	C	
625	163	犀川下伊良原	3			国	C	
625	164	犀川下伊良原	2			国	C	
625	165	犀川下伊良原	5			国	B	
625	166	犀川下伊良原	7			国	C	
625	167	犀川下伊良原	3			国	C	
625	168	犀川下伊良原	3			国	B	
625	169	犀川下伊良原	3			国	B	
625	170	犀川下伊良原	1			他	C	
625	171	犀川下伊良原	4			国	C	
625	172	犀川上伊良原				国	B	
625	173	犀川下伊良原	7			他	C	
625	174	犀川下伊良原	9			国	B	

番号		位置	保全対象				危険度 ランク	備考
市町 村	地区		人家数	公共施設		道路の種類		
				種類	数量			
625	175	犀川下伊良原	5			国	A	
625	176	犀川下伊良原	3			国	C	
625	177	犀川下伊良原				他	B	
625	178	犀川上伊良原	4		1	国	A	
625	179	犀川上伊良原	3			他	C	
625	180	犀川上伊良原				他	C	
625	181	犀川上伊良原				他	C	
625	182	犀川上伊良原	1			他	C	
625	183	犀川上伊良原	2		1	国	A	
625	184	犀川上伊良原				国	B	
625	185	犀川上伊良原	6			国	A	
625	186	犀川上伊良原	13			国	A	
625	187	犀川上伊良原				他	B	
625	188	犀川上伊良原				他	C	
625	189	犀川上伊良原				国	C	
625	190	犀川扇谷	3			国	C	
625	191	犀川扇谷				国	C	
625	192	犀川扇谷				国	C	
625	193	犀川扇谷				国	C	
625	194	犀川扇谷				国	C	
625	195	犀川帆柱	6			国	A	
625	196	犀川上伊良原				他	C	
625	197	犀川扇谷				国	C	
625	198	犀川扇谷				国	C	
625	199	犀川帆柱	5			国	A	
625	200	犀川帆柱	5			国	B	
625	201	犀川帆柱	4			国	C	
625	202	犀川帆柱	6			国	C	
625	203	犀川帆柱	11			国	A	
625	204	犀川帆柱	6			国	A	
625	205	犀川帆柱	9			国	C	
625	206	犀川帆柱	1			国	B	
625	207	犀川帆柱	2			国	B	
625	208	犀川帆柱				林	B	
625	209	犀川帆柱				国	C	
625	210	犀川帆柱				国	B	

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ 災害危険箇所一覧）」（令和5年10月）福岡県）

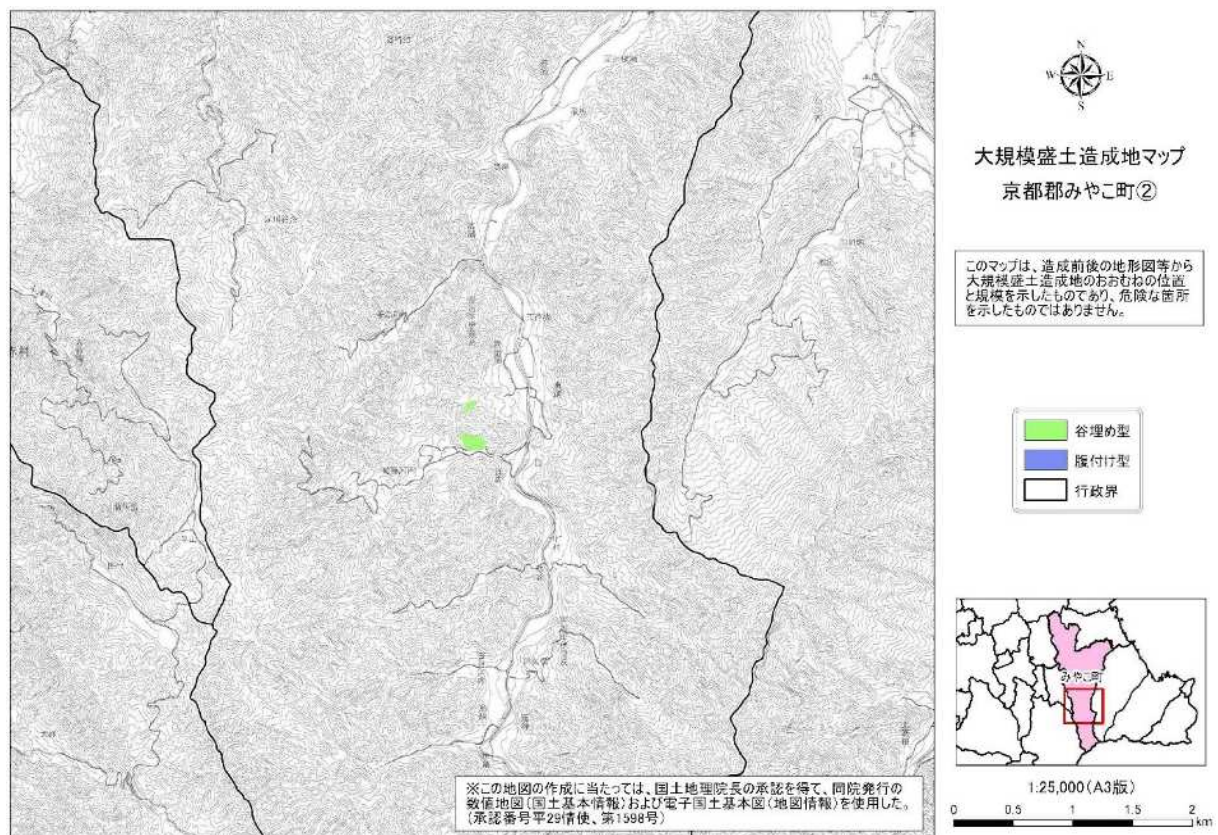
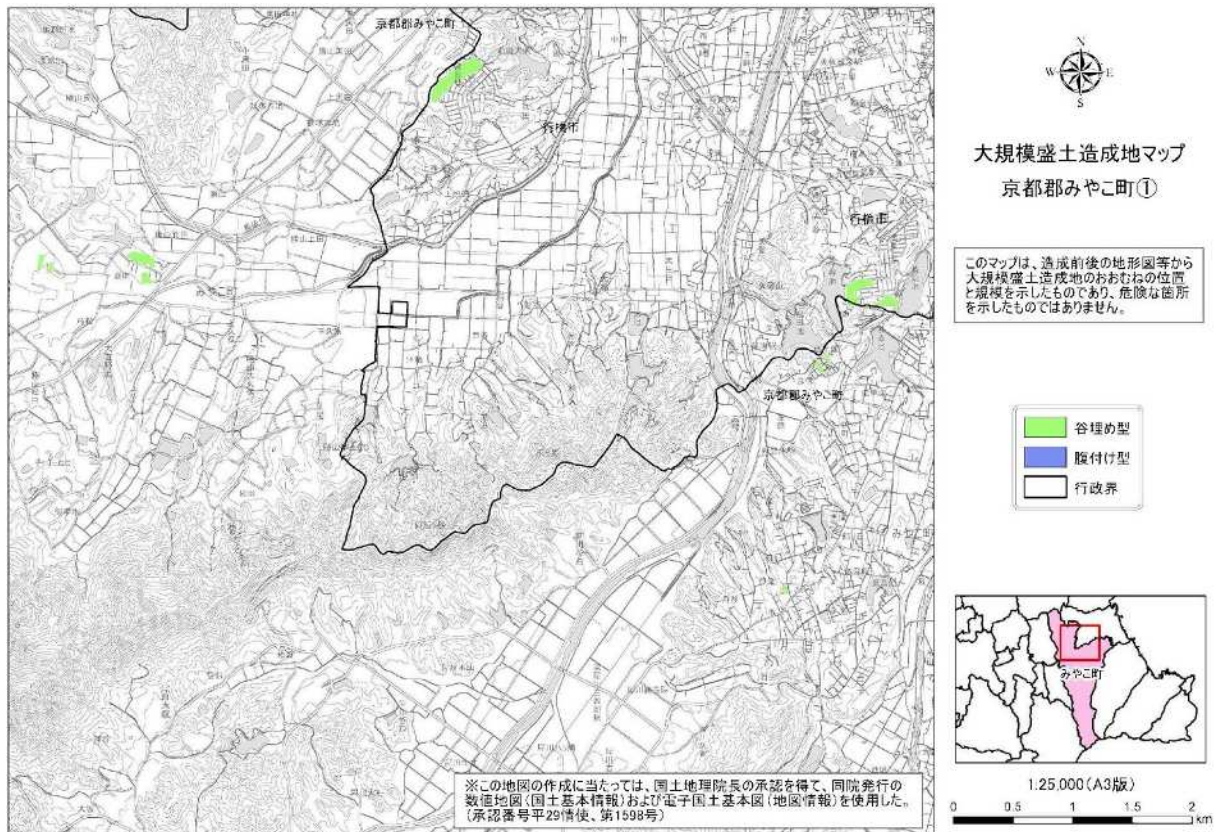
1-12 地すべり危険地区

(民有林)

番号		位置	保全対象				危険度 ランク	備考
市町村	地区		人家数	公共施設		道路の種類		
				種類	数量			
625	001	犀川上高屋				県道	B	
625	002	勝山上矢山	8			県道	A	
625	003	勝山上矢山	2				C	

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ 災害危険箇所一覧）」（令和5年10月）福岡県）

1-13 大規模盛土造成地マップ



(資料：福岡県ホームページ)

1-14 道路危険箇所

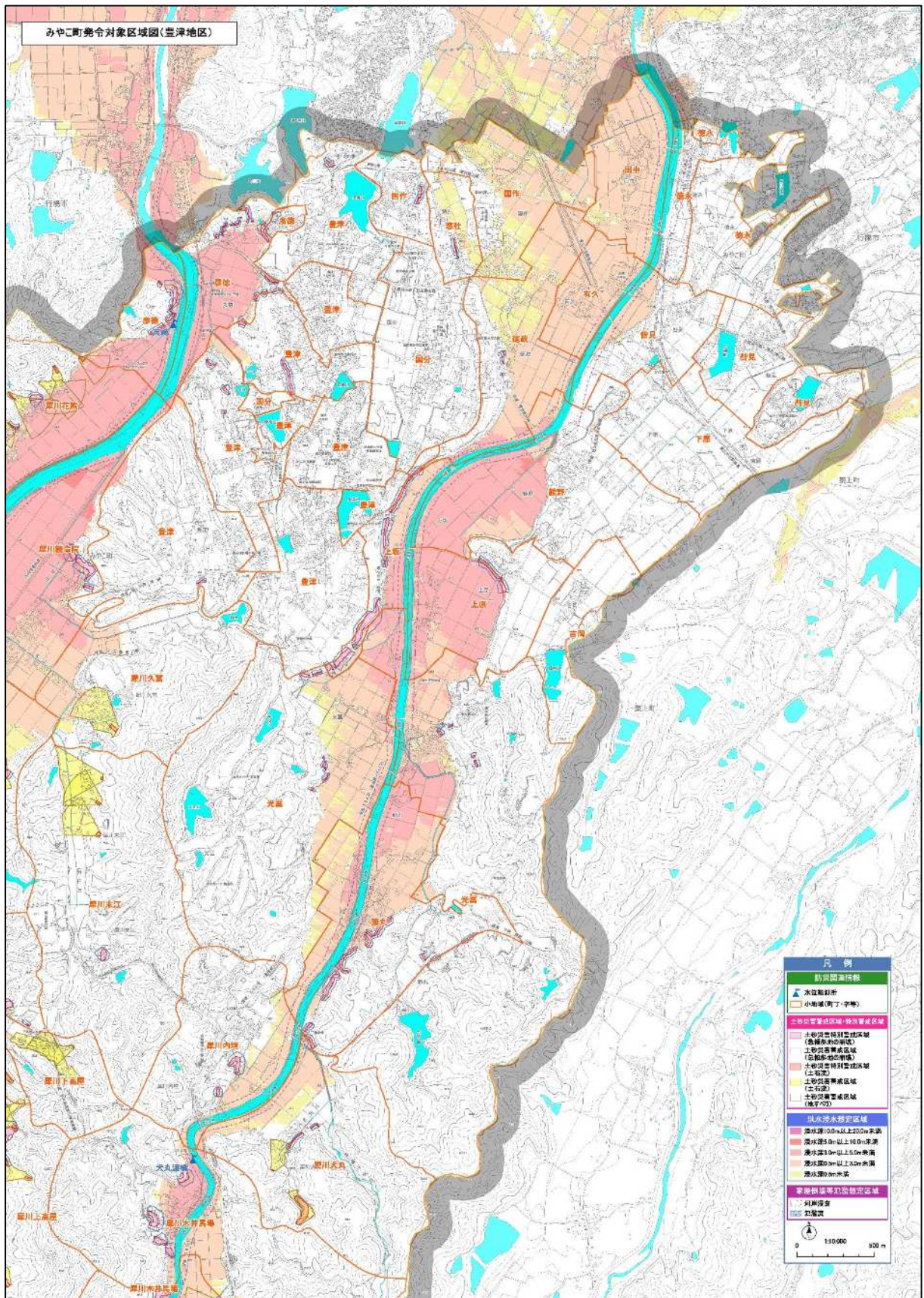
道路 種別	路線名	字	施設管理 番号	総合評価	危険内容	対策工法
主地	犀川豊前	犀川帆柱	E032A004	防災カルテ	落石崩壊	
主地	犀川豊前	犀川帆柱	E032A009	防災カルテ	落石崩壊	コンクリート擁壁
主地	犀川豊前	犀川帆柱	E032A017	防災カルテ	落石崩壊	コンクリート擁壁、ストーンガード、落石防護網工
主地	犀川豊前	犀川帆柱	E032A023	防災カルテ	落石崩壊	土砂（倒木）除去
主地	犀川豊前	犀川帆柱	E032A026	防災カルテ	落石崩壊	
主地	犀川豊前	犀川帆柱	E032A100	防災カルテ	落石崩壊	
主地	犀川豊前	犀川帆柱	E032A120	要対策	落石崩壊	ワイヤーロープ掛工
主地	犀川豊前	犀川帆柱	E032A130	防災カルテ	落石崩壊	
主地	犀川豊前	犀川帆柱	E032A170	防災カルテ	落石崩壊	
主地	犀川豊前	犀川帆柱	E032A180	要対策	落石崩壊	落石防護網工
主地	犀川豊前	犀川帆柱	E032A185	防災カルテ	落石崩壊	
主地	犀川豊前	犀川帆柱	E032A190	要対策	落石崩壊	ワイヤーロープ掛工
主地	犀川豊前	犀川帆柱	E032E017	防災カルテ	土石流	
主地	犀川豊前	犀川帆柱	E032F100	要対策	盛土	グラウンドアンカー工、擁壁工
主地	犀川豊前	犀川帆柱	E032F110	防災カルテ	盛土	
主地	犀川豊前	犀川帆柱	E032F120	防災カルテ	盛土	
主地	犀川豊前	犀川帆柱	E032F130	防災カルテ	盛土	
主地	犀川豊前	犀川帆柱	E032F150	防災カルテ	盛土	
主地	行橋添田	犀川崎山	E034A110	要対策	落石崩壊	場所打ちのり砕工
主地	行橋添田	犀川崎山	E034A120	防災カルテ	落石崩壊	浮石転石除去工、落石防護網
主地	行橋添田	犀川崎山	E064A160	要対策	落石崩壊	ワイヤーロープ掛工
主地	行橋添田	犀川崎山	E064A170	要対策	落石崩壊	落石防護網
主地	行橋添田	犀川崎山	E064A180	防災カルテ	落石崩壊	落石防護網
主地	行橋添田	犀川崎山	E064A190	要対策	落石崩壊	落石防護網
主地	行橋添田線 BP	犀川大坂	E034A310	防災カルテ	落石崩壊	場所打ちのり砕工
主地	行橋添田線 BP	犀川大坂	E034F310	防災カルテ	盛土	盛土材量の更新・改良
主地	苅田採銅所	勝山岩熊	E064G610	防災カルテ	擁壁	
主地	苅田採銅所	勝山岩熊	E064G650	防災カルテ	擁壁	
一県	田川犀川	犀川大坂	E204A010	防災カルテ	落石崩壊	
一県	田川犀川	犀川大坂	E204A020	防災カルテ	落石崩壊	砕工
一県	田川犀川	犀川大坂	E204A040	防災カルテ	落石崩壊	
一県	田川犀川	犀川大坂	E204A050	防災カルテ	落石崩壊	砕工
一県	田川犀川	犀川大坂	E204A070	防災カルテ	落石崩壊	砕工
一県	田川犀川	犀川大坂	E204A090	防災カルテ	落石崩壊	
一県	田川犀川	犀川大坂	E204E010	防災カルテ	土石流	
一県	田川犀川	犀川大坂	E204F010	防災カルテ	盛土	
一県	田川犀川	犀川大坂	E204F040	防災カルテ	盛土	擁壁前面洗掘防止工

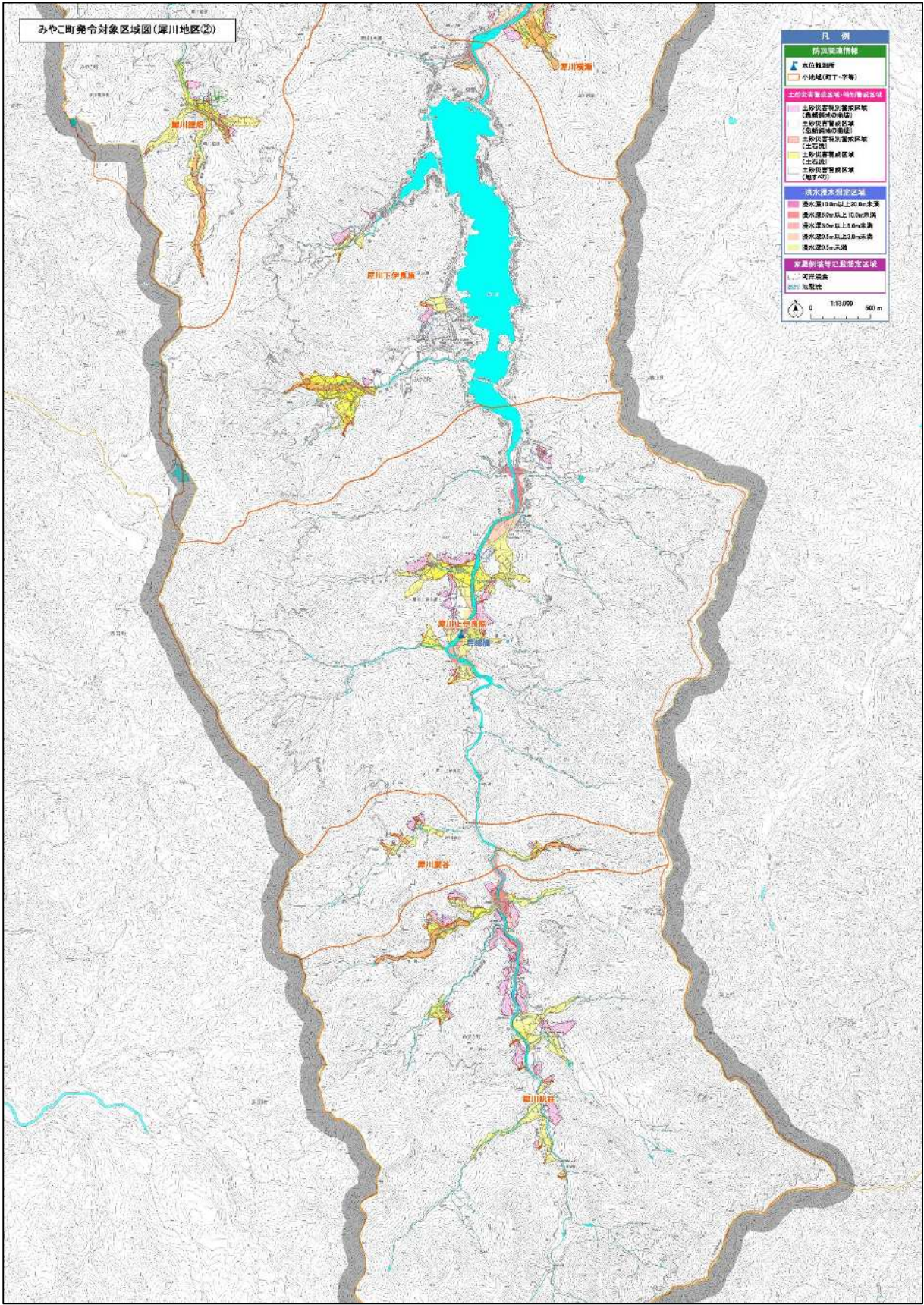
道路 種別	路線名	字	施設管理 番号	総合評価	危険内容	対策工法
一県	田川犀川	犀川大坂	E204F060	防災カルテ	盛土	
一県	田川犀川	犀川大坂	E204F070	防災カルテ	盛土	盛土材量の更新・改良
一県	木井馬場犀 川停車場線	犀川下高屋	E239A010	要対策	落石崩壊	切土
一県	木井馬場犀 川停車場線	犀川犀川木井馬 場	E239A030	防災カルテ	落石崩壊	
一県	木井馬場犀 川停車場線	犀川犀川木井馬 場	E239A040	防災カルテ	落石崩壊	
一県	津野犀川	犀川鑑畑	E241A020	防災カルテ	落石崩壊	落石防護柵
一県	津野犀川	犀川鑑畑	E241A040	防災カルテ	落石崩壊	
一県	津野犀川	犀川鑑畑	E241A060	防災カルテ	落石崩壊	
一県	津野犀川	犀川鑑畑	E241A070	防災カルテ	落石崩壊	
一県	津野犀川	犀川鑑畑	E241A080	防災カルテ	落石崩壊	
一県	津野犀川	犀川鑑畑	E241A090	防災カルテ	落石崩壊	
一県	津野犀川	犀川鑑畑	E241A095	防災カルテ	落石崩壊	ロックボルト工、コンクリート擁壁
一県	津野犀川	犀川鑑畑	E241A100	防災カルテ	落石崩壊	
一県	津野犀川	犀川喜多良	E241A110	防災カルテ	落石崩壊	
一県	津野犀川	犀川喜多良	E241A120	防災カルテ	落石崩壊	
一県	津野犀川	犀川鑑畑	E241F030	防災カルテ	盛土	盛土材量の更新・改良
一県	津野犀川	犀川喜多良	E241G030	防災カルテ	擁壁	
一県	大久保犀川	勝山大久保	E242A002	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付工
一県	大久保犀川	勝山大久保	E242A004	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付工
一県	大久保犀川	勝山大久保	E242A006	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付工
一県	大久保犀川	勝山大久保	E242A010	防災カルテ	落石崩壊	ロープネット工
一県	大久保犀川	勝山大久保	E242A020	防災カルテ	落石崩壊	コンクリート吹付工
一県	大久保犀川	犀川松坂	E242A040	防災カルテ	落石崩壊	ロックボルト工、吹付法枠工
一県	大久保犀川	犀川松坂	E242A050	要対策	落石崩壊	ロープネット工
一県	大久保犀川	犀川松坂	E242A060	要対策	落石崩壊	ロープネット工
一県	大久保犀川	犀川松坂	E242A070	要対策	落石崩壊	ロープネット工、落石防護柵
一県	大久保犀川	犀川松坂	E242A080	要対策	落石崩壊	ロープネット工
一県	大久保犀川	犀川松坂	E242A090	要対策	落石崩壊	ロープネット工
一県	大久保犀川	勝山大久保	E242F010	防災カルテ	盛土	盛土材量の更新・改良、布団籠工
一県	大久保犀川	勝山大久保	E242F020	防災カルテ	盛土	もたれ式擁壁
一県	大久保犀川	勝山大久保	E242F030	要対策	盛土	盛土材量の更新・改良、地表水排除工、排水工
一県	大久保犀川	勝山大久保	E242F040	要対策	盛土	盛土材量の更新・改良、地表水排除工、排水工
一県	大久保犀川	勝山大久保	E242F050	防災カルテ	盛土	盛土材量の更新・改良
一県	大久保犀川	犀川松坂	E242F060	防災カルテ	盛土	盛土材量の更新・改良
一県	大久保犀川	犀川松坂	E242F070	防災カルテ	盛土	盛土材量の更新・改良
一県	大久保犀川	犀川松坂	E242F080	防災カルテ	盛土	盛土材量の更新・改良
一県	大久保犀川	犀川松坂	E242F090	防災カルテ	盛土	盛土材量の更新・改良
一県	津野帆柱	犀川帆柱	E292A310	要対策	落石崩壊	場所打ちのり枠工
一県	津野帆柱	犀川帆柱	E292A320	要対策	落石崩壊	重力式擁壁・落石防護柵

道路 種別	路線名	字	施設管理 番号	総合評価	危険内容	対策工法
一県	津野帆柱	犀川帆柱	E292A330	要対策	落石崩壊	モルタル吹付工
一国	496 号	犀川節丸	E496A007	防災カルテ	落石崩壊	
一国	496 号	犀川上伊良原	E496A021	防災カルテ	落石崩壊	
一国	496 号	犀川上伊良原	E496A023	防災カルテ	落石崩壊	コンクリート擁壁、ストーンガード、ロックネット
一国	496 号	犀川扇谷	E496A024	要対策	落石崩壊	コンクリート擁壁、ストーンガード
一国	496 号	犀川帆柱	E496A112	防災カルテ	落石崩壊	
一国	496 号	犀川帆柱	E496A117	要対策	落石崩壊	落石防護網工、落石防止柵工
一国	496 号	犀川帆柱	E496A113	要対策	落石崩壊	コンクリート擁壁、ストーンガード、落石防護網
一国	496 号	犀川帆柱	E496A120	防災カルテ	落石崩壊	
一国	496 号	犀川帆柱	E496A123	防災カルテ	落石崩壊	
一国	496 号	犀川帆柱	E496A139	防災カルテ	落石崩壊	落石防護網
一国	496 号	内垣	E496A220	要対策	落石崩壊	ロックネット
一国	496 号	犀川木井馬場	E496A240	防災カルテ	落石崩壊	
一国	496 号	犀川木井馬場	E496A250	防災カルテ	落石崩壊	
一国	496 号	犀川上伊良原	E496A280	防災カルテ	落石崩壊	
一国	496 号	犀川上伊良原	E496A290	要対策	落石崩壊	法枠工、浮石・転石除去工
一国	496 号	犀川帆柱	E496A300	防災カルテ	落石崩壊	
一国	496 号	豊津	E496A310	要対策	落石崩壊	
一国	496 号	犀川上伊良原	E496A400	防災カルテ	落石崩壊	
一国	496 号	犀川帆柱	E496A410	防災カルテ	落石崩壊	浮石・転石除去工、 ワイヤーロープ掛工
一国	496 号	犀川下伊良原	E496A500	防災カルテ	落石崩壊	
一国	496 号	犀川下伊良原	E496A510	要対策	落石崩壊	
一国	496 号	犀川下伊良原	E496A520	要対策	落石崩壊	
一国	496 号	犀川下伊良原	E496A530	防災カルテ	落石崩壊	
一国	496 号	犀川下伊良原	E496A540	防災カルテ	落石崩壊	
一国	496 号	犀川下伊良原	E496A550	防災カルテ	落石崩壊	
一国	496 号	犀川帆柱	E496E111	防災カルテ	土石流	基礎工、ストーンガード
一国	496 号	犀川帆柱	E496E112	要対策	土石流	土石流覆工
一国	496 号	犀川帆柱	E496E114	要対策	土石流	流路工復旧
一国	496 号	犀川帆柱	E496E119	防災カルテ	土石流	
一国	496 号	犀川帆柱	E496E200	防災カルテ	土石流	
一国	496 号	内垣	E496F200	防災カルテ	盛土	
一国	496 号	内垣	E496F210	防災カルテ	盛土	
一国	496 号	内垣	E496F220	防災カルテ	盛土	
一国	496 号	犀川木井馬場	E496F230	防災カルテ	盛土	
一国	496 号	犀川木井馬場	E496F240	防災カルテ	盛土	
一国	496 号	犀川帆柱	E496F420	防災カルテ	盛土	
一国	496 号	犀川帆柱	E496G106	要対策	擁壁	地表水排除工、排水工
一国	496 号	犀川帆柱	E496G107	要対策	擁壁	ブロック積擁壁
一国	496 号	犀川帆柱	E496G109	要対策	擁壁	ブロック積擁壁
一国	496 号	犀川帆柱	E496G124	防災カルテ	擁壁	
一国	496 号	犀川帆柱	E496G126	防災カルテ	擁壁	

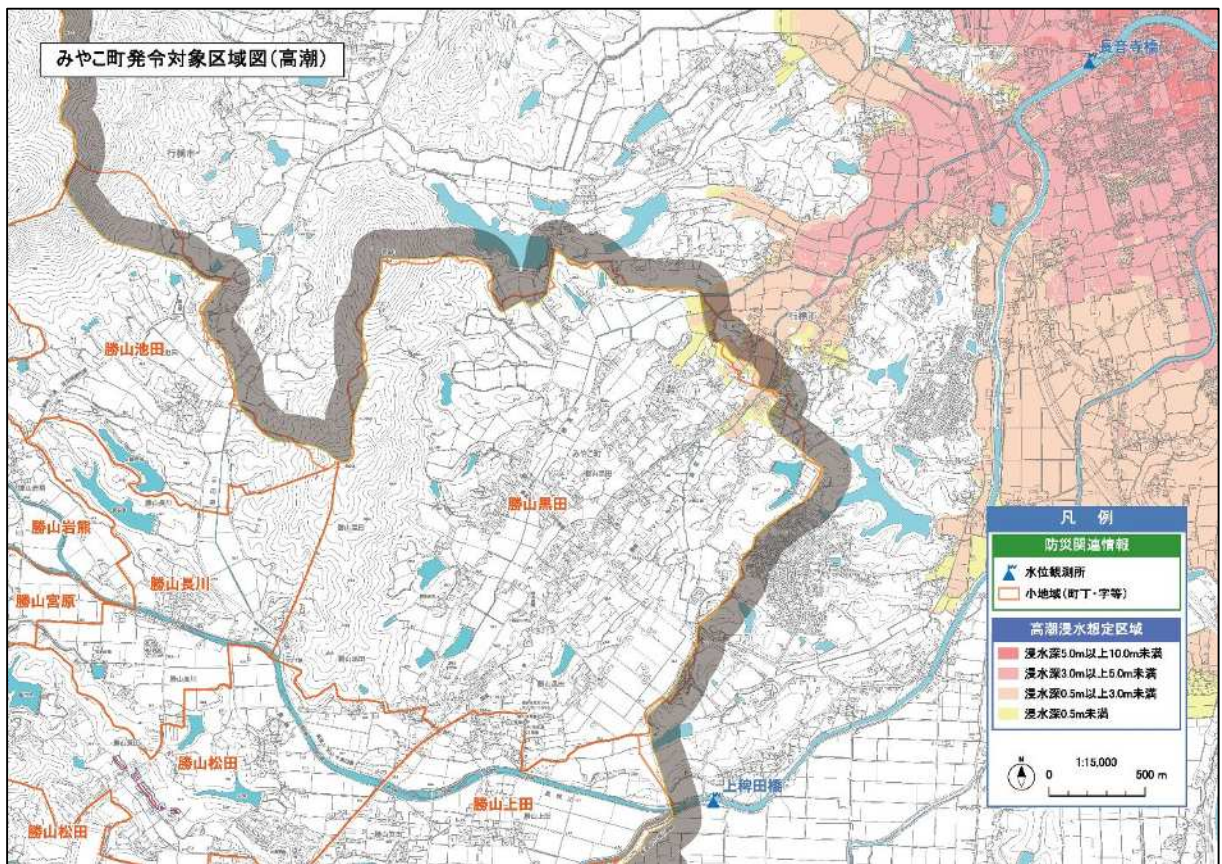
道路 種別	路線名	字	施設管理 番号	総合評価	危険内容	対策工法
一国	496 号	犀川帆柱	E496G130	防災カルテ	擁壁	
一国	496 号	犀川帆柱	E496G133	防災カルテ	擁壁	ブロック積擁壁
一国	496 号	犀川帆柱	E496G139	防災カルテ	擁壁	
一国	496 号	犀川帆柱	E496G140	防災カルテ	擁壁	
一国	496 号	犀川帆柱	E496G142	防災カルテ	擁壁	
一国	496 号	犀川帆柱	E496G143	要対策	擁壁	重力式擁壁
一国	496 号	犀川木井馬場	E496G200	防災カルテ	擁壁	
一国	500 号	犀川帆柱	E500A002	防災カルテ	落石崩壊	
一国	500 号	犀川帆柱	E500A007	防災カルテ	落石崩壊	
一国	500 号	犀川帆柱	E500A008	要対策	落石崩壊	ロックネット
一国	500 号	犀川帆柱	E500A011	防災カルテ	落石崩壊	
一国	500 号	犀川帆柱	E500A016	防災カルテ	落石崩壊	
一国	500 号	犀川帆柱	E500A017	防災カルテ	落石崩壊	
一国	500 号	犀川帆柱	E500A021	防災カルテ	落石崩壊	
一国	500 号	犀川帆柱	E500A022	防災カルテ	落石崩壊	
一国	500 号	犀川帆柱	E500A024	防災カルテ	落石崩壊	
一国	500 号	犀川帆柱	E500A026	要対策	落石崩壊	
一国	500 号	犀川帆柱	E500A028	防災カルテ	落石崩壊	
一国	500 号	犀川帆柱	E500A030	防災カルテ	落石崩壊	
一国	500 号	犀川帆柱	E500A034	防災カルテ	落石崩壊	
一国	500 号	犀川帆柱	E500A037	防災カルテ	落石崩壊	
一国	500 号	犀川帆柱	E500F100	防災カルテ	盛土	
一国	500 号	犀川帆柱	E500F110	防災カルテ	盛土	
一国	500 号	犀川帆柱	E500F120	防災カルテ	盛土	

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ 災害危険箇所一覧）」（令和 5 年 10 月）福岡県）





高潮浸水想定区域図



2 設備、施設等

2-1 防災行政無線

地区	子局 番号	種別	無線局名	設（常）置場所	呼出名称
	1	親局/ 再送信子局	防災みやこ町	福岡県京都郡みやこ町 勝山上田 960 番地	ぼうさいみやこまち
	2	中継局	函師中継局	福岡県京都郡みやこ町 勝山大久保 114 番地 7	ぼうさいみやこまちずし
	3	簡易中継局	蔵持山	福岡県京都郡みやこ町 犀川上高屋 176 番地	ぼうさいみやこまちくらもちや ま
	4	簡易中継局	護国神社	福岡県京都郡みやこ町 国作 1388 番地 2	ぼうさいみやこまちごくじん じゃ
勝山	5	子局	米山	福岡県京都郡みやこ町 勝山上矢山 1194 番地 1	みやこまちかつやまこめやま
	6	子局	矢山	福岡県京都郡みやこ町 勝山上矢山 513 番地 1	みやこまちかつやまややま
	7	子局	岩熊	福岡県京都郡みやこ町 勝山岩熊 595 番地 11	みやこまちかつやまいわぐま
	8	子局	上河内	福岡県京都郡みやこ町 勝山浦河内 7 番地 1	みやこまちかつやまかみがわち
	9	子局	下河内	福岡県京都郡みやこ町 勝山浦河内 685 番地	みやこまちかつやましもがわち
	10	子局	池田	福岡県京都郡みやこ町 勝山池田 399 番地	みやこまちかつやまいけだ
	11	再送信子局	宮原	福岡県京都郡みやこ町 勝山宮原 284 番地	ぼうさいみやこまちみやばる
	12	子局	長川団地	福岡県京都郡みやこ町 勝山長川 240 番地 1	みやこまちかつやまながわだん ち
	13	子局	箕田	福岡県京都郡みやこ町 勝山箕田 713 番地	みやこまちかつやまみだ
	14	子局	三島団地	福岡県京都郡みやこ町 勝山箕田 298 番地 7	みやこまちかつやまみしまだん ち
	15	子局	上野	福岡県京都郡みやこ町 勝山松田 561 番地 3	みやこまちかつやまうえの
	16	子局	菩堤	福岡県京都郡みやこ町 勝山松田 2512 番地 1	みやこまちかつやまぼだい
	17	子局	御手水	福岡県京都郡みやこ町 勝山松田 2-7-1-1	みやこまちかつやまおちょうず
	18	子局	函師	福岡県京都郡みやこ町 勝山大久保 325 番地 1	みやこまちかつやまずし
	19	子局	平尾	福岡県京都郡みやこ町 勝山大久保 2872 番地 2	みやこまちかつやまひらお
	20	子局	上久保	福岡県京都郡みやこ町 勝山大久保 3-21-5	みやこまちかつやまかみくぼ
	21	子局	下久保	福岡県京都郡みやこ町 勝山大久保 3114 番地	みやこまちかつやましもくぼ
	22	子局	上田	福岡県京都郡みやこ町 勝山上田 22 番地 1	みやこまちかつやまうえだ
	23	子局	下黒田	福岡県京都郡みやこ町 勝山黒田 2142 番地	みやこまちかつやましもくろだ

地区	子局 番号	種別	無線局名	設（常）置場所	呼出名称
勝山	24	子局	上黒田	福岡県京都郡みやこ町 勝山黒田 286 番地 2	みやこまちかつやまかみくろだ
	25	再送信子局	小長田団地	福岡県京都郡みやこ町 勝山黒田 1713 番地	ぼうさいみやこまちこながただ んち
	26	再送信子局	歴史民俗博物館	福岡県京都郡みやこ町 豊津 1122 番地 13	ぼうさいみやこまちれきし みんぞくはくぶつかん
	27	子局	豊津小学校	福岡県京都郡みやこ町 豊津 10 番地	みやこまちとよつとよつしょう がっこう
	28	子局	豊津海洋センター	福岡県京都郡みやこ町 国分 636 番地	みやこまちとよつかいようせん たー
	29	子局	祓郷公民館	福岡県京都郡みやこ町 有久 159 番地	みやこまちとよつはらいごう こうみんかん
豊津	30	子局	綾野ライスセンター	福岡県京都郡みやこ町 綾野 952 番地	みやこまちとよつあやのらい すせんたー
	31	子局	節丸小学校	福岡県京都郡みやこ町 節丸 728 番地	みやこまちとよつせつまるし ょうがっこう
	32	子局	帆柱蛇渕	福岡県京都郡みやこ町 犀川帆柱 966 番地 1	みやこまちほばしらじゃぶち
	33	子局	帆柱	福岡県京都郡みやこ町 犀川帆柱 92 番地 1	みやこまちほばしら
	34	子局	上伊良原	福岡県京都郡みやこ町 犀川上伊良原 420 番地	みやこまちかみいらはら
	35	子局	下伊良原	福岡県京都郡みやこ町 犀川下伊良原 1883 番地 33	みやこまちしもいらはら
犀川	36	子局	横瀬	福岡県京都郡みやこ町 犀川横瀬 152 番地 1	みやこまちよこせ
	37	子局	下木井	福岡県京都郡みやこ町 犀川木井馬場 1095 番地	みやこまちしもきい
	38	子局	末江	福岡県京都郡みやこ町 犀川末江 249 番地	みやこまちすえ
	39	子局	続命院	福岡県京都郡みやこ町 犀川続命院 68 番地 5	みやこまちぞくみょういん
	40	子局	木山	福岡県京都郡みやこ町 犀川木山 369 番地 3	みやこまちきやま
	41	子局	大坂	福岡県京都郡みやこ町 犀川大坂 715 番地	みやこまちおおさか
	42	子局	崎山	福岡県京都郡みやこ町 犀川崎山 764 番地 5	みやこまちさきやま
	43	子局	柳瀬	福岡県京都郡みやこ町 犀川大村 134 番地	みやこまちやなせ
	44	子局	喜多良	福岡県京都郡みやこ町 犀川喜多良 1006 番地 2	みやこまちきたら
	45	子局	上高屋	福岡県京都郡みやこ町 犀川上高屋 1702 番地	みやこまちかみたかや
	46	子局	鐙畑	福岡県京都郡みやこ町 犀川鐙畑 385 番地	みやこまちあぶみはた
	47	子局	犀川支所	福岡県京都郡みやこ町 犀川本庄 646 番地	みやこまちさいがわししょ

2-2 水防資機材

資機材名	数量	資機材名	数量
トラック	2	ノコギリ	31
小型又はジープ	-	トビロ	-
一輪車	1	ペンチ	13
リヤカー	-	照明灯	9
船	-	麻袋	-
無線機	-	土のう袋	3,000
カケヤ	10	杭丸太	200
スコップ	41	竹	-
ハンマー	5	鉄線 (m)	90
タコ	-	ビニールシート	120
ツルハシ	2	ロープ (巻)	10
カキ板	6	縄 (ビニール紐)	-
クワ	-	カマス	-
カマ	32	斧	-
ザル	-		

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編）」（令和5年10月）福岡県）

2-3 指定避難所

地区	施設名称	所在地	電話番号	収容人数 (人)	災害種別の分類	
					地震	風水害
犀川	いこいの里	みやこ町犀川古川 50	42-0500	233	○	○
	犀川小学校	みやこ町犀川本庄 620	42-0022	278	○	○
	犀川体育館	みやこ町犀川本庄 641-1	42-0880	767	○	○
	中央公民館	みやこ町犀川本庄 641-1	42-1365	451	○	○
	ユータウン犀川	みやこ町犀川本庄 332-3	42-2355	157	○	○
	犀川中学校	みやこ町犀川本庄 763	42-0026	362	○	○
	ふるさと会館	みやこ町犀川上伊良原 420	43-5360	126	○	×
	伊良原コミュニティセンター	みやこ町犀川下伊良原 1883-53	43-5111	214	○	○
勝山	みやこ伊良原学園	みやこ町犀川上伊良原 178-2	43-5008	301	○	○
	諫山地区活性化センター	みやこ町勝山岩熊 730-1	32-5433	209	○	○
	諫山小学校	みやこ町勝山岩熊 554	32-2018	531	○	○
	久保小学校	みやこ町勝山大久保 1423	32-2003	240	○	○
	みやこ町役場本庁別館	みやこ町勝山上田 960	32-6020	245	○	○
	勝山体育館	みやこ町勝山上田 976	32-4936	579	○	○
	みやこ町総合文化センター サン・グレートみやこ	みやこ町勝山黒田 86-1	32-5540	191	○	○
	黒田小学校	みやこ町勝山黒田 825	32-2022	413	×	○
豊津	勝山中学校	みやこ町勝山黒田 1177	32-2007	667	×	○
	すどりの里	みやこ町豊津 2174-1	33-5550	303	○	○
	豊津公民館	みやこ町豊津 1118	33-3115	377	×	○
	豊津B&G海洋センター体育館	みやこ町国分 636	33-2279	504	○	○
	豊津小学校	みやこ町豊津 9-1	33-2030	340	○	○
	豊津中学校	みやこ町豊津 429-2	33-2009	387	×	○

※ ○：使用可能、×：使用不可

2-4 医療機関

区分	地区	施設名	診療科目	所在地	電話	病床数	
						一般	療養
病院	勝山	医) 博愛会 京都病院	内科・循環器内科・消化器内科・ 呼吸器内科・糖尿病内科・神経外 科・外科・整形外科・リハ	みやこ町勝山箕 田 298	32-2711	0	174
		医) もえぎ 岡本医院	内科・循環器科・小児科	みやこ町勝山黒 田 703-2	32-5522		
診療所	勝山	かつやま診療所	内科・神経内科・整形外科・リ ハ・眼科・歯科	みやこ町勝山箕 田 317	32-2311		
		こが医院	内科・消化器科・呼吸器科・小児 科	みやこ町犀川本 庄 568-1	42-0061		
	犀川	みやこ町立 やまびこ診療所	内科・小児科・整形外科	みやこ町犀川下 伊良原 1883-33	43-5275		
		長末医院	内科・小児科	みやこ町豊津 28-2	33-4145		
	豊津	のぐちクリニック	内科・消化器科・リハ	みやこ町惣社 696-1	33-1148		

(資料：みやこ町 HP)

2-5 歯科医院

施設名	所在地	電話番号	備考
さかき歯科医院	みやこ町豊津 359-6	33-2037	
古野歯科医院	みやこ町国作 1205-44	33-2120	
岡本歯科医院	みやこ町勝山上田 663-1	32-2070	
入部歯科医院	みやこ町勝山箕田 374-5	32-4821	
よしなが歯科	みやこ町犀川本庄鎌手 570-1	45-1117	

(資料：病院なび <http://byoinnavi.jp/>)

2-6 要配慮者利用施設

種別	地区	名 称	所 在 地	電話番号
保育施設	犀川	認定こども園わくわくの木幼稚園	みやこ町犀川本庄 214	42-0409
		認定こども園 Cuddle	みやこ町犀川本庄 442	42-2611
		犀川のぞみ保育園	みやこ町犀川本庄 745	42-1212
		城井こども園あいあう	みやこ町犀川木井馬場 1996	42-0330
	勝山	認定こども園太陽の森	みやこ町勝山黒田 849	32-2176
		久保保育所	みやこ町勝山大久保 1431-2	32-3003
		いさやま保育園	みやこ町勝山岩熊 532	32-3189
	豊津	豊津保育所	みやこ町豊津 1110	33-4150
		認定こども園ポランのひろば	みやこ町田中 241-4	33-4152
児童クラブ	犀川	さいがわ児童クラブ	みやこ町犀川本庄 442	42-2611
		城井こども園あいあう児童クラブ	みやこ町犀川木井馬場 1996	42-0330
	勝山	勝山児童クラブ	みやこ町勝山大久保 3224-1	32-4775
		太陽の森児童クラブ	みやこ町勝山黒田 849	32-2176
	豊津	豊津児童クラブ	みやこ町豊津 2174-1	33-5770

種別	地区	名 称	所 在 地	電話番号
福祉 施設	犀川	みやこ町コミュニティセンター「いこいの里」	みやこ町犀川古川 50	42-0500
	豊津	みやこ町豊津福祉センター「すどりの里」	みやこ町豊津 2174-1	33-5550
障がい者福祉施設	犀川	さいがわ学園	みやこ町犀川大坂 1194-9	42-2496
		グループホーム さいがわ 1 号館	みやこ町犀川大坂 546-1	42-1233
		グループホーム さいがわ 2 号館	みやこ町犀川大坂 546-1	42-1233
		障がい者地域サポートセンター 京の郷	みやこ町犀川本庄 180-1	55-0923
	勝山	京都学園	みやこ町勝山箕田 69-1	32-4711
		勝山学園	みやこ町勝山宮原 418	32-4420
		かつやまの里 ドリームハウス	みやこ町勝山松田 912 番地 110	32-4420 32-6185 (事業所)
		かつやまの里 グリーンハウス	みやこ町勝山松田 912 番地 111	32-4420 32-6180 (事業所)
		グループホーム 花みずき 1 号館	みやこ町勝山大久保 1076 番地 1	32-5146
		ワークセンター ほーぷ	みやこ町勝山黒田 1690 番地 3	25-6012
		就労支援事業所 クローバー	みやこ町勝山黒田字深沼 607 番地 3	55-0357
		放課後クラブ にじいろ	みやこ町勝山黒田 763 番地 5	55-6963
		0Z デイかつやま	みやこ町勝山黒田 1738 番地 2	050-8884-8202
		錦陵の苑	みやこ町節丸 930	33-2940
	豊津	グループホーム 花みずき 2 号館	みやこ町徳政 621 番地	32-5146 33-5722 (事業所)
		こすもす園・京都	みやこ町上原 1011-4	33-5571
		こすもすの里	みやこ町豊津 1371-9	33-6004
		第 2 こすもすの里	みやこ町豊津 1369 番地 1	33-2010
		こすもすの広場	みやこ町上原 1011-3	33-5571
		工房うらら	みやこ町国作 1123-23	33-3710
		グループホーム うらら風	みやこ町田中 515 番地	33-3710 33-2370 (事業所)
		グループホーム共生の里 豊津ホーム	みやこ町国作 1407 番地 6	25-3958 33-5790 (事業所)
		シーズ	みやこ町豊津 699 番地	28-9421
		風和里くらぶ	みやこ町豊津 516 番地 1	25-3940
		グローバル・アカデミー	みやこ町豊津 1539 番地 2	33-5302
		放課後等デイサービス のどか	みやこ町豊津 403-1	33-3390
	犀川	グループホーム 美咲	みやこ町犀川本庄 458-2	45-4155
		はなやぎの家	みやこ町犀川本庄 510-1	42-0670
		グループホーム おおさかの里	みやこ町犀川大坂 646-1	42-0801
		マルミ苑グループホーム	みやこ町犀川谷口 425	42-0117
		特別養護老人ホーム 犀川園	みやこ町犀川谷口 759	42-3160
		犀川園デイサービスセンター		
		グループホーム 白梅の里	みやこ町犀川久富 1616	42-0637
		住宅型有料老人ホーム は一とふるみやこ	みやこ町犀川花熊 1001	42-3700
		特別養護老人ホーム 犀川園ショートステイ	みやこ町犀川谷口 759	42-3160
老人福祉施設	勝山	京都病院デイサービスセンター	みやこ町勝山箕田 298	32-3773
		介護老人保健施設 菖蒲	みやこ町勝山箕田 317	32-2311

種別	地区	名 称	所 在 地	電話番号
		グループホーム つくし	みやこ町勝山松田 1133	32-5523
		介護付有料老人ホーム 夢のケア 桜の里	みやこ町勝山松田 1138	32-6077
		デイサービスセンター 桃の花	みやこ町勝山大久保 2362-1	32-3866
		特別養護老人ホーム 勝山苑	みやこ町勝山大久保 3224-1	32-4775
		勝山苑通所介護事業所	みやこ町勝山大久保 3224-1	32-4775
		ケアハウスかつやま	みやこ町勝山大久保 3223	32-8001
		介護老人保健施設 御所	みやこ町勝山箕田 317	32-2311
		ケアポート桃の花	みやこ町勝山大久保 2362-1	32-5157
		住宅型有料老人ホーム 暮らしさぼーと	みやこ町勝山箕田 363-1	55-6750
		勝山苑 短期入所生活介護事業所	みやこ町勝山大久保 3224-1	32-4775
		暮らしさぼーとデイサービス	みやこ町勝山箕田 363-1	55-6750
		リハビリデイサービス C a l m	みやこ町勝山上田 946-1	32-5552
	豊津	特別養護老人ホーム 聖家族の家	みやこ町豊津 566-2	33-2218
		聖家族の家ショートステイ		33-5672
		聖家族の家デイサービスセンター	みやこ町豊津 754-11	33-7005
		デイサービス クローバー		33-5688
		老人保健施設 アデリーヌみやこ	みやこ町豊津 2128	33-3851
		アデリーヌみやこ(デイケア)		33-6166
		グループホーム 「みやこの愛」	みやこ町豊津 1205-1	33-1450
		ウエルファみやこ	みやこ町豊津 2121-4	33-1451
		錦陵の苑 有料老人ホーム	みやこ町節丸 941-3	33-3100
		デイサービスセンター 錦陵の苑		28-8723
		小規模多機能型ホーム みやこ	みやこ町豊津 2121-7	42-0022
		デイサービスセンター 陽	みやこ町国分 240	43-5008
小学校	犀川	犀川小学校	みやこ町犀川本庄 620	32-2018
		伊良原小学校	みやこ町犀川上伊良原 178-2 外	32-2003
	勝山	諫山小学校	みやこ町勝山岩熊 554	32-2022
		久保小学校	みやこ町勝山大久保 1423	33-2030
		黒田小学校	みやこ町勝山黒田 825-1	42-0026
	豊津	豊津小学校	みやこ町豊津 9-1	43-5008
				32-2007
中学校	犀川	犀川中学校	みやこ町犀川本庄 763	32-2009
		伊良原中学校	みやこ町犀川上伊良原 178-2 外	
	勝山	勝山中学校	みやこ町勝山黒田 1177	
	豊津	豊津中学校	みやこ町豊津 429-2	

(資料：みやこ町 HP、各 HP)

2-7 災害時における臨時ヘリポート

行橋農林事務所管内

所在地	臨時離着陸場名	施設管理者	備考（広さ） 巾 m × 長さ m
みやこ町犀川本庄 620	犀川小学校グラウンド	犀川小学校	100×65
みやこ町犀川本庄 763	犀川中学校グラウンド	犀川中学校	75×100
みやこ町犀川下伊良原 1893	伊良原緊急ヘリ発着場	町教育委員会	40×40
みやこ町犀川末江 500-3	犀川運動公園運動場	町教育委員会	100×200
みやこ町勝山宮原 378-1	勝山運動公園	町教育委員会	90×90
みやこ町豊津 1118	豊津グラウンド	町教育委員会	135×120

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編）」（令和 5 年 10 月）福岡県）

2-8 ゴミ焼却施設

施設名	所在地	電話番号	備考
行橋市・みやこ町清掃施設組合処理場	行橋市西谷 477	23-0664	

2-9 し尿処理施設

施設名	所在地	電話番号	備考
行橋市し尿処理場 音無苑	行橋市大字松原 651 番地	24-5180	

2-10 飲料水供給施設

地区	名称	所在地	備考
犀川	浄水場（岩屋河内地区）	みやこ町犀川下伊良原 1883-32	
	取水井（岩屋河内地区）		
勝山	御手水ポンプ場	みやこ町勝山大久保 822-4	
	宮原ポンプ場	みやこ町勝山宮原 350-2	
豊津	豊津浄水場	みやこ町豊津 2049-3	
	3号井（浅井戸）	みやこ町節丸 639	
	東第1配水場	みやこ町光富 691	
	東第2配水場	みやこ町光富 1156-2	
	本庄配水場	みやこ町光富 126-6	

2-11 下水道処理施設

地区	名称	所在地	電話番号	備考
犀川	本庄地区農業集落排水処理場	みやこ町犀川八ツ溝 961	42-0102	
豊津	本町地区農業集落排水処理場	みやこ町彦徳 488-2	33-3113	
	公共下水道豊津浄化センター	みやこ町国分 1508-2	33-4499	

2-12 災害危険区域内における要配慮者利用施設及び関係施設等

要配慮者利用施設

種別	地区	名称	所在地	危険度判定				
				土砂災害			浸水	
				がけ崩れ	土石流	地すべり	洪水	高潮
幼稚園・保育施設	犀川	認定こども園わくわくの木幼稚園	みやこ町犀川本庄 214				○	
		認定こども園 Cuddle	みやこ町犀川本庄 442				○	
		犀川のぞみ保育園	みやこ町犀川本庄 745				○	
		城井こども園あいあう	みやこ町犀川木井馬場 1996		○			
	勝山	いさやま保育園	みやこ町勝山岩熊 532				○	
	豊津	認定こども園ポランのひろば	みやこ町田中 241-4				○	

種別	地区	名称	所在地	危険度判定				
				土砂災害			浸水	
				がけ崩れ	土石流	地すべり	洪水	高潮
児童クラブ	犀川	さいがわ児童クラブ	みやこ町犀川本庄442				○	
		城井こども園あいあう児童クラブ	みやこ町犀川木井馬場1996		○			
	勝山	勝山児童クラブ	みやこ町勝山大久保3224-1				○	
障がい者福祉施設	犀川	障がい者地域サポートセンター 京の郷	みやこ町犀川本庄180-1				○	
	豊津	錦陵の苑	みやこ町節丸 930 番地	○				
		こすもす園・京都	みやこ町上原1011-4				○	
		こすもすの広場	みやこ町上原 1011-3				○	
		グループホーム うらら風	みやこ町田中 515 番地				○	
老人福祉施設	犀川	グループホーム 美咲	みやこ町犀川本庄458-2				○	
		はなやぎの家	みやこ町犀川本庄510-1				○	
		グループホーム おおさかの里	みやこ町犀川大坂646-1				○	
		特別養護老人ホーム 犀川園	みやこ町犀川谷口759		○			
		犀川園デイサービスセンター	みやこ町犀川谷口759		○			
		特別養護老人ホーム 犀川園ショートステイ	みやこ町犀川谷口759		○			
	勝山	介護付有料老人ホーム 夢のケア 桜の里	みやこ町勝山松田1138				○	
		デイサービスセンター 桃の花	みやこ町勝山大久保2362-1				○	
		特別養護老人ホーム 勝山苑	みやこ町勝山大久保3224-1				○	
		勝山苑通所介護事業所	みやこ町勝山大久保3224-1				○	
		ケアハウスかつやま	みやこ町勝山大久保3223				○	
		ケアポート桃の花	みやこ町勝山大久保2362-1				○	
		勝山苑 短期入所生活介護事業所	みやこ町勝山大久保3224-1				○	
	豊津	錦陵の苑 有料老人ホーム	みやこ町節丸941-3	○				
		デイサービスセンター 錦陵の苑	みやこ町節丸941-3	○				
学校	犀川	犀川中学校	みやこ町犀川本庄763				○	

関係施設等

種別	地区	名称	所在地	危険度判定				
				土砂災害			浸水	
				がけ崩れ	土石流	地すべり	洪水	高潮
関係機関	犀川	城井郵便局	みやこ町犀川木井馬場726-5				○	
		平成筑豊鉄道東犀川三四郎駅	みやこ町犀川続命院67-2				○	
		〃 崎山駅	みやこ町犀川崎山3079-2				○	
	豊津	節丸簡易郵便局	みやこ町節丸1217-1				○	
農業・観光・環境関係施設	犀川	犀川地区活性化センター「こだま荘」	みやこ町犀川帆柱996-1		○			
		じゃぶち森のビレッジ	みやこ町犀川帆柱969-1		○			
		みやこ町リサイクルセンター	みやこ町犀川花熊1585-1				○	
	豊津	みやこ町水稻・麦・大豆振興施設光富地区農機具倉庫	みやこ町光富824				○	
上・下水道施設	豊津	3号井(浅井戸)	みやこ町節丸639				○	
		東第1配水場	みやこ町光富691				○	
		東第2配水場	みやこ町光富1156-2	○				
	犀川	本庄地区農業集落排水処理場	みやこ町犀川八ツ溝961				○	
	豊津	本町地区農業集落排水処理場	みやこ町彦徳488-2				○	
公民館(町管理)	犀川	柳瀬地区学習等供用施設	みやこ町犀川柳瀬755-6				○	
		みやこ町伊良原地区集会所(ふるさと会館)	みやこ町犀川上伊良原420	○				
		みやこ町帆柱地区集会所	みやこ町犀川帆柱92-1	○				
	豊津	祓郷地区学習等供用施設	みやこ町有久159-1				○	
		節丸地区学習等供用施設	みやこ町節丸750				○	
公民館(自治会管理)	犀川	中本庄集会所	みやこ町犀川本庄				○	
		今里集会所	みやこ町犀川山鹿				○	
	勝山	箕田3集会所	みやこ町勝山箕田174-5	○				
	豊津	高崎公民館	みやこ町彦徳678	○				
		上坂集会所	みやこ町上坂84	○				
		布引集会所	みやこ町上原1290-2				○	
		西区集会所	みやこ町光富428				○	
		新光富団地集会所	みやこ町光富1198-2	○				
		節丸中央学習等供用施設	みやこ町節丸283				○	

2-13 防災備蓄倉庫備蓄品

通し 番号	施設名	棟数	段ボールベッド	避難所内設置	簡易ベッド	ひな人形 （4セット／1箱）	ひな人形用マット （10枚／1箱）	毛布 （10枚／1箱）	プライバシールーム 10m×10m	プライバシー 3.6m×5.4m	ブルーシート 5.4m×12m	カラーコーン	パー	台車	コード リール
1	本庁別館	1	50組 （150箱）		30床	50セット （12箱+2セット）	50枚（5箱）	50枚（5箱）	1	1	1	5	4	1	1
2	サン・グレートみやこ	2	50組 （150箱）	サン・グレートみやこ	30床	50セット （12箱+2セット）	50枚（5箱）	50枚（5箱）	1	1	1	5	4	1	1
3			50組 （150箱）	サン・グレートみやこ	30床	50セット （12箱+2セット）	50枚（5箱）	50枚（5箱）	1	1	1	5	4	1	0
4	謙山地区活性化センター	1	50組 （150箱）		30床	50セット （12箱+2セット）	50枚（5箱）	50枚（5箱）	1	1	1	5	4	1	1
5	すどりの里	2	50組 （150箱）	すどりの里	30床	50セット （12箱+2セット）	50枚（5箱）	50枚（5箱）	1	1	1	5	4	1	1
6			50組 （150箱）	すどりの里	30床	50セット （12箱+2セット）	50枚（5箱）	50枚（5箱）	1	1	1	5	4	1	0
7	豊津B&G	1	50組 （150箱）		30床	50セット （12箱+2セット）	50枚（5箱）	50枚（5箱）	1	1	1	5	4	1	1
8	伊良原コミュニティセンター	1	50組 （150箱）	伊良原コミュニティセンター	30床	50セット （12箱+2セット）	50枚（5箱）	50枚（5箱）	1	1	1	5	4	1	1
9	本庄地区学習等供用施設	2	50組 （150箱）	犀川体育館	30床	50セット （12箱+2セット）	50枚（5箱）	50枚（5箱）	1	1	1	5	4	1	1
10			50組 （150箱）	犀川体育館	30床	50セット （12箱+2セット）	50枚（5箱）	50枚（5箱）	1	1	1	5	4	1	0
合 計		10	500組 （1500箱）		300セット	500セット （120箱+20セット）	500枚（50箱）	500枚（50箱）	10	10	10	50	40	10	7

3 職員の活動体制等

3-1 防災関係機関

令和6年10月現在

名 称	TEL	防災行政無線 TEL	防災行政無線 FAX	住 所
町行政機関				
みやこ町役場	0930-32-2511			みやこ町勝山上田 960
犀川支所	0930-42-0001			みやこ町犀川本庄 641-1
伊良原出張所	0930-43-5111			みやこ町犀川下伊良原 1883-53
豊津支所	0930-33-3111			みやこ町豊津 1118
行橋警察署	0930-24-5110			行橋市中央 1-1-2
犀川駐在所	0930-42-0256			みやこ町犀川本庄 442
城井駐在所	0930-42-1292			みやこ町犀川木井馬場 2291-1
黒田駐在所	0930-32-2078			みやこ町勝山黒田 1464-5
久保駐在所	0930-32-4419			みやこ町勝山大久保 2169-3
諫山駐在所	0930-32-4424			みやこ町勝山岩熊 595-5
豊津駐在所	0930-33-2187			みやこ町豊津 343
祓郷駐在所	0930-33-4803			みやこ町皆見 1742-3
京築広域消防本部 豊前消防署	0979-82-0119	78-672-70	78-672-75	豊前市荒堀 525-1
豊前消防署京都分署	0930-33-2188			みやこ町豊津 1537-1
豊前消防署勝山出張所	0930-32-4384			みやこ町勝山大久保 2208-1
福岡県				
総務部 行政経営企画課	092-643-3027	78-700-7012		福岡市博多区東公園 7-7
総務部 防災危機管 理局 防災企画課	092-643-3112	78-700-7021		〃
企画・地域振興部 総合政策課	092-641-6657	78-700-7032		〃
保健医療介護部 保健医療介護総務課	092-643-3238	78-700-7042		〃
環境部 環境政策課	092-643-3354	78-700-7052		〃
福祉労働部 福祉総務課	092-643-3244	78-700-7082		〃
商工部 商工政策課	092-622-1404	78-700-7062		〃
農林水産部 農林水産政策課	092-641-4665	78-700-7072		〃
人づくり・県民生活部 社会活動推進課	092-643-3379	78-700-7092		〃
県土整備部 県土整備総務課	092-643-3636	78-700-7102	78-700-7396	〃

名 称	TEL	防災行政無線 TEL	防災行政無線 FAX	住 所
県土整備部 河川管理課	092-643-3667	78-700-7103		〃
建築都市部 建築都市総務課	092-643-3704	78-700-7112		〃
教育庁 総務企画課	092-643-3857	78-700-7132		〃
県警察本部警備課	092-641-4141	78-700-7202		〃
行橋農林事務所	0930-23-0380	78-814-701	78-814-760	行橋市中央 1-2-1
京築県土整備事務所 行橋支所	0930-23-1746	78-814-712	78-814-761	〃
京築保健福祉環境事 務所	0930-23-2244	78-814-751		〃
行橋県税事務所	0930-23-2216	78-814-731		〃
伊良原ダム管理出張 所	0930-45-7310	78-700-7416	78-700-7418	みやこ町犀川下伊良原 1042-3
油木ダム管理出張所		78-700-7430	78-700-7435	田川郡添田町津野 6898
北九州中小企業振興 事務所	093-541-5566	78-942-70	78-942-75	北九州市小倉北区古船場町 1-35
指定地方行政機関				
九州管区警察局	092-622-5000			福岡市博多区東公園 7-7
福岡財務支局	092-411-7281			福岡市博多区博多駅東 2-11-1
九州厚生局	092-707-1115			福岡市博多区博多駅前 3-2-8
九州農政局	096-211-9111			熊本市西区春日 2-10-1
九州農政局福岡県拠点	092-281-8261			福岡市博多区住吉 3-17-21
九州森林管理局 福岡森林管理署	092-843-2100			福岡市早良区百道 1-16-29
九州経済産業局	092-482-5405			福岡市博多区博多駅東 2-11-1
九州産業保安監督部	092-482-5927			〃
九州運輸局	092-472-2318			〃
大阪航空局 福岡空港事務所	092-621-2221			福岡市博多区大字上臼井 295
第七管区海上保安本部	093-321-2931	78-985-70		北九州市門司区西海岸 1-3-10
福岡管区气象台	092-725-3604	78-981-70	78-981-75	福岡市中央区大濠 1-2-36
九州総合通信局	096-326-7857			熊本市西区春日 2-10-1
福岡労働局	092-411-4861			福岡市博多区博多駅東 2-11-1
九州地方整備局 北九州国道事務所	093-951-4331			北九州市小倉南区春ヶ丘 10-10
九州地方整備局 遠賀川河川事務所	0949-22-1830			直方市溝堀 1-1-1
自衛隊				
陸上自衛隊 第4師団司令部	092-591-1020	78-983-70		春日市大和町 5-12
航空自衛隊 西部航空方面隊	092-581-4031	78-984-71		春日市原町 3-1-1
指定公共機関				
西日本電信電話(株)	092-474-6160			福岡市博多区博多駅東 3-2-28

名 称	TEL	防災行政無線 TEL	防災行政無線 FAX	住 所
N T T コミュニケーションズ(株)	03-5202-9909			東京都千代田区内幸町 1-1-6
(株)N T T ドコモ	092-717-5511			福岡市中央区渡辺通 2-6-1
日本銀行福岡支店	092-725-5511			福岡市中央区天神 4-2-1
日本赤十字社 福岡県支部	092-523-1171	78-980-70		福岡市南区大楠 3-1-1
日本放送協会 福岡放送局	092-724-2800	78-982-70		福岡市中央区六本松 1-1-10
西日本高速道路(株)	092-260-6123			福岡市博多区博多駅東 3-13-15
日本通運(株)北九州営業所	093-581-2259			北九州市小倉北区西港町 61-1
九州電力送配電(株) 行橋配電事業所	0120-986-103			行橋市大字草野 420-1
行橋郵便局	0930-22-0367			行橋市中央 1-5-25
犀川郵便局	0930-42-0042			みやこ町犀川本庄 448-2
城井郵便局	0930-42-0141			みやこ町犀川木井馬場 726-5
伊良原郵便局	0930-43-5042			みやこ町犀川下伊良原 1883-50
黒田郵便局	0930-32-2043			みやこ町勝山黒田 925-3
勝山郵便局	0930-32-2042			みやこ町勝山大久保 2181-7
諫山郵便局	0930-32-2044			みやこ町勝山岩熊 604-1
豊津郵便局	0930-33-2042			みやこ町豊津 291
祓郷郵便局	0930-33-2050			みやこ町皆見 1771
節丸簡易郵便局	0930-33-3194			みやこ町節丸 1217-1
指定地方公共機関				
平成筑豊鉄道(株)	0947-22-1000			田川郡福智町金田 1145-2
〃 新豊津駅	-			みやこ町彦徳 523-2
〃 東犀川三四郎駅	-			みやこ町犀川続命院 67-2
〃 犀川駅	-			みやこ町犀川本庄 323-2
〃 崎山駅	-			みやこ町犀川崎山 3079-2
福岡県トラック協会	092-451-7878			福岡市博多区博多駅東 1-18-8
福岡県 L P ガス協会	092-476-3838			福岡市博多区山王 1-10-15
福岡県医師会	092-431-4564			福岡市博多区博多駅南 2-9-30-4F
福岡県歯科医師会	092-771-3531			福岡市中央区大名 1-12-43
(株)西日本新聞社	092-711-5171			福岡市中央区天神 1-4-1
(株)朝日新聞西部本社	093-563-1131			北九州市小倉北区室町 1-1-1
(株)毎日新聞西部本社	093-541-3131			北九州市小倉北区紺屋町 13-1
(株)読売新聞西部本社	092-715-4311			福岡市中央区赤坂 1-16-5
時事通信社福岡支社	092-741-2536			福岡市中央区天神 2-13-7 (福岡平和ビル 7F)
共同通信社福岡支社	092-781-4241			福岡市中央区天神 1-4-1 (西日本新聞会館 14F)
熊本日日新聞社 福岡支社	092-771-7374			福岡市中央区天神 2-8-34 (住友生命福岡ビル 8F)

名 称	TEL	防災行政無線 TEL	防災行政無線 FAX	住 所
日刊工業新聞社 西部支社	092-271-5711			福岡市博多区古門戸町 1-1
R K B 毎日放送(株)	092-852-6666			福岡市早良区百道浜 2-3-8
(株)テレビ西日本	092-852-5555			福岡市早良区百道浜 2-3-2
九州朝日放送(株)	092-721-1234			福岡市中央区長浜 1-1-1
(株)福岡放送	092-532-1420			福岡市中央区清川 2-22-8
(株)エフエム福岡	092-533-0807			福岡市中央区清川 1-9-19
(株)T V Q 九州放送	092-262-0019			福岡市博多区住吉 2-3-1
(株)C R O S S F M	093-551-0770			北九州市小倉北区京町 3-1-1
ラブエフエム国際放 送(株)	092-734-5462			福岡市中央区今泉 1-12-23
福岡県水難救済会	092-631-1416			福岡市博多区東公園 7-7
広域連合・一部事務組合				
豊前広域環境施設組合	0979-83-3544			豊前市八屋 322-21
公共的団体・防災上重要な施設の管理者				
京都医師会	0930-22-0420			行橋市東大橋 2-9-2
みやこ町社会福祉協議会	0930-42-1000			みやこ町犀川古川 50
京都歯科医師会	0930-24-7777			行橋市西宮市 5-1-5
福岡県病院薬剤師会	092-642-5921			福岡市東区馬出 3-1-1
京都薬剤師会	0930-25-3900			行橋市大橋 1-6-6
京都森林組合	0930-42-0037			みやこ町犀川本庄 577-1
京二川漁業協同組合	0930-25-6569			行橋市流末 1176-1
J A 福岡京築犀川支店	0930-42-0007			みやこ町犀川本庄 470-1
〃 伊良原出張所	0930-43-5211			みやこ町犀川伊良原 1883-43
〃 勝山支店	0930-32-2611			みやこ町勝山上田 934-3
〃 豊津支店	0930-33-2311			みやこ町国分 231
みやこ町商工会	0930-33-2086			みやこ町豊津 1108
〃 勝山支所	0930-32-3019			みやこ町勝山黒田 79
太陽交通(株)	0930-23-2445			行橋市今井 1373-5
行橋京都地区防犯協会	0930-24-2273			-
犀川土木組合	0930-42-1246			みやこ町犀川本庄 784-1
みやこ町総合建設協 同組合	0930-33-5626			みやこ町豊津 1108-1
みやこ町災害支援協会	0930-32-4087			みやこ町勝山上田 955-1
豊津土木建設協同組合	0930-33-2357			みやこ町豊津 1108
みやこ町建設組合	0930-42-2558			みやこ町犀川本庄 642-2

3-2 災害時優先電話

令和6年10月現在

施設名	住所	電話	施設所管部署	備考
みやこ町役場本庁別館	みやこ町勝山上田 960	32-6020	総務課	避難所
諫山地区活性化センター	みやこ町勝山岩熊 730-1	32-5433	産業振興課	避難所
すどりの里	みやこ町豊津 2174-1	33-5550	保険福祉課	避難所
豊津 B&G 海洋センター 体育館	みやこ町国分 636	33-2279	生涯学習課	避難所
中央公民館	みやこ町犀川本庄 641-1	42-1365	生涯学習課	避難所
ふるさと会館	みやこ町犀川上伊良原 420	43-5360	総務課	避難所
みやこ伊良原学園	みやこ町犀川上伊良原 178-2	43-5008	学校教育課	学校
いさやま保育園	みやこ町勝山岩熊 532-1	32-3189	子育て・健康支援課	保育所
みやこ町役場本庁舎	みやこ町勝山上田 960	32-2511	総務課	庁舎
豊津支所	みやこ町豊津 1118	33-3111	総務課	庁舎
犀川支所	みやこ町犀川本庄 646	42-0001	総務課	庁舎

【例規、基準、応援協定等】

4 町、一部事務組合等の例規等

4-1 みやこ町防災会議条例

みやこ町防災会議条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、みやこ町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) みやこ町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 25 条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、15 人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 福岡県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 福岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 副町長
 - (6) 教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) その他町長が必要と認めた者
- 6 第 5 項第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 10 月 1 日条例第 31 号)

この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

4－2 みやこ町災害対策本部条例

みやこ町災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、みやこ町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(その他)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

4-3 みやこ町消防団の組織等に関する規則

みやこ町消防団の組織等に関する規則

平成 18 年 3 月 20 日

規則第 120 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 18 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定に基づき、消防団の組織及び消防団員の階級等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 みやこ町消防団の設置等に関する条例(平成 18 年みやこ町条例第 190 号)に基づき設置したみやこ町消防団の組織は、本部のほか 11 個分団で構成する。

2 前項の本部及び分団の組織並びに事務分掌については、別に定める。

(本部の位置)

第 3 条 消防団の本部は、みやこ町役場内に置く。

(分団の名称及び区域)

第 4 条 消防団の各分団の名称及び区域は、次の表のとおりとする。

名 称		区 域
犀川方面隊	第1分団	南犀川地区
	第2分団	西犀川地区
	第3分団	東犀川地区
	第4分団	城井地区
	第5分団	伊良原地区
勝山方面隊	第6分団	黒田地区
	第7分団	久保地区
	第8分団	諫山地区
豊津方面隊	第9分団	豊津地区
	第10分団	節丸地区
	第11分団	祓郷地区

(消防団員の職及び階級)

第 5 条 消防団員の職は、消防団長、副団長、方面隊長、方面副隊長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 消防団の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

3 方面隊長の階級は、副団長とする。

4 方面副隊長の階級は、分団長とする。

(消防団員の職務)

第 6 条 消防団員の職務内容は、次の表のとおりとする。

階級	職務内容
消防団長	消防団の事務を統轄し、消防団員を指揮監督する。
副団長	消防団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
方面隊長	団長の命を受け、当該方面隊の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。
方面副隊長	方面隊長を補佐し、方面隊長に事故があるとき、又は方面隊長が欠けたときは、その職務を代理する。
分団長	方面隊長の命を受け、当該分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。
副分団長	分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
部長	上司の命を受け、当該部の実務を掌る。

階級	職務内容
班長	上司の命を受け、当該班の実務を掌る。
団員	上司の命を受け、消防事務に従事する。

2 消防団長、副団長ともに事故があるときは、あらかじめ消防団長の指名する者が消防団長の職を代理する。

(団員の配置)

第7条 消防団員の配置は、次の表のとおりとする。

	消防 団長	副団 長	方面 隊長	方面副 隊長	分団 長	副分 団長	部長	班長	団員	計
本部	1	2								3
犀川方面隊			1	1	5	5	30	60	163	265
勝山方面隊			1	1	3	3	20	40	74	142
豊津方面隊			1	1	3	3	14	28	153	203
計	1	2	3	3	11	11	64	128	390	613

(消防訓練、礼式)

第8条 消防団員の訓練及び礼式については、消防訓練礼式の基準(昭和40年消防庁告示第1号)によるものとする。

(表彰)

第9条 町長は、消防団又は団員がその任務遂行にあたって功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の場合、団員については、団長が表彰を行うことができる。

第10条 町長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して感謝状を授与することができる。

- (1) 水、火災の予防又は鎮圧
- (2) 消防施設強化拡充についての協力
- (3) 水、火災現場における人命救助
- (4) 火災その他の災害時における警戒防ぎょ救助に関し消防団に対してなした協力

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の犀川町消防団組織等に関する規則(昭和47年犀川町規則第3号)、勝山町消防団の組織等に関する規則(昭和42年勝山町規則第2号)又は豊津町消防団の組織等に関する規則(平成4年豊津町規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年8月11日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月29日規則第10号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月25日規則第6号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年10月5日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

4-4 みやこ町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例

みやこ町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 191 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 19 条及び第 22 条から第 25 条までの規定に基づき、非常勤の消防団員(以下「消防団員」という。)の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等について定めるものとする。

(定員)

第 2 条 消防団員の定数は、次の表のとおりとする。

	区分	定数
役付消防団員	団長	1
	副団長	2
	方面隊長	3
	方面副隊長	3
	分団長	11
	副分団長	11
	部長	64
	班長	128
一般団員		390
計		613

(任用)

第 3 条 消防団長は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、消防団長以外の消防団員は、次の各号に掲げる資格を有する者のうちから町長の承認を得て消防団長が任命する。

- (1) みやこ町に居住又は勤務し、年齢満 18 歳以上の者
- (2) 志操堅固、身体強健で操行の正しい者

(任期)

第 4 条 役付消防団員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(退団)

第 5 条 消防団員は、退職しようとする場合、あらかじめ文書をもって任命権者(分団所属の団員は、分団長を経て)に願い出て許可を受けなければならない。

(欠格条項)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は消防団員となることができない。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終了までの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第 8 条の規定により、免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 6 月以上長期にわたり本町内の居住地又は勤務する場所を離れて生活する者

(分限)

第 7 条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務成績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえられない場合
- (3) 前 2 号に定める場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

- (4) 第2条に規定する定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合
2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条各号のいずれかに該当した場合
(2) 当該消防団の区域外に居住地を移転し、又は勤務場所を移した場合

(懲戒)

第8条 任免権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(3) 消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(手続)

第9条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

(服務規律)

第10条 消防団員は、消防団長の招集により出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ消防団長が定めた出動計画に従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第11条 団員が10日以上居住地又は勤務する場所を離れる場合は、消防団長にあっては町長に、その他の消防団員にあっては消防団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第12条 消防団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第13条 消防団員は、規律を遵守し、上長の指揮命令の下に上下一体事に当たらなければならない。

第14条 消防団員は、機械器具その他消防団の設備資材は、常に整備して事に当たり、不都合を生じないように維持管理し、職務のほかこれを使用してはならない。

第15条 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動能力を低下させる等の集团的行動を行ってはならない。

第16条 消防団員は、団又は団員の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、又はこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。

(年額報酬)

第17条 消防団員には、次の表の左欄に掲げる区分により、それぞれ当該右欄に掲げる報酬を支給する。

	区分	金額
役付消防団員	団長	150,000 円
	副団長	115,000 円
	方面隊長	95,000 円
	方面副隊長	60,000 円
	分団長	50,000 円
	副分団長	45,000 円
	部長	40,000 円
	班長	38,000 円
一般団員		36,500 円

(出動報酬)

第18条 消防団員が次の各号に掲げる職務に従事したときは、当該各号に定める出動報酬を支給する。

- (1) 水火災等の鎮圧及び警戒に出動したとき 1日(回数によらず) 8,000 円

(2) 消防に関する訓練及び会議に出席したとき 1日 4,000円

- 2 前項各号に掲げる職務に従事した場合において、1日の従事した時間が4時間に満たないときは同項各号に定める額に100分の50を乗じて得た額を、1日の従事した時間が2時間に満たないときは同項各号に定める額に100分の25を乗じて得た額をそれぞれ支給する。

(費用弁償)

第19条 公務遂行のため旅行したときは、みやこ町職員旅費支給条例(平成18年みやこ町条例第52号)に定めるところにより、費用弁償として旅費を支給する。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第20条 年額報酬、出動報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、直接支給する

- 2 年額報酬は、毎年4月1日から翌年3月31日までを計算期間とし、その中途において、その職に就いたときはその日の属する月を始期とし、又はその職を離れたときはその日の属する月を終期とし、月割計算により支給する。
- 3 前項の規定による年額報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公務災害補償)

第21条 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは傷害となった場合においては、その消防団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

- 2 公務災害補償の額及び支給方法については、別に定める。

(退職報償金)

第22条 消防団員が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合にはその者の遺族)に退職報償金を支給する。

- 2 退職報償金の額及び支給の方法については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の犀川町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例(昭和41年犀川町条例第4号)、勝山町消防団員の定員、任用、給与、分限及び服務等に関する条例(昭和59年勝山町条例第9号)又は豊津町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例(昭和40年豊津町条例第119号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年3月16日条例第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月27日条例第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日条例第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日条例第10号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月1日条例第47号)

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日条例第11号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

4－5 みやこ町火入れに関する条例

みやこ町火入れに関する条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 118 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、みやこ町の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 21 条の許可の手續その他必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき火入れ許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の 7 日前までに、様式第 1 号による申請書 2 通に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が、請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第 3 条 町長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第 4 条 町長は、火入れの許可をするときは、森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき、第 8 条から第 15 条まで及び第 16 条第 4 項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した様式第 2 号による許可証(以下「火入許可証」という。)を交付するものとする。

2 町長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第 5 条 町長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第 21 条の規定に基づき火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき7日以内とする。

(許可の対象面積)

第7条 一団地における1回の火入れの許可の対象面積は、2ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入れ地1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、町長はこれを超えて許可をすることができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を町長に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに町長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅5メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については8メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。

(1) 0.5ヘクタールまでは10人以上

(2) 0.5ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積0.1ヘクタールにつき1人を1に人数に加えて得た人数以上

2 火入者は、カマ、ナタ、バケツ等の消火に必要な器具を火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、町長及び消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。

(消防署長への通知等)

第16条 町長は、火入れの許可を行った場合には、消防署長にその旨通知するものとする。

2 町長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実施調査をさせることができる。

3 町長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち会わせることができる。

4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の犀川町火入れに関する条例(昭和59年犀川町条例第11号)、勝山町火入れに関する条例(昭和59年勝山町条例第5号)又は豊津町火入れに関する条例(昭和59年豊津町条例第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

以下、様式省略

4-6 みやこ町災害弔慰金の支給等に関する条例

みやこ町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 119 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって、町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1)「災害」とは、暴風、豪雪、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2)「町民」とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じくして生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた

場合にあつては 500 万円とし、その他の場合にあつては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際、現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第 7 条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第 2 条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため町長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第 8 条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第 9 条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては 250 万円とし、その他の場合にあつては 125 万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 町は、令第 3 条に掲げる災害により、法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額が、その家財の価格のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270 万円
 - エ 住居が全壊した場合 350 万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150 万円
 - イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

エ 住居の全体が滅失、又は流失した場合 350 万円

- (3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項かつこ書の場合は、5 年)とする。

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き、年 1.5 パーセントとする。
- 3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保障債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の犀川町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年犀川町条例第 18 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 50 年勝山町条例第 1 号)又は豊津町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和 50 年豊津町条例第 5 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 23 年 12 月 20 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した町民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(令和元年 6 月 28 日条例第 42 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のみやこ町災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 9 月 25 日条例第 50 号)

この条例は、公布の日から施行する。

4－7 みやこ町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

みやこ町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 18 年 3 月 20 日

規則第 59 号

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、みやこ町災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 18 年みやこ町条例第 119 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第 2 号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他町長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月の1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(保証人)

第7条 保証人は、独立の生計を営み、かつ、保証能力を有する者で、町長が適当と認める者でなければならない。

(調査)

第8条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付の決定)

第9条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第10条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第11条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第12条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第13条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第14条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第15条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を、当該借受人に交付するものとする。

- 3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 16 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第 13 号)を、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付人を償還することができなくなったことを証する書類

- 3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第 14 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

- 4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 17 条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 18 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 19 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の犀川町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年犀川町規則第 2 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(平成 6 年勝山町規則第 3 号)又は豊津町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則(平成 3 年豊津町規則第 3 号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和元年 7 月 30 日規則第 10 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後のみやこ町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付については、適用しない。

4－8 みやこ町災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する要綱

みやこ町災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する要綱

平成 18 年 3 月 20 日

告示第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、土砂くずれその他の異常な自然現象又は火事による災害(以下「災害」という。)が町内で発生した場合において、町民の死亡又は住家の被害に対し、弔慰し、又は見舞するため災害弔慰金又は災害見舞金を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(災害弔慰金の受給資格)

第 2 条 災害弔慰金の支給を受けることができる者は、町内で発生した災害により死亡した者(死亡の事実を確認することはできないが、死亡したことが確実であると推定される者を含む。以下同じ。)の遺族とする。

2 前項の遺族の範囲及び順位は、みやこ町災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 18 年みやこ町条例第 119 号。以下「条例」という。)第 4 条に定めるところによる。

(災害弔慰金の額)

第 3 条 災害弔慰金の額は、死亡した者 1 人につき 10 万円とする。

(災害見舞金の受給資格)

第 4 条 災害見舞金の支給を受けることができる者は、町内で発生した災害により住家に被害があった場合において当該住家に居住していた世帯の世帯主とする。

(災害見舞金の額)

第 5 条 災害見舞金の額は、次の表のとおりとする。

区分		金額
住家	全壊、全焼、流失	20 万円
	半壊、半焼	10 万円
	床上洪水	3 万円

2 前項の被害の認定は、条例の認定基準の例による。

(適用除外)

第 6 条 災害弔慰金及び災害見舞金は、次に該当する場合は支給しない。

(1) 災害に罹災したものが法人又は団体であるとき。

附 則

この告示は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

4－9 みやこ町税条例

みやこ町税条例（抜粋）

平成 18 年 3 月 20 日
条例第 55 号

第 2 章 普通税

第 1 節 町民税

（町民税の減免）

第 51 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち町長において必要があると認めるものに対し、町民税を減免する。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 学生及び生徒
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があるもの

2 前項の規定により町民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)
- (2) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額
- (3) 減免を受けようとする事由

3 第 1 項の規定により町民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

第 2 節 固定資産税

（固定資産税の減免）

第 71 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)
- (3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 土地にあっては、その所在、地番、地目、地積及び価格
- (3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
- (4) 償却資産にあっては、その所在、種類、数量及び価格
- (5) 減免を受けようとする事由及び前項第 3 号の固定資産にあっては、その被害の状況

3 第 1 項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日条例第 13 号）抄

第 1 条 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

4-10 みやこ町国民健康保険税減免取扱要綱

みやこ町国民健康保険税減免取扱要綱

平成 20 年 6 月 2 日

告示第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、みやこ町国民健康保険税条例(平成 18 年みやこ町条例第 56 号。以下「条例」という。)第 26 条第 1 項及び第 2 項の規定による国民健康保険税の減免の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(国民健康保険税の減免)

第 2 条 条例第 26 条第 1 項及び第 2 項に規定する者については、別表に定めるところにより、国民健康保険税を減免する。

(申請の手続)

第 3 条 条例第 26 条第 1 項に規定する者が国民健康保険税の減免を受けようとするときは、町税及び町徴収金減額(免除)申請書に減免の理由を証明する書類を添付して町長に提出するものとする。

2 条例第 26 条第 2 項に規定する者(以下「旧被扶養者」という。)が国民健康保険税の減免を受けようとするときは、国民健康保険税旧被扶養者に関する減免申請書に次の書類を添付して町長に提出するものとする。ただし、翌年度以降の申請については、当初の申請をもって、翌年度以降も申請があったものとみなすことができる。

- (1) 被用者保険の資格喪失を証明する書類又はこれに準ずる書類
- (2) 旧被扶養者異動連絡票
- (3) その他町長が必要と認める書類

(通知)

第 4 条 町長は、減免の申請があった日から 30 日以内に、その取扱いの決定について減免の申請をした者に通知しなければならない。

(減免理由の消滅の届出)

第 5 条 国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

(減免の取消し)

第 6 条 町長は、前条の規定による届出があったとき、又は虚偽の申請その他不正の行為により国民健康保険税の減免を受けたことを知ったときは、直ちにその者に係る国民健康保険税の減免措置を取り消すものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則 (平成 25 年 5 月 2 日告示第 47 号)

この告示は、公表の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 6 年 2 月 15 日告示第 5 号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第2条関係)

該当	減免対象	適用要件	減免額	摘要																		
条例第26条第1項第1号関係	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた者	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅又は家財に損害を受け、次のいずれにも該当する者 (1)住宅又は家財につき、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により受けた損害の金額がその住宅又は家財の価格の 3/10 以上であること。 (2)前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であること。	事由発生以後に納期の末日の到来する税額について次の割合を乗じた額 <table><tr><td>損害程度\合計所得金額</td><td>3/10 以上 5/10 未満</td><td>5/10 以上</td></tr><tr><td>500 万円以下</td><td>1/2</td><td>全額</td></tr><tr><td>750 万円以下</td><td>1/4</td><td>1/2</td></tr><tr><td>750 万円を超える</td><td>1/8</td><td>1/4</td></tr></table>	損害程度\合計所得金額	3/10 以上 5/10 未満	5/10 以上	500 万円以下	1/2	全額	750 万円以下	1/4	1/2	750 万円を超える	1/8	1/4	災害を受けた日以後で、申請書の提出があった日以降に到来する納期において納付すべき当該年度の国民健康保険税の額に適用する。ただし、災害を受けた日が 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間であるときは、災害を受けた日の属する年度の翌年度の国民健康保険税について適用する。						
	損害程度\合計所得金額	3/10 以上 5/10 未満	5/10 以上																			
500 万円以下	1/2	全額																				
750 万円以下	1/4	1/2																				
750 万円を超える	1/8	1/4																				
条例第26条第1項第2号関係	生活保護を受けている者		生活保護開始後に納期の末日に到来する税額の全額	申請書の提出があった日以降に到来する納期に係る国民健康保険税の額を、減免の申請日以後に到来する納期に係る合計額の範囲内で適用する。																		
	生活保護を受けている者に準ずると認められる者	資産の状況及び生活程度が生活保護を受けている者と同程度と認められる者	全額																			
条例第26条第1項第3号関係	疾病、負傷その他やむを得ない理由による廃業、失業等により所得が激減し、国民健康保険税の納付が困難と認められる者	その年の被保険者(擬制世帯主を含む。)に係る所得等合計額の見込額が当該被保険者に係る前年の所得等合計額に比し 3/10 以上減少する者で、前年の所得等合計額が 500 万円以下のもの	所得割額に相当する額について次の割合を乗じた額 <table><tr><td>所得減少割合\前年の所得合計額</td><td>3/10 以上 5/10 未満</td><td>5/10 以上</td></tr><tr><td>100 万円以下</td><td>9/10</td><td>全額</td></tr><tr><td>200 万円以下</td><td>7/10</td><td>8/10</td></tr><tr><td>300 万円以下</td><td>5/10</td><td>6/10</td></tr><tr><td>400 万円以下</td><td>3/10</td><td>4/10</td></tr><tr><td>500 万円以下</td><td>1/10</td><td>2/10</td></tr></table>	所得減少割合\前年の所得合計額	3/10 以上 5/10 未満	5/10 以上	100 万円以下	9/10	全額	200 万円以下	7/10	8/10	300 万円以下	5/10	6/10	400 万円以下	3/10	4/10	500 万円以下	1/10	2/10	申請書の提出があった日以降に到来する納期に係る国民健康保険税の額に減免割合を乗じて得た額を、減免の申請日以後に到来する納期に係る合計額の範囲内で適用する。
	所得減少割合\前年の所得合計額	3/10 以上 5/10 未満	5/10 以上																			
100 万円以下	9/10	全額																				
200 万円以下	7/10	8/10																				
300 万円以下	5/10	6/10																				
400 万円以下	3/10	4/10																				
500 万円以下	1/10	2/10																				
	国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 59 条各号の規定による保険給付の制限を受ける者		保険給付の制限を受ける被保険者に係る保険給付の制限を受ける期間に相当する税額の全額	該当した月から該当しなくなった月の前月までの期間に係る国民健康保険税の額																		
条例第26条第2項関係	旧被扶養者	国民健康保険税の軽減を受けない世帯	1 旧被扶養者に係る所得割額及び資産割額の全額 2 旧被扶養者に係る均等割額の 5 割 3 旧被扶養者のみで構成される世帯で特定世帯(国民健康保険法施行令(昭和 33 年法律第 362 号)第 29 条の 7 第 2 項第 9 号イに規定する特定世帯をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(同号イに規定する特定継続世帯をいう。以下同じ。)以外の世帯の平等割額の 5 割 4 旧被扶養者のみで構成される特定継続世帯の平等割額 2.5 割軽減前の額の 2.5 割	申請書の提出があった日以降に到来する納期に係る国民健康保険税の額を減免の申請日以後に到来する納期に係る合計額の範囲内で適用する。																		
		国民健康保険税の 5 割又は 7 割軽減を受ける世帯	旧被扶養者に係る所得割額及び資産割額の全額																			
		国民健康保険税の 2 割軽減を受ける世帯	1 旧被扶養者に係る所得割額及び資産割額の全額 2 旧被扶養者に係る均等割額の軽減前の額の 3 割 3 旧被扶養者のみで構成される世帯で特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額の当該軽減前の額の 3 割 4 旧被扶養者のみで構成される特定継続世帯の平等割 2.5 割軽減及び軽減賦課 2 割軽減前の額の 1 割																			

4-1-1 みやこ町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例

みやこ町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例

平成18年3月20日

条例第17号

(設置)

第1条 本町における災害等に関する情報の収集及び伝達を円滑にするとともに、平常時における行政広報等を正確かつ迅速に伝達し、住民の福祉の向上を目的として、みやこ町防災行政無線施設（以下「防災行政無線」という。）を設置する。

(業務)

第2条 防災行政無線による広報の業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時等の緊急事項の通報及び連絡
- (2) 町の公示事項及び広報事項の伝達
- (3) 官公署、公共的団体等の公示事項及び広報事項の伝達
- (4) その他町長が必要と認める事項の周知及び伝達

(業務区域)

第3条 広報の業務を行う区域は、町の全域とする。

(親局、中継局等及び屋外拡声子局の設置)

第4条 広報の業務を行うための親局は、みやこ町勝山上田960番地みやこ町役場本庁に設置する。

2 中継局等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
中継局	みやこ町勝山大久保114番地7
簡易中継局	みやこ町犀川上高屋176番地
	みやこ町国作1388番地2
再送信子局	みやこ町勝山上田960番地
	みやこ町勝山宮原284番地
	みやこ町勝山黒田1713番地
	みやこ町豊津1122番地13

3 屋外拡声子局（以下「拡声子局」という。）は、広報事項等が伝達し得る範囲において、町長が指定する場所に設置するものとする。

(遠隔制御装置の設置)

第5条 京築広域圏消防本部に遠隔制御装置を設置し、関係住民に対する広報伝達を町の通信統制のもとに行うことができるものとする。

(戸別受信機の設置)

第6条 戸別受信機は、町内に住居を有する者の世帯及び町長が指定する施設を単位として設置する。

(戸別受信機の貸与)

第7条 戸別受信機は、前条に規定する世帯の世帯主又は施設の代表者（以下「受信者等」という。）の申請に基づき、その者に貸与する。

- 2 貸与する戸別受信機は、世帯又は町長が指定する施設にそれぞれ1台とし、その使用料は無償とする。ただし、戸別受信機の維持管理に要する費用は、受信者等の負担とする。

(戸別受信機の返還)

- 第8条 受信者等が、第6条に規定する要件を満たさなくなったときは、速やかに戸別受信機を返還しなければならない。

(管理)

- 第9条 防災行政無線の管理者は、次のとおりとする。

- (1) 本町の親局及び拡声子局装置は、みやこ町役場総務課が管理する。
- (2) 遠隔制御装置は、京築広域圏消防本部が管理する。
- (3) 戸別受信機は、受信者等が管理する。

(委任)

- 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(適用)

- 2 この条例は、旧犀川町に防災行政無線施設が設置されるまで、旧勝山町及び旧豊津町において適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の勝山町防災行政無線通信施設及び管理に関する条例(平成12年勝山町条例第4号)又は豊津町広報無線放送施設の設置及び管理に関する条例(昭和53年豊津町条例第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年3月16日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日条例第12号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月17日条例第22号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年10月1日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

5 国、県の例規、基準等

5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 福岡管区気象台

みやこ町	府県予報区	福岡県	
	一次細分区域	北九州地方	
	市町村等をまとめた地域	京築	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	30
		土壌雨量指数基準	164
	洪水	流域雨量指数基準	長峽川流域=8.8, 今川流域=17.9, 喜多良川流域=6.9, 高屋川流域=12.5, 祓川流域=16
		複合基準 ^{*1}	今川流域=(7, 16.1), 喜多良川流域=(7, 6.2), 高屋川流域=(7, 9.9), 祓川流域=(7, 14.4)
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ10cm
			山地 12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9
		土壌雨量指数基準	121
	洪水	流域雨量指数基準	長峽川流域=7, 今川流域=14.3, 喜多良川流域=5.5, 高屋川流域=10, 祓川流域=12.8
		複合基準 ^{*1}	今川流域=(7, 11.4), 喜多良川流域=(5, 5.5), 高屋川流域=(5, 8.9), 祓川流域=(7, 10.2)
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ3cm
			山地 12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60%	
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上	
	低温	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想された場合 冬期: 沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下	
	霜	11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜 最低気温3℃以下	
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃~2℃、湿度90%以上	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm

^{*1}(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

5-2 気象庁震度階級解説関連表

平成 21 年 3 月 31 日改定

計測震度	階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
-0.5	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。						
	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。						
-1.5	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
-2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。					
-3.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
-4.5	5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。				
-5.0	5 強	大半の人が、物につかまらないうまく歩行が難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。断水、停電が発生することがある。	地盤に亀裂や液状化が生じたり、斜面では落石やがけ崩れが発生することがある。
-5.5	6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある転倒する。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなり、大きく入る場合もある。瓦が落下したり、建物が傾いたり、倒れるものもある。耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	震度 6 弱程度以上の揺れがあった場合、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。	
-6.0								

計測震度	階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
6.5	6 強		固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがあり、1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	震度 6 強程度以上の揺れがあった場合、広い地域でガス、水道、電気の供給が停止することがある。	大きな地割れが生じたり、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
	7	立っていることができず、這わなと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の低い住宅では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。耐震性の高い住宅でも、壁などのひび割れ・亀裂が多くなり、まれに傾くことがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなり、1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなり、1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。		

5-3 火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

改正 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月第 166 号、平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号、平成 29 年 2 月 7 日消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応 29 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領(平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号)」、「災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号)」、「救急事故等報告要領(平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号)」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村(当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。)は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。)には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第 1 報を都道府

県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(特定の事故を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等(テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。)

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

（ア）建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反對象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額 1 億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

(ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が 5 名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの

(エ) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害等による火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号、以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

- (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
- (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

※様式は「資料編7-6 火災・災害等即報要領(様式)」に掲載

＜火災等即報＞

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過
 - (イ) 火災の状況
 - a 発見及び通報の状況
 - b 避難の状況
- イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかにに該当する火災
 - (ア) 発見及び通報の状況
 - (イ) 延焼拡大の理由
 - a 消防事情
 - b 都市構成
 - c 気象条件
 - d その他
 - (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - (エ) り災者の避難保護の状況
 - (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)
- ウ 林野火災
 - (ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)
 - ※ 必要に応じて図面を添付する。
 - (イ) 林野の植生
 - (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - (エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)
- エ 交通機関の火災
 - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - (イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入するこ

と。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示(緊急)・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC 検知結果(剤の種類、濃度等)
- ・ 被害の要因(人為的なもの)
 - 不審物(爆発物)の有無
 - 立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下、「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるな

ど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応援要請等については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

5-4 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和 39 年 5 月 21 日

改正 平成 6 年 4 月 1 日

平成 10 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 この要綱は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 53 条の規定による報告及び他関係法令又は各省(庁)の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第 3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部(総括班)において行う。

(報告責任者)

第 4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市長村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者(この場合「災害報告主任」という。)及び副主任を定めておくものとする。

(報告すべき災害)

第 5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は 2 市町村以上にまたがるもので、1 の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第 6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事(又は災害対策本部長)に報告するものとし、被害の判定基準は別表 1 によるものとする。

1 即報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあつては、ただちに災害概況即報(様式第 1 号)を防災行政無線又は電話(ファクシミリを含む。)をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第 1 号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第 2 号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあつては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10 時 00 分	15 時 00 分
出先機関の長	10 時 30 分	15 時 30 分
各 部 長	11 時 00 分	16 時 00 分

2 詳報

災害発生後市町村長にあつては5日以内に、関係出先機関の長にあつては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に揚げる事項を知事(又は災害対策本部長)に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事(対策本部長)又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

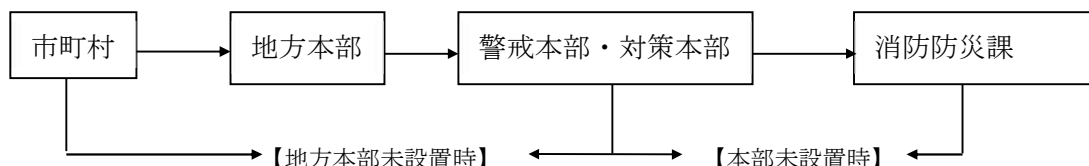
(報告の順序)

第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被序によるものとする。

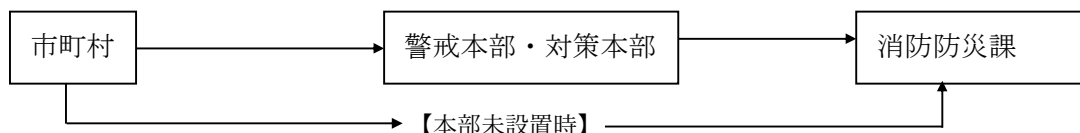
但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

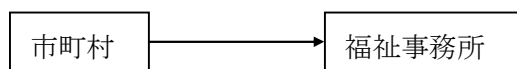
(1) 災害概況及び被害状況即報(様式第1号・様式第2号の1)



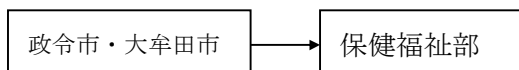
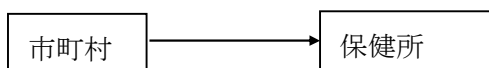
(2) 被害状況確定報告(様式第2号の1)



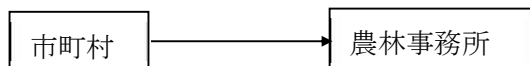
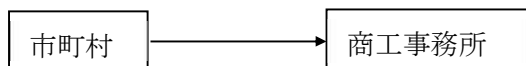
(3) 社会福祉施設関係被害即報(様式第2号の2)



(4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告(様式第2号の3、様式第3号の1)

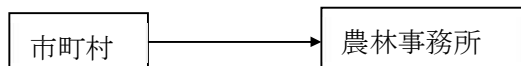


- (5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告(様式第2号の4、様式第3号の2)



- (6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告(様式第2号の5、様式第3号の3～15)

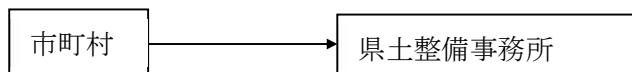
- (7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告(様式第2号の6、7、8、9、10)



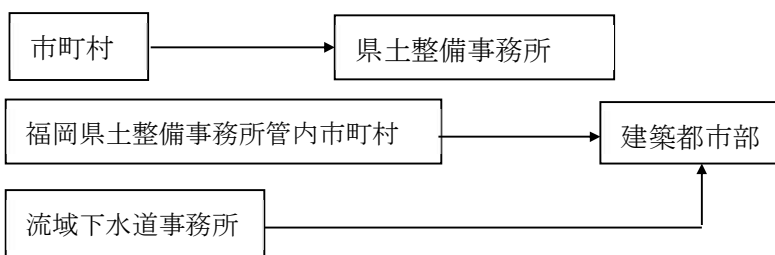
- (8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告(様式第2号の11、12)



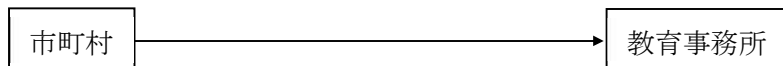
- (9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告(様式第2号の13、様式第3号の16)



- (10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告(様式第2号14、15、様式第3号の17)

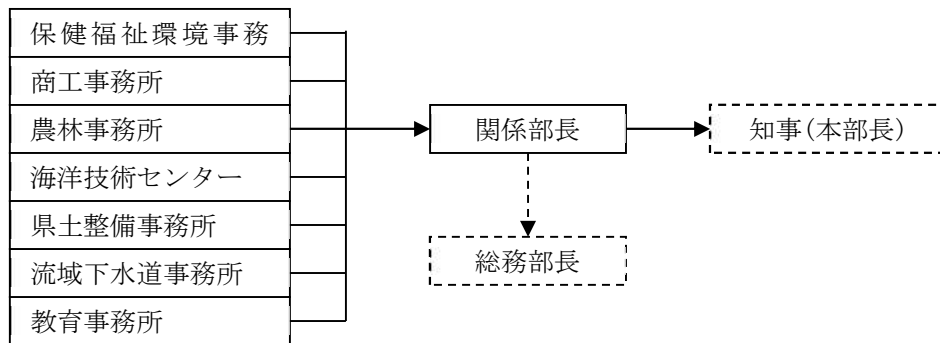


- (11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告(様式第2号の16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災安全課）に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

5-5 被害の判定基準

(その1)

被害区分		備 考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流出埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	畑の流出埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。

(その2)

被害区分		備 考
その他	橋 り ょ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第 3 条の 2 の規定によって天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	り災者世帯の構成員とする。
		住居の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。

(その3)

被害区分		備 考
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きとするものとする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。

(資料：「福岡県災害調査報告実施要綱」福岡県地域防災計画 資料編 (H29.3))

5－6 災害救助法

災害救助法（抜粋）

平成 26 年 5 月 30 日

法律第 42 号

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第 2 条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

2 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第二十三条の三第二項（同法第二十四条第二項又は第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村（次項及び第十一条において「本部所管区域市町村」という。）の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。ただし、前項の規定の適用がある場合又は同法第二十三条の三第二項の規定により当該本部の廃止が告示された場合は、この限りではない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による救助を行うときは、その旨及び当該救助を行う災害発生市町村又は本部所管区域市町村の区域を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。

（救助実施市の長による救助の実施）

第 2 条の 2 救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）の区域内において、前条第一項に規定する災害により被害を受け又は同条第二項に規定する災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該救助実施市の長が行う。

2 救助実施市の長は、前項の規定による救助を行うときは、その旨（指定都市の長にあっては、その旨及び当該救助を行う区域）を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。

3 第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、内閣府令で定めるところにより、同項の救助を行おうとする市の申請により行う。

4 内閣総理大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

6 第一項及び前三項に定めるもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（都道府県知事による連絡調整）

第2条の3 都道府県知事は、救助実施市の区域及び当該救助実施市以外の市町村の区域にわたり、第二条第一項に規定する災害が発生し又は同条第二項に規定する災害が発生するおそれがある場合においては、当該都道府県知事及び当該救助実施市の長が行う救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、当該救助実施市の長及び物資の生産等（生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送をいう。以下同じ。）を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

（都道府県知事の努力義務）

第3条 都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

（救助の種類等）

第4条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次の通りとする。

1. 避難所及び応急仮設住宅の供与
 2. 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 3. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 4. 医療及び助産
 5. 被災者の救出
 6. 被災した住宅の応急修理
 7. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 8. 学用品の給与
 9. 埋葬
 10. 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2 第二条第二項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。
- 3 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前2項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。
- 4 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

（事務処理の特例）

第13条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

- 2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（繰替支弁）

第30条 都道府県知事は、第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該救助に係る災害発生市町村等に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

5－7 災害救助法施行令

災害救助法施行令（抜粋）

平成 27 年 1 月 30 日

政令第 30 号

（災害の程度）

- 第 1 条 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。
- 一 当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。)内の人口に応じそれぞれ別表第 1 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 2 に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 3 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 4 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
 - 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。
- 2 前項第 1 項から第 3 号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（救助の程度、方法及び期間）

- 第 3 条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。
- 2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる

別表第 1

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	30
5,000 人以上 15,000 人未満	40
15,000 人以上 30,000 人未満	50
30,000 人以上 50,000 人未満	60
50,000 人以上 100,000 人未満	80
100,000 人以上 300,000 人未満	100
300,000 人以上	150

別表第 2

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1, 000, 000 人未満	1, 000
1, 000, 000 人以上 2, 000, 000 人未満	1, 500
2, 000, 000 人以上 3, 000, 000 人未満	2, 000
3, 000, 000 人以上	2, 500

別表第 3

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5, 000 人未満	15
5, 000 人以上 15, 000 人未満	20
15, 000 人以上 30, 000 人未満	25
30, 000 人以上 50, 000 人未満	30
50, 000 人以上 100, 000 人未満	40
100, 000 人以上 300, 000 人未満	50
300, 000 人以上	75

別表第 4

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1, 000, 000 人未満	5, 000
1, 000, 000 人以上 2, 000, 000 人未満	7, 000
2, 000, 000 人以上 3, 000, 000 人未満	9, 000
3, 000, 000 人以上	12, 000

5－8 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度

(令和2年福岡県告示第344号)

第1 救助の程度、方法及び期間

福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号。以下「規則」という。）第5条第1項の救助の程度、方法及び期間は、次に定めるところによる。

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。

ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり340円以内とする。

エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

(ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。

(ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。

(オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

- (カ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 85 条第 3 項又は第 4 項による期限内(最長 2 年以内)とする。
- (キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

- (ア) 賃貸型応急住宅の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
- (イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。
- (ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

- ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。
- イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1 人 1 日当たり 1,230 円以内とする。
- エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

(2) 飲料水の供給

- ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
- イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲において現物をもって行うものとする。
 - ア 被服、寝具及び身の回り品
 - イ 日用品
 - ウ 炊事用具及び食器
 - エ 光熱材料
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月～9月	19,200 円	24,600 円	36,500 円	43,600 円	55,200 円	8,000 円
冬季	10月～3月	31,800 円	41,100 円	57,200 円	66,900 円	84,300 円	11,600 円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月～9月	6,300 円	8,400 円	12,600 円	15,400 円	19,400 円	2,700 円
冬季	10月～3月	10,100 円	13,200 円	18,800 円	22,300 円	28,100 円	3,700 円

- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）及び柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。

ウ 医療は、次の範囲内にて行う。

(ア) 診療

- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

- (ア) 分べんの介助
- (イ) 分べん前及び分べん後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 2 割引以内の額とする。

エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

5 被災者の救出

- (1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。
- (2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

- (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり50,000円以内とする。

ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

- (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 706,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円

ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3箇月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6箇月以内）に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

- (3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。

ア 生業費 1件当たり 30,000円

イ 就職支度費 1件当たり 15,000円

- (4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無利子

- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）

及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

- (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

- ア 教科書代

- (ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

- (イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

- イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1 人当たり 4,800 円

中学校生徒 1 人当たり 5,100 円

高等学校等生徒 1 人当たり 5,600 円

- (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 箇月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

- (1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

- (2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

- ア 棺（付属品を含む。）

- イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

- ウ 骨つぼ及び骨箱

- (3) 埋葬のため支出できる費用は、1 体当たり大人 219,100 円、小人 175,200 円以内とする。

- (4) 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索

- (1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

- (2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

- (3) 死体の搜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

11 死体の処理

- (1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

- (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。

- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

- イ 死体の一時保存

- ウ 検案

- (3) 検案は、原則として救護班によって行う。
- (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり5,500円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。
 - ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- (5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
 - (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
 - (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,700円以内とする。
 - (3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- 13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
 - (1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - ア 被災者の避難に係る支援
 - イ 医療及び助産
 - ウ 被災者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 死体の搜索
 - カ 死体の処理
 - キ 救済用物資の整理配分
 - (2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
 - (3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。

- 1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第4号までに掲げる者
 - (1) 日当
 - ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,700円以内
 - イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師 1人1日当たり 16,900円以内
 - ウ 看護師及び准看護師 1人1日当たり 14,800円以内
 - エ 救急救命士 1人1日当たり 15,300円以内
 - オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,700円以内
 - カ 大工 1人1日当たり 23,700円以内
 - キ 左官 1人1日当たり 24,200円以内

ク とび職 1人1日当たり 24,400 円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例（昭和 32 年福岡県条例第 41 号）第 2 条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年福岡県条例第 57 号）の規定により支給すべき旅費に相当する額以内とする。

2 政令第 4 条第 5 号から第 10 号までに掲げる者

業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内とする。

第 3 救助事務費

規則第 23 条の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）として支出できる範囲及び限度等は、次に定めるところによる。

1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

(1) 時間外勤務手当

(2) 賃金職員等雇上費

(3) 旅費

(4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

(5) 使用料及び賃借料

(6) 通信運搬費

(7) 委託費

2 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る 1 の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

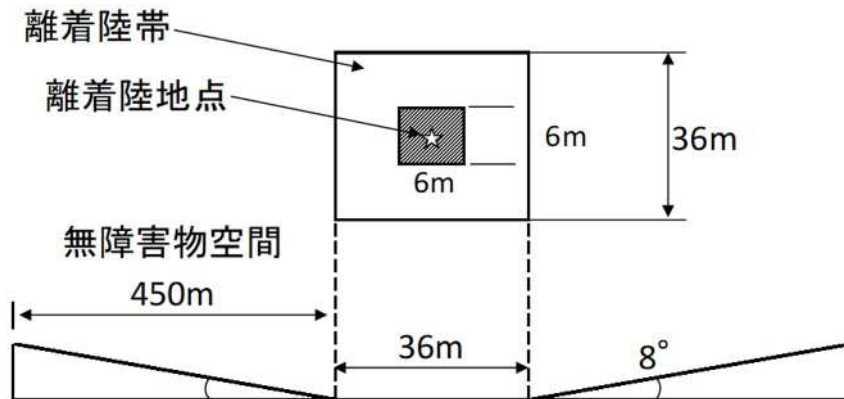
国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合
3 千万円以下の部分	100 分の 10
3 千万円を超え 6 千万円以下の部分	100 分の 9
6 千万円を超え 1 億円以下の部分	100 分の 8
1 億円を超え 2 億円以下の部分	100 分の 7
2 億円を超え 3 億円以下の部分	100 分の 6
3 億円を超え 5 億円以下の部分	100 分の 5
5 億円を超える部分	100 分の 4

3 2 の「救助事務費以外の費用の額」とは、第 1 に定める救助の実施のために支出した費用及び第 2 に定める実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第 9 条第 2 項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第 8 条第 2 項に定めるところにより算定した法第 12 条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第 19 条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第 20 条第 1 項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

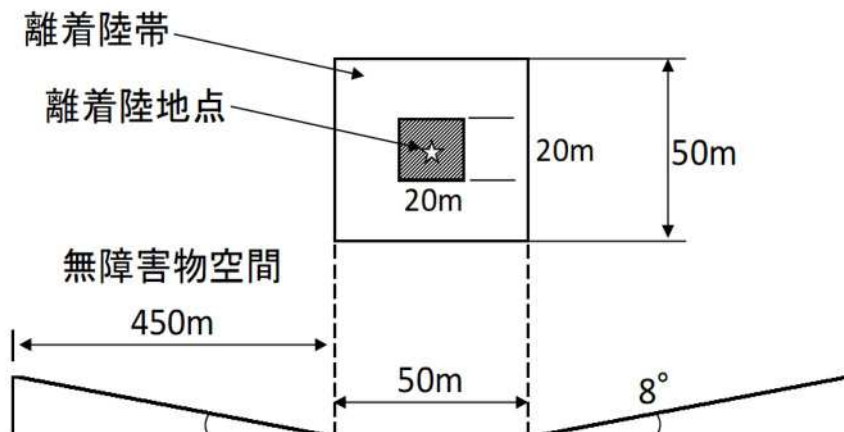
5-9 ヘリポート発着点の基準

ヘリポート発着点の基準

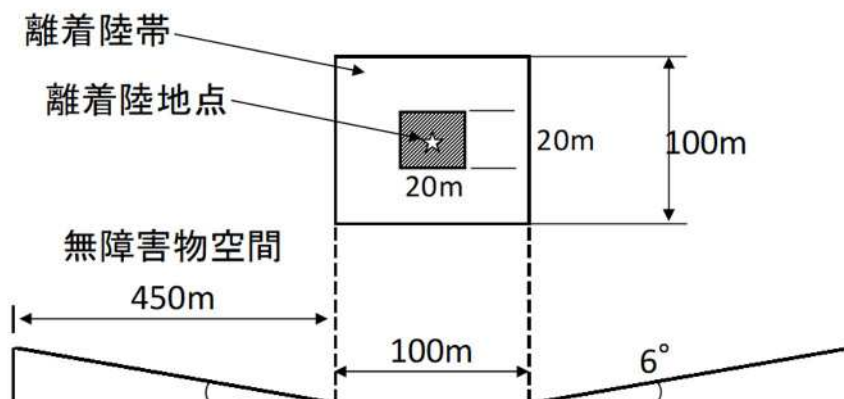
(1) UH-1J (中型ヘリ)



(2) UH-60JA (中型ヘリ)



(3) CH-47J (超大型ヘリ)



- ※① 離着陸地点とは、安全、安易に接地できるように準備された地点をいう。
 ② 無障害物空間とは、発着に障害とならない地帯をいう。
 ③ この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

5－10 激甚災害に係る助成援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業(激甚法第3条)

適用事業・法令	財政援助内容
1) 公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業
2) 公共土木施設災害関連事業	公共土木施設災害復旧事業のみでは、再度の災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業で国の負担割合が3分の2未満のもの（道路、砂防を除く）。
3) 公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
4) 公営住宅災害復旧事業	公営住宅法（昭和26年法律第193号）第8条の規定の適用を受ける公営住宅、共同施設の建設または補修に関する事業
5) 生活保護施設災害復旧事業	生活保護法（昭和25年法律第144号）第40条または第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業。
6) 児童福祉施設復旧事業	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条の規定により設置された施設の災害復旧事業。
7) 老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法（昭和38年133号）第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業。
8) 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障がい者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条の規定により県または町が設置した身体障がい者更生援護施設の災害復旧事業。
9) 障がい者支援施設・地域活動支援センター等施設災害復旧事業	障がい者自立支援法（平成17年法律第123号）第79条の規定により県または町が設置した障がい者支援施設または障がい福祉サービスの用に供する施設等の災害復旧事業。
10) 婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市町村または社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む）の災害復旧事業。
11) 感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業。
12) 感染症予防事業	激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第58条の規定による町の支払に係る感染症予防事業。

(2) 堆積土砂及び湛水排除事業(激甚法第3条)

適用事業・法令	財政援助内容
1) 堆積土砂排除事業	①公共施設の区域内の排除事業 激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、植木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で町が施行するもの（他の法令に国の負担もしくは補助に関し別段の定めがあるもの、または国がその費用の一部を負担し、もしくは補助する災害復旧事業に附随して行うものを除く。） ②公共施設区域外の排除事業 激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂で、町長が指定した場所に集積されたもの、または町長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、町が行う排除事業

適用事業・法令	財政援助内容
2) 湛水排除事業	激甚災害の発生に伴い浸水した地域で浸入状態が政令で定める程度に達するもの（以下「湛水」という。）の排除事業で町が施行するもの。

(3) 農林水産施設災害復旧事業

【農林水産施設その１】

適用事業・法令	財政援助内容
1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚法第 5 条）	この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号、以下暫定措置法という。）第 3 条第 1 項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ排除した額に対して一定の区分に伴い超過累進率により嵩上げを行う。
2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例（激甚法第 6 条）	激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について、補助率を引き上げるとともに、補助対象の範囲を拡大する。
3) 開拓者の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第 7 条）	開拓者の住宅、納車や共同利用施設、養殖施設等の災害復旧事業に対し、工事費が 13 万円以上のものに要する経費につき県が被災者に 9/10 を下らない率による補助を行う場合、国はその経費の 9/10 を補助する。

【農林水産施設その２】

適用事業・法令	財政援助内容
1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第 2 条第 1 項の規定による天災が激甚災害として指定された場合の特別措置を行う。（激甚法第 8 条）	①天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を 250 万円に、政令で定める資金として貸付られる場合の貸付限度額については 600 万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金について 7 年以内とする。 ②政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。
2) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第 9 条）	激甚災害に伴い林業用施設に堆積した土砂の排除費用を県が補助する場合に、国は県に対しその経費の 2/3 を補助することができる。
3) 土地改良区等の行う洪水排除事業に対する補助（激甚法第 10 条）	激甚災害に伴い土地改良区等が施行する湛水の排除事業費用を県が補助する場合に、国は県に対しその経費の 9/10 を補助することができる。
4) 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第 11 条）	激甚災害に伴い漁業協同組合が必要とする共同利用小型漁船建造費を県が補助する場合に、国は県に対しその経費の 1/3 を補助することができる。
5) 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第 11 条の 2）	激甚災害に伴い県や町、森林組合等が行う森林復旧事業（被害木の伐採・搬出、造林等）に係る経費に対し、国はその経費を補助することができる。 ・県が行う事業：事業費の 1/2 ・県以外が行う事業：県が 2/3 を下らない率の補助を行う場合に、その経費の 3/4

(4) 中小企業に関する特別の助成

適用事業・法令	財政援助内容
1) 中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号) による災害関係保証の特例(激甚法第 12 条)	①激甚災害につき災害救助法が適用された地区内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の貸付けに関する貸付限度額を別枠として設ける。 ②災害関係保証の保険についてのてん補率は 100 分の 80 とする。 ③保証料率を引き下げる。
2) 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和 31 年法律第 115 号) による貸付金の償還期間等の特例(激甚法第 13 条)	激甚災害を受けた中小企業者に対する、激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付けた貸付金について、県はその償還期間を 2 年を超えない範囲で延長することができる。
3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚法第 14 条)	激甚災害を受けた事業協同組合等の施設に対する災害復旧事業に要する経費につき、県が 3/4 を下らない率で補助する場合には予算の範囲内において要する経費の 2/3 を補助することができる。

(5) その他の財政援助及び助成

適用事業・法令	財政援助内容
1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第 16 条)	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、激甚法第 3 条第 1 項の特定地方公共団体が設置する集会所、図書館、体育館、運動場、水泳プール、その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。
2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第 17 条)	激甚災害を受けた私立の学校の建物等の施設で、その災害の復旧に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。
3) 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例(激甚法第 19 条)	町が激甚災害のための感染症予防に関して行った支払いについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号) に規定する支弁割合を引き上げる。
4) 母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号) による国の貸付の特例(激甚法第 20 条)	国は、母子及び寡婦福祉法の規定に基づく貸付金額と、県が被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた額との合計額に相当する金額を県に貸付ける。
5) 水防資材費の補助の特例(激甚法第 21 条)	県または水防管理団体(みやこ町) が水防のために使用した資材に関する費用について、国は予算の範囲内においてその 2/3 を補助することができる。
6) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例(激甚法第 22 条)	①激甚災害により滅失した住宅について、災害の当時居住していた低額所得者に賃貸するため、公営住宅を建設する場合。 ②補助率の引き上げ 2/3⇒3/4 ③補助対象戸数 滅失戸数の 3 割⇒5 割
7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第 24 条)	①公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業で小規模なものにあてるための起債。 ②元利償還の一定割合を地方交付税に算入する。
8) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号) による求職者給付の支給に関する特例(激甚法第 25 条)	労働の意志及び能力を有するにもかかわらず、激甚災害によって就労することができず、賃金を受けることができない状態にある労働者には、失業しているものとみなして基本手当を支給することができる。

6 応援協定等

6－1 福岡県消防相互応援協定

福岡県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町村等」という。)の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模な災害が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域並びに代表消防機関及び地域代表消防機関の設置)

第2条 福岡県内を次に掲げる地域に区分するものとする。

(1) 北九州地域

北九州市、行橋市、中間市、京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び苅田町の区域

(2) 筑豊地域

飯塚地区消防組合、福岡県田川地区消防組合、直方市及び直方鞍手広域市町村圏事務組合の区域

(3) 福岡地域

福岡市、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、糸島地区消防厚生施設組合、粕屋南部消防組合、宗像地区消防組合及び粕屋北部消防組合の区域

(4) 筑後地域

久留米市、大牟田市、大川市、柳川市三橋町大和町消防厚生事業組合、筑後市、八女地区消防組合、瀬高町外二町消防組合及び福岡県南広域消防組合の区域

2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関を、前項に掲げる地域にそれぞれ地域代表消防機関を設置するものとし、代表消防機関及び地域代表消防機関(以下「代表消防機関等」という。)にはそれぞれ代行消防機関を選定しておくものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において、相互応援の対象とする大規模災害等とは、次に掲げる災害のうち大部隊若しくは特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

(1) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模災害

(3) 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故

(応援可能消防隊の登録)

第4条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ登録しておくものとする。

(応援要請の種別)

第5条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分するものとする。

(1) 第一要請

第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第二要請

第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第6条 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

2 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等(以下「要請側」という。)の長又は消防長から、他の市町村等(以下「応援側」という。)の長又は消防長に対し、応援に必要な事項を明確にして行うものとする。

3 前項の要請については、第2条第2項に規定された代表消防機関等を通じて行うものとする。

4 第一要請又は第二要請を行った要請側の長又は消防長は、福岡県に対して要請した旨を通報するものとする

(応援隊等の派遣)

第7条 前条の規定により応援の要請を受けた応援側の長又は消防長は、消防隊(以下「応援隊」という。)を派遣するものとする。

2 応援隊の派遣を決定したとき又はやむを得ない理由により派遣し難いときは、応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて要請側の長又は消防長に通知するとともに、福岡県に通報するものとする。

3 要請側に隣接する応援側の長又は消防長、及び要請側の地域代表消防機関が属する市町村等の長又は当該地域代表消防機関の消防長は、第3条に規定する大規模災害等の発生に際し、要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、前条に規定する応援要請を待ついとまがないと認められるときには、同条第2項の要請を待たないで、先行調査のため、必要な消防隊(以下「先遣隊」という。)を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により、先遣隊の派遣を決定した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて福岡県に通報するものとする。

(応援等の中断)

第8条 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

2 先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。この場合においては、先遣隊の派遣を中断した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて福岡県に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第 10 条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

- ア 消防機械器具の燃料費(補給燃料を除く)及び小破損の修理費
- イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費
- ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等
- エ 交通事故における損害賠償費等
- オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

(2) 要請側の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

(航空消防応援)

第 11 条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

(改廃)

第 12 条 この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

(委任)

第 13 条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成 18 年 10 月 10 日から効力を生じる。
- 2 平成 14 年 8 月 1 日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援協定(以下「旧協定」という。)は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第 10 条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書 5 通を作成し、記名押印のうえ、福岡県消防防災課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、市町村等はその写しを各 1 通保管するものとする。

福岡県消防相互応援協定覚書

平成 18 年 10 月 10 日付で締結した福岡県消防相互応援協定書(以下「協定書」という。)第 13 条の協定に基づき、この覚書を定める。

(代表消防機関等の選定及び任務)

第 1 条 協定書第 2 条第 2 項に規定する代表消防機関等及びその代行消防機関は、別表第 1 に定める消防本部とし、その任務は次のとおりとする。

(1) 代表消防機関の任務

- ア 県との連絡調整及び情報交換に関すること。
- イ 地域代表消防機関との連絡調整に関すること。
- ウ 第二要請時における応援隊の部隊の調整及び編成に関すること。
- エ その他必要な事項

(2) 地域代表消防機関の任務

- ア 地域内消防機関との連絡調整に関すること。
- イ 災害に関する情報収集及び資料提供
- ウ 要請側消防機関との応援要請に関する協議
- エ 応援側消防機関との応援隊派遣に関する協議
- オ 県及び代表消防機関との連絡調整に関すること。
- カ 第一要請時における応援隊の部隊の調整及び編成に関すること。
- キ その他必要な事項

(3) 代表消防機関は、代表消防機関等の管内の大規模災害等が発生した場合に、代表消防機関又は地域代表消防機関の任務をそれぞれ代行する。

(応援可能消防隊の登録)

第 2 条 協定書第 4 条に基づく応援可能消防隊は、別表第 2 に掲げる消防隊とする。

(応援要請の方法)

第 3 条 協定書第 6 条の規定に基づく応援要請は、別図第 1 に示す要請の順序に従い行うものとする。

2 応援要請の方法は、次の事項をできるだけ明確にし、別表第 3 に掲げる窓口に、電話・ファクシミリ等により行うものとする。

- (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- (2) 応援隊の人員、車両、資機材
- (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名
- (5) その他必要な事項

3 要請側の長は、事後速やかに応援側の長に対し応援要請書(様式第 1 号)を提出するものとする。

(応援隊派遣の決定通知)

第4条 協定書第7条第2項の規定に基づく、応援隊の派遣を決定した場合の通知は次によるものとする。

- (1) 応援隊の最高指揮者の職、氏名
- (2) 応援隊の人員、車両、資機材
- (3) 応援隊の到着予定時間及び派遣経路
- (4) その他必要な事項

(先遣隊派遣時の連絡等)

第5条 協定書第7条第3項の規定に基づき、先遣隊の派遣を決定した応援側の長又は消防長は、別図第2の連絡体制に従い相互に連絡体系に従い相互に連絡するものとする。

- 2 先遣隊の最高指揮者は、現場到着時に要請側の長、消防長又は現場最高指揮者(以下「現場最高指揮者」という。)に応援の要否を確認するものとする。
- 3 前条の規定は、協定書第7条第4項の規定に基づく、先遣隊の派遣を決定した場合の通知について準用する。この場合において、前条中「応援隊」とあるのは「先遣隊」と読み替えるものとする。

(要請側の措置)

第6条 要請側の長又は消防長は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 応援側の集結場所に誘導員を配置し、応援隊の誘導に努めること。
- (2) 現場指揮本部の所在を明示すること。

(現場到着時の報告等)

第7条 応援隊の最高指揮者は、現場最高指揮者等に対して第1号に定める事項について報告を行うとともに、第2号における事項を確認し、必要な指示を受けるものとする。

- (1) 到着報告事項
 - ア 応援消防本部及び消防団名
 - イ 応援隊の最高指揮者の職、氏名
 - ウ 応援隊の人員、車両、資機材
 - エ その他必要な事項
- (2) 確認事項
 - ア 災害の現況
 - イ 活動中の消防隊名、隊数及び指揮者名
 - ウ 他の消防隊の活動概況
 - エ 活動方針
 - オ 今後の見込み
 - カ 応援隊の活動範囲及び任務
 - キ 使用無線系統
 - ク 指揮連絡担当者
 - ケ 安全管理上の注意事項
 - コ その他必要な事項

(応援隊の部隊運用)

第8条 応援隊の部隊運用は、代表消防機関等が行う部隊編成をもって運用するものとし、その部隊編成については、別図3に示す例によるものとする。ただし、要請側の長又は消防長の指示がある場合はこれによるものとする。

(現場引き揚げ時の報告等)

第9条 応援隊の最高指揮者は、現場最高指揮者等の引き揚げ指示により、次の報告を行ったのち引き上げるものとする。

- (1) 応援隊の活動概要
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) 使用した消火薬剤等の数量
- (6) その他必要な事項

(応援の始期及び終期)

第10条 応援の始期は、応援隊が常備配置場所から出動した時点とする。ただし、応援隊が常備配置場所の外にある場合は、応援出動命令を受けて出動した時点とする。

2 先遣隊の応援の始期は、第5条第2項の規定により、応援要請を受けた時点とする。

3 応援の終期は、応援隊が常備配置場所に帰着した時点とする。ただし、応援に関する目的を終了したのち、他の用務のため行動する場合は、その目的の行動を開始した時点とする。

(事後の報告)

第11条 応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長に対して応援終了後速やかに応援隊活動状況報告書(様式第2号)により報告するものとする。

2 要請側の長又は消防長は、応援側の長又は消防長に対して、応援終了後速やかに災害概況報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(経費の請求)

第12条 応援側の長は、協定書第10条の規定に基づき、応援に要した経費を請求するときは、別記様式第4号により要請側の長に請求するものとする。

(合同訓練の実施)

第13条 各消防長は、円滑な応援活動を図るため各消防本部間で協議のうえ、合同で消防訓練を実施するよう努めるものとする。

(連絡協議等の設置)

第14条 協定の円滑な運用を図るため、次の各号に定めるところに従い連絡会議及び協定書第2条第1項に定める地域ごとに、地域連絡会議を設置する。

- (1) 連絡会議は、県下各消防本部の担当課長で構成する。
 - (2) 地域連絡会議は、地域内の市町村及び消防本部の担当課長で構成する。
- 2 連絡会議及び地域連絡会議は、必要の都度開催するものとし、次の事項について研究及び情報交換を行う。

- (1) 消防相互応援の実施に関すること。
 - (2) 消防相互応援の基本計画の関すること。
 - (3) 市町村等間の合同消防訓練に関すること。
 - (4) その他必要な事項
- 3 連絡会議の事務局は代表消防機関内に、地域連絡会議の事務局は地域代表消防機関内にそれぞれ置くものとする。
- (補足)
- 第 15 条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、別途協議の上決定するものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成 18 年 10 月 10 日から効力を生じる。
- 2 この覚書の締結に伴い、平成 14 年 8 月 1 日福岡県消防相互応援協定第 13 条の規定に基づき締結された福岡県消防相互応援覚書は、その効力を失う。
- 3 この覚書の成立を証するため、本書 5 通を作成し、記名押印のうえ、福岡県消防防災安全課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各消防本部はその写しを各 1 通保管するものとする。

平成 18 年 10 月 10 日

以下、別表は省略（様式は「資料編 7－9 福岡県消防相互応援協定（様式）」に掲載）

6－2 福岡県緊急消防援助隊受援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。)第36条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、福岡市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、北九州市消防局とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 応援等の要請

(応援等要請の手続)

第3 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る連絡は、別紙第1のとおり行うものとする。

2 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町村及び福岡県(以下「県」という。)の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、福岡県知事(以下「知事」という。)に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第随時電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式1-2)。

(1) 災害の概況

(2) 出勤が必要な区域や活動内容

(3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

3 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を消防庁長官(以下「長官」という。)に直ちに電話により連絡するものとする。

4 被災地の市町村長は、知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第随時電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式1-2)。

5 知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第随時電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式1-1)。

6 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

- 7 知事は、被災地の市町村長から連絡がない場合であっても、代表消防機関(代表消防機関が被災し連絡が取れない場合は、代表消防機関代行)と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。
- 8 知事は、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議する。
- 9 知事は、被災地の市町村長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。特に、被災地及びその周辺地域に原子力関係施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。
- 10 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長(代表消防機関が被災し連絡が取れない場合は、代表消防機関代行の長)及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

(緊急消防援助隊の応援等決定通知等)

- 第 4 知事は、長官から要請要綱別記様式 3-2 により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長(代表消防機関が被災し連絡が取れない場合は、代表消防機関代行の長)及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難なため、長官が応援先都道府県を指定している場合、知事は長官と応援先市町村を調整するものとする。

- 2 知事は、長官から要請要綱別記様式 3-3 により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村長に対して通知するものとする。

(迅速出動等適用時の対応)

- 第 5 県内の消防本部は、要請要綱第 5 条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第 26 条に規定する迅速出動が適用となる災害が県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、県に対して報告するものとする。
- 2 県は、要請要綱第 5 条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第 26 条に規定する迅速出動が適用となる災害が県内で発生した場合は、早期に県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。
 - 3 県は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して報告するものとする。

(連絡体制)

- 第 6 応援要請時等の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援要請時等の連絡先は、別表第 2 のとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則として有線電話又はファクシミリ(これと併せて電子メールによっても可能とする。)によるものとする。ただし、有線断絶時には主運用波、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。
- (3) その他隣接消防本部間又は県内応援等の連絡体制は、各応援協定等のとおりとする。

第 3 章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

- 第 7 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第 44 条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、消防応援活動調整本

部(以下「調整本部」という。)を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

- 2 調整本部(調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。)は、県庁舎9階災害対策本部室に設置するものとする。
- 3 調整本部の本部長(以下「調整本部長」という。)は、知事(又は知事の委任を受けた者)をもって充てるものとする。
- 4 調整本部の副本部長は、県防災危機管理局長及び県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。
- 5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 県防災危機管理局消防防災指導課長及び同局防災企画課長
- (2) 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
- (3) 被災地を管轄する消防本部の職員
- (4) 代表消防機関又は代表消防機関代行の消防航空隊の職員
- 6 調整本部は、「福岡県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- 7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。
- 8 調整本部は、県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被災状況、県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (6) 県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - (7) 県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 9 県は、必要な資機材等を整備しておくものとする。
- 10 調整本部は、別紙第2(調整本部の運営に係るチェックリスト)を活用し、運用するものとする。
- 11 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 12 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 13 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受け入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 14 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

(指揮本部の設置)

- 第 8 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 被害状況の収集に関すること。
 - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

第 4 章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

- 第 9 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、県内で活動する指揮支援隊を統括し、県災害対策本部又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県大隊等の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援本部長は、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式 7 のとおりとする。

(通信運用体制)

- 第 10 県内の無線通信運用体制及び県内共通波基地局(呼び出し消防本部)は、別表第 3 のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(進出拠点)

第11 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。

(1) 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第4のとおりとする。

(2) 航空隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。

2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

4 連絡員等は、到着した都道府県大隊、都道府県統合機動部隊、都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊(以下「応援都道府県大隊等」という。)の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊長等に対して応援先市町村、任務等の情報提供を行うものとする。

(任務付与)

第12 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊長等に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

(1) 被害状況

(2) 活動方針

(3) 活動地域及び任務

(4) 安全管理に関する体制

(5) 使用無線系統

(6) 地理及び水利の状況

(7) 燃料補給場所

(8) その他活動上必要な事項

(資機材の貸出し及び地図の配付)

第13 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

2 各市町村のスピンドルドライバーの形状は、別表第6のとおりとする。

3 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第14 ヘリコプター離着陸場所は、別表第7のとおりとする。

(宿営場所)

第15 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第8のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。

2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

(燃料補給場所)

第16 調整本部は、燃料の補給場所について、指揮支援部隊長又は指揮支援隊長を通じて、応援都道府県大隊長等へ連絡するものとする。

2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第9のとおりとする。

3 航空小隊の燃料補給場所は、別表第10のとおりとする。

(燃料調達要請)

第 17 調整本部は、燃料の調達が必要と判断した場合は県災害対策本部と協議し、必要な調整を行うものとする。

(重機派遣要請)

第 18 調整本部は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は県災害対策本部と協議し、必要な調整を行うものとする。

(物資等調達要請)

第 19 調整本部は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は県災害対策本部と協議し、必要な調整を行うものとする。

(部隊移動)

第 20 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別紙第 3 又は別紙第 4 のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第 21 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-1 により意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。

2 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。

3 知事は、被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。

4 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-4 により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

第 22 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握するよう努めるとともに、県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長に対し、要請要綱別記様式 6-5 により指示を行うものとする。

4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式 6-6 により通知するものとする。

5 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第 23 調整本部は、部隊移動を行う場合は、県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第 6 章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

第 24 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統一的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話

によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式 4-1）

- 3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。

第7章 その他

（情報共有）

第25 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した画像等の共有に努めるものとする。

（地理情報）

第26 県及び各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町村別の地図を作成しておくものとする。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

（災害時の体制整備）

第27 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

（消防本部の受援計画の策定）

第28 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

- 2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するとともに、県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに県に対応する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するものとする。

（航空隊の受援計画）

第29 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、福岡県緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。

附 則

この計画は、平成29年3月31日から施行する。

別表第1～10、別紙第1～4、別記様式（別記様式 1-2 は「7-2 福岡県緊急消防援助隊受援計画（様式）」に掲載）は省略

6－3 福岡県広域航空消防応援実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡県消防相互応援協定書(平成18年10月10日締結、以下「協定書」という。)第11条の規定に基づき、回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を用いた広域航空消防応援(以下「航空応援」という。)の実施に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(航空応援の対象)

第2条 航空応援は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効である場合に行うものとする。

- (1) 地震、風水害その他大規模災害
- (2) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災、その他特殊災害
- (3) ヘリによる搬送が有効かつ適切な救急時案
- (4) 山岳事故その他車両等の進入が困難な場所における救助時案
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

(航空応援の種別)

第3条 航空応援の種別は、次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出動 現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助出動 人命救助のための特別な活動を要する場合の出動
- (4) 救急出動 救急搬送のための出動
- (5) 救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(航空応援の担当地域)

2 応援側市の航空応援担当地域は、原則として協定書第2条で区分された地域を基準として別表第1のとおり定める。

(航空応援の要請手続)

第4条 航空応援隊が必要と認めた要請側の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町村等」という。)の消防長は、直ちに当該市町村等の長に報告の上、その指示に従って県知事を通じて次の事項を明らかにして応援側の市長に航空応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行うものとする。

- (1) 要請側の市町村等の名称及び消防長の氏名並びに要請日時
- (2) 災害の発生日時、場所及び災害の概要
- (3) 応援活動の概要

(航空応援の決定通知等)

第5条 応援側の消防長は、前条の航空応援の要請に基づいて航空応援を行うことが可能と判断した場合には、当該市長に報告の上、その指示に従って県知事を通じて要請側市町村等の長へ通知するものとする。この場合において、同時に要請側の消防長へも航空応援を決定した旨を連絡するものとする。

2 要請側の消防長は、前号の通知若しくは連絡を受けたときは、速やかに、次の事項を応援側の消防長へ通報しなければならない。

- (1) 必要とする応援活動の具体的内容
- (2) 応援活動に必要な資機材等
- (3) ヘリの離発着可能な場所及び給油体制
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び無線による連絡の方法
- (5) 離発着場における資機材の準備状況
- (6) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- (7) 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名
- (8) 気象の状況
- (9) ヘリの誘導方法
- (10) 要請側消防本部の連絡先
- (11) その他必要な事項

(航空応援の中断)

第6条 応援側市の都合でヘリを復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側消防長は、要請側消防長と協議のうえ航空応援を中断することができる。

2 前項により航空応援を中断したときは、前条第1項に準じてその連絡を行うものとする。

(航空応援の始期及び終期)

第7条 航空応援の始期は、消防航空隊のヘリが応援出動の命令を受け応援側市のヘリポートを出発したときとする。ただし、ヘリが応援側市のヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援出動すべき命令があったときは、その時点とする。

2 航空応援の終期は、ヘリが応援目的を終了し応援側市のヘリポートに帰着したときとする。ただし、前条の規定に基づき航空応援が中断され応援側市に復帰すべき命令があったときは、その時点とする。

(応援出動した消防航空隊の指揮等)

第8条 応援出動した消防航空隊の指揮は、要請側市町村等の現場最高指揮者が行うものとする。この場合において当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨を現場最高指揮者に通告するものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当って要請側市町村等の消防本部の基地局及び現場最高指揮者と緊密な連絡を行うものとする。

(要請側市町村等の事前計画等)

第9条 要請側市町村等は、消防航空隊の応援を受ける場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。

2 前項の計画を作成し、又は変更した場合は、そのうちの必要事項を県知事及び応援側の市長に通知するものとする。

(航空応援に要する経費の負担区分)

第10条 航空応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出動手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村等が負担する。
- (2) 航空応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村等の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(3) 前号に定める要請側市町村等の負担額は、応援側市の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(4) 前3号に定めるもの以外に要した諸経費の負担については、そのつど関係市町村等が協議して定めるものとする。

(合同訓練の実施)

2 各消防長は、第2条に掲げる災害を想定した消防訓練を実施するにあたり、応援側市にへりの参加を要請することができる。この場合のへりを使用することに要する経費に関しては第10条を準用する。

(実施細目)

第11条 この要綱の実施に関する手続等の細目については別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

平成元年3月25日

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

平成6年3月3日

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

平成14年8月1日

附 則

この要綱は、平成18年10月10日から施行する。

平成18年10月10日

別表第1

機関	担 当 区 域	
	第1順位	第2順位
北九州市	北九州地域、筑豊地域	福岡地域、逐語地域
福岡市	福岡地域、筑後地域	北九州地域、筑豊地域

6-4 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、福岡県内の地域に災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、福岡県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により福岡県知事(以下「知事」という。)に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

- 2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

- 2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

- 2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成17年4月26日から施行する。
- 2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

6－5 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領

1. 目的

この要領は、災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定(以下「協定」という。)第9条の規定に基づき、災害時における県内市町村間の相互応援が円滑に実施されるため必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

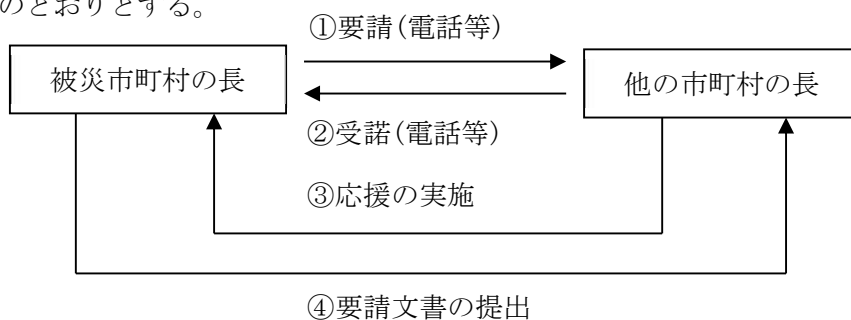
この要領において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象のみでなく、航空機の墜落、列車の衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

3. 県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間内及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

4. 応援要請の手続き及び応援の実施(協定第3条、第4条)

- (1) 個別に他の市町村に応援要請する場合(協定第3条第1項、第4条第1項)の手続き等は、以下のとおりとする。



- ① 要 請 被災市町村は、災害時相互応援連絡表(様式1、要領4ページ、以下「応援連絡表」という。)に必要事項を記入の上、その要旨を電話(県防災行政無線電話又はNTT電話)で連絡するとともにファクシミリ(県防災行政無線又はNTT)送信する。

応援連絡表の記入例

記入例1・単独－要請(要領7ページ)

- ② 受 諾 要請を受けた市町村は、受諾の可否を電話(県防災行政無線電話又はNTT電話)で連絡するとともに、受信した応援連絡表の写しに加除訂正を行い、ファクシミリ(県防災行政無線又はNTT)送信する。

応援連絡表の記入例

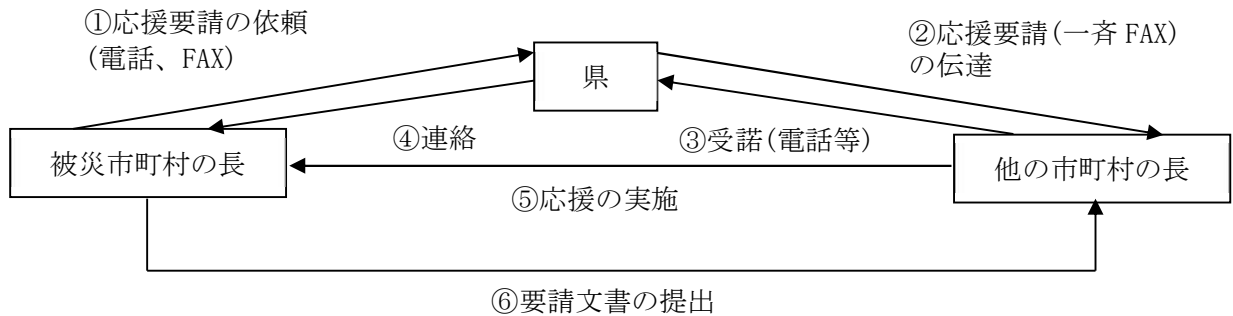
記入例2・単独－受諾(要領8ページ)

- ③ 応 援 の 実 施 応援を受諾した市町村は、応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。

- ④ 要請文書の提出 応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、

速やかに要請文書(様式3、要領6ページ)を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に要請を行った日とする。

- (2) 複数市町村に同時に応援を要請する場合(協定第3条第2項、第4条第2項)の手続き等は以下のとおりとする。



- ① 要 請 の 依 頼 被災市町村は、応援連絡表(様式1、要領4ページ)に必要事項を記入の上、その要旨を県(県災害対策本部又は県消防防災安全課)に電話(県防災行政無線又はNTT電話)で連絡するとともに、ファクシミリ(県防災行政無線又はNTT)送信する。

応援連絡表の記入例

記入例3・広域一要請1(要領9ページ)

- ② 応援要請の伝達 県はファクシミリ受信した応援連絡表を県防災行政無線により一斉送信する。

原則として、音声一斉とファクシミリ一斉送信を行うこととする。

応援連絡表の記入例

記入例4・広域一要請2(要領10ページ)

- ③ 受 諾 の 連 絡
市町村
↓
県 応援できる市町村は、受信した応援連絡表に加除訂正を行い、その要旨を県(県災害対策本部又は県消防防災安全課)に電話(県防災行政無線電話又はNTT電話)で連絡するとともに、ファクシミリ(県防災行政無線又はNTT)送信する。

応援連絡表の記入例

記入例5・広域一受諾(要領11ページ)

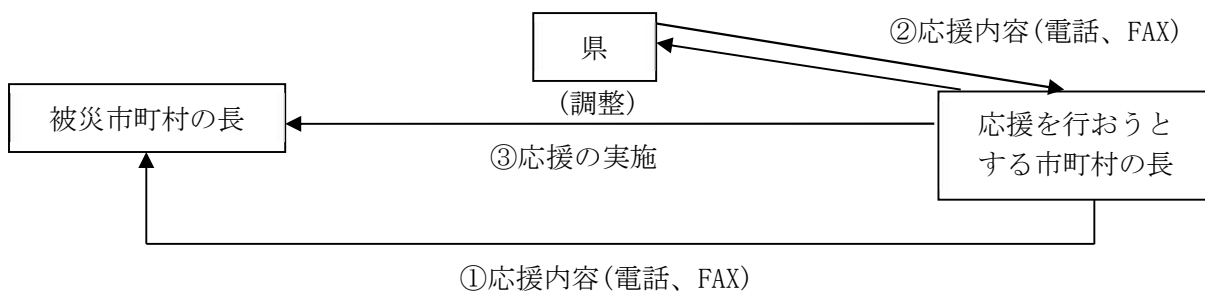
- ④ 受 諾 の 連 絡
県
↓
要請市町村 県は、応援の内容を取りまとめ、必要に応じ調整を行った上、応援を要請した市町村に応援の内容を電話(県防災行政無線又はNTT)で連絡するとともに、応援連絡表をファクシミリ(県防災行政無線又はNTT)送信する。

⑤ 応援の実施 県から応援を実施するよう連絡を受けた市町村は、速やかに応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。

⑥ 要請文書の提出 応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書(様式 3、要領 6 ページ)を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に応援要請を県に伝達した日とする。

5. 自主応援(協定第5条)

自主応援を行う場合の手続き等は以下のとおりとする。



① 応援内容の連絡 自主応援をしようとする市町村は、応援連絡表(様式 2、要領 6 ページ)に必要事項を記入の上、その要旨を被災市町村に電話(県防災行政無線又は NTT)で連絡するとともに、ファクシミリ(県防災行政無線又は NTT)送信する。

応援連絡表の記入例

記入例 6・自主応援(要領 12 ページ)

② 応援内容の連絡 自主応援を行うこととなった市町村は、県に応援を行う旨及び応援内容を電話(県防災行政無線又は NTT)で連絡するとともに、応援連絡表(様式 2)をファクシミリ(県防災行政無線又は NTT)送信する。

(県による調整) 県は、救援物資の余剰の発生や緊急輸送路の渋滞などを勘案して必要に応じ調整を行う。

③ 応援の実施 応援連絡表に記載した応援内容を実施する。

6－6 災害に関する対策のための放送要請に関する協定

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 57 条に規定する放送に関して、福岡県知事と日本放送協会福岡放送局長は、同法施行令第 22 条の規定に基づき協議し、災害に関する対策のための放送要請に関する手続きについて次のとおり協定する。

第 1 条 福岡県知事(以下「甲」という。)が法第 57 条の規定に基づき、日本放送協会福岡放送局長(以下「乙」という。)に、放送を要請するときの手続きは、この協定の定めるところによって、行なう。

第 2 条 甲が乙に、放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって要請するものとする。

- (1) 放送を要請しようとする理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送を行う日時及び放送系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後速やかに文書を提出するものとする。

第 3 条 乙は、甲からの放送の要請を受けた時は、その内容を検討し、法第 57 条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び放送系統等とそのつど決定し、速やかに放送するものとする。

第 4 条 放送手続きの円滑を図るため、福岡県民生部消防災害課長及び福岡放送局放送部長を連絡責任者とする。

第 5 条 この協定に規定する事項に関して疑義等が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

第 6 条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定締結の証として本書 2 通を作成し当事者が記名押印のうえ、おのおの一通を保有する。

昭和 41 年 10 月 17 日

(注) 福岡県は同様の協定を以下の 9 放送局(会社)と締結している。

日本放送協会北九州放送局	株式会社テレビ西日本
株式会社福岡放送	株式会社エフエム福岡
九州朝日放送株式会社	アール・ケー・ビー毎日放送株式会社
株式会社 TVQ 九州放送	株式会社エフエム福岡
ラブエフエム国際放送株式会社	

6-7 みやこ町における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長(以下「局長」という。)とみやこ町長(以下「町長」という。)は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 77 条に関して、国土交通省所管施設(直轄施設を除く。以下「所管施設」という。)に大規模な災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

(応援内容)

第 1 条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- (1) 所管施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 現地情報連絡員(リエゾン)の派遣
- (4) 災害応急措置
- (5) その他必要と認められる事項

(被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣)

第 2 条 みやこ町内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局とみやこ町は相互に連絡するものとする。なお、町長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員をみやこ町に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、町長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

(応援の実施)

第 3 条 局長は、町長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

(応援要請の手続)

第 4 条 町長は、みやこ町内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局北九州国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙-1 の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 局長(局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。)は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、町長(町長からの指示を受けたみやこ町の職員を含む。)に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙-2 の文書により応援内容を通知する。

(応援要請の手続ができない場合の応援)

第 5 条 みやこ町内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙-3 の文書により応援内容を町長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡をとることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則としてみやこ町の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当するときは、原則として九州地方整備局の負担とする。

① 大規模な災害と認められる場合

② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合

③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合(施設復旧を含まない。)

④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課とみやこ町総務課は、相互に平常時から防災に関する情報や資料の提供を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と町長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実施責任者は、九州地方整備局において企画部防災課長、みやこ町においては総務課長とする。

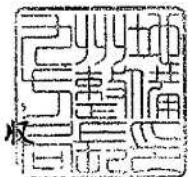
(運用)

第9条 この協定書は、平成24年10月18日から適用する。

平成24年10月18日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局長

吉崎



福岡県京都市みやこ町勝山上田960番地
みやこ町長

井上幸



別紙-1

文 書 番 号

平成 年 月 日

国土交通省九州地方整備局長 殿

み や こ 町 長

大規模な災害時の応援について（要請）

「みやこ町における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり
応援を要請します。

1 期間

2 場所

3 要請内容

4 その他

別紙-2

文 書 番 号

平成 年 月 日

み や こ 町 長 殿

国土交通省九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

年 月 日付け 第 号で要請のあったことについては、「みやこ町における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

1 期間

2 場所

3 要請内容

4 その他

別紙-3

文 書 番 号

平成 年 月 日

み や こ 町 長 殿

国土交通省九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

「みやこ町における大規模な災害時の応援に関する協定書」第5条に基づき、下記のとおり
応援する旨通知します。

1 期間

2 場所

3 要請内容

4 その他

6-8 大規模災害時における施設の使用に関する協定書

大規模災害時における施設の使用に関する協定書

みやこ町（以下「甲」という。）と福岡県行橋警察署（以下「乙」という。）は、大規模災害時における施設の使用について、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙管内及びその周辺地域で大規模災害が発生した場合において、乙の要請に基づき甲の管理するみやこ町総合文化センター（サン・グレートみやこ）の一部及び同施設駐車場を使用することにより、警察機能を維持し住民の安全・安心を確保することを目的とする。

（施設使用の要請）

第2条 乙は、浸水や損壊等の災害等の影響により乙の施設機能が失われた場合は、甲に対してみやこ町総合文化センター（サン・グレートみやこ）の一部及び同施設駐車場の使用を要請することができるものとする。

（施設使用の許可）

第3条 甲は前条の要請に基づき、施設内において、当該協議により定めた場所の使用を許可するものとする。

（使用の期間）

第4条 前条の施設の使用期間は、原則、乙施設の機能回復までとする。但し、被災等の影響を勘案して継続して使用する必要があれば甲乙で協議の上、決定するものとする。

（費用の負担）

第5条 前条の規定により乙が施設を使用する場合において、費用負担が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協議の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実な甲乙協議の上、決定するものとする。

（効力の発生）

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、協定の有効期間は、締結日から1年間とする。但し、有効期間が満了する日までに甲乙いずれからも本協定を更新しない旨又は本協定の内容を変更する旨の申し出がない場合は、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年9月17日

甲 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960

みやこ町

町 長

内田直志

乙 福岡県行橋市中央一丁目1番2号

福岡県行橋警察署

署 長

池田知弘



大規模災害時における施設の使用に関する協定書に基づく覚書

大規模災害時における施設の使用に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、みやこ町（以下「甲」という。）と福岡県行橋警察署（以下「乙」という。）は、下記のとおり覚書を締結する。

記

- 1 協定書に規定するみやこ町総合文化センター（サン・グレートみやこ）の一部とは、みやこ町総合文化センター（サン・グレートみやこ）ホールとする。
- 2 乙の要請があった場合、甲が使用を許可するみやこ町総合文化センター（サン・グレートみやこ）ホール及び同施設駐車場については、避難所運営等に支障がない範囲とする。また、施設内使用面積及び駐車面積については、双方協議により決定する。

以上の合意の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

令和6年 9 月 26 日

甲 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

みやこ町長 内 田 直 志



乙 福岡県行橋市中央一丁目1番2号

福岡県行橋警察署

署長 池 田 知 弘



6－9 災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定書

1. 犀川土木組合

災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定書



みやこ町（以下「甲」という。）と犀川土木組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の応援協力に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、みやこ町内において生じた地震、風水害等の災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるとき（以下「災害時」という。）の応急対策業務（以下「業務」という。）を行うための応援協力に関する事項を定め、もって防災活動に迅速かつ的確に対処することを目的とする。

（協定の締結）

第2条 乙は、業務の応援協力について、乙を構成員とする会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。

（協定の期間）

第3条 業務の協定期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（協定の周知）

第4条 乙は、本協定の目的趣旨を全会員に充分周知徹底し、災害時における応援協力の要請に対し、円滑な応援協力をしなければならない。

（協力の要請）

第5条 甲は、災害時において、甲のみでは十分な業務を実施することができないと認められるときは、乙及び会員に対し応援協力を要請することができる。



（建設資材等の提供）

第6条 乙及び会員は、甲から業務の要請を受けた場合は、特別の理由のない限りこれを受諾し、建設資機材、労力等を提供しなければならない。

（費用の負担）

第7条 乙及び会員が前条に基づく業務に要した費用は、原則甲が負担する。

2 前項の規定により負担する費用の額は、別表に定める基準により算定した額とする。

(請求及び支払い)

第8条 乙及び会員は、業務を完了したときは、業務に要した費用について請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙及び会員からの費用の請求があったときは、その内容を精査し、適正と認めた場合は、その日から40日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置をしなければならない場合は、この限りでない。

(補償)

第9条 乙は、甲から応援協力の要請を受け、当該応援協力に従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙がこの協定を履行する見込みがないと認めるとき、又は乙にこの協定に基づく業務の応援協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、この協定を一方的に解除することができる。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義が生じた事項及び、この協定の実施に関し必要な細目事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 みやこ町

代表者

みやこ町長 内田 直



福岡県京都郡みやこ町犀川本庄784-1

乙

犀川土木組合

電話 0930 (42) 1246 番



2. みやこ町総合建設協同組合

災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定書

みやこ町（以下「甲」という。）とみやこ町総合建設共同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の応援協力に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、みやこ町内において生じた地震、風水害等の災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるとき（以下「災害時」という。）の応急対策業務（以下「業務」という。）を行うための応援協力に関する事項を定め、もって防災活動に迅速かつ的確に対処することを目的とする。

（協定の締結）

第2条 乙は、業務の応援協力について、乙を構成員とする会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。

（協定の期間）

第3条 業務の協定期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（協定の周知）

第4条 乙は、本協定の目的趣旨を全会員に充分周知徹底し、災害時における応援協力の要請に対し、円滑な応援協力をしなければならない。

（協力の要請）

第5条 甲は、災害時において、甲のみでは十分な業務を実施することができないと認められるときは、乙及び会員に対し応援協力を要請することができる。

（建設資材等の提供）

第6条 乙及び会員は、甲から業務の要請を受けた場合は、特別の理由のない限りこれを受諾し、建設資機材、労力等を提供しなければならない。

（費用の負担）

第7条 乙及び会員が前条に基づく業務に要した費用は、原則甲が負担する。

2 前項の規定により負担する費用の額は、別表に定める基準により算定した額とする。

(請求及び支払い)

第8条 乙及び会員は、業務を完了したときは、業務に要した費用について請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙及び会員からの費用の請求があったときは、その内容を精査し、適正と認めた場合は、その日から40日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置をしなければならない場合は、この限りでない。

(補償)

第9条 乙は、甲から応援協力の要請を受け、当該応援協力に従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙がこの協定を履行する見込みがないと認めるとき、又は乙にこの協定に基づく業務の応援協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、この協定を一方的に解除することができる。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義が生じた事項及び、この協定の実施に関し必要な細目事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 みやこ町

代表者

みやこ町長 内田 直志



乙

〒824-0121

福岡県京都郡みやこ町豊津1108番地の1

みやこ町総合建設協同組合

TEL (0930) 33-5626



3. みやこ町災害支援協会

災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定書

みやこ町（以下「甲」という。）とみやこ町災害支援協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の応援協力に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、みやこ町内において生じた地震、風水害等の災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるとき（以下「災害時」という。）の応急対策業務（以下「業務」という。）を行うための応援協力に関する事項を定め、もって防災活動に迅速かつ的確に対処することを目的とする。

（協定の締結）

第2条 乙は、業務の応援協力について、乙を構成員とする会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。

（協定の期間）

第3条 業務の協定期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（協定の周知）

第4条 乙は、本協定の目的趣旨を全会員に充分周知徹底し、災害時における応援協力の要請に対し、円滑な応援協力をしなければならない。

（協力の要請）

第5条 甲は、災害時において、甲のみでは十分な業務を実施することができないと認められるときは、乙及び会員に対し応援協力を要請することができる。

（建設資材等の提供）

第6条 乙及び会員は、甲から業務の要請を受けた場合は、特別の理由のない限りこれを受諾し、建設資機材、労力等を提供しなければならない。

（費用の負担）

第7条 乙及び会員が前条に基づく業務に要した費用は、原則甲が負担する。

2 前項の規定により負担する費用の額は、別表に定める基準により算定した額とする。

(請求及び支払い)

第8条 乙及び会員は、業務を完了したときは、業務に要した費用について請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙及び会員からの費用の請求があったときは、その内容を精査し、適正と認めた場合は、その日から40日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置をしなければならない場合は、この限りでない。

(補償)

第9条 乙は、甲から応援協力の要請を受け、当該応援協力に従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙がこの協定を履行する見込みがないと認めるとき、又は乙がこの協定に基づく業務の応援協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、この協定を一方的に解除することができる。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義が生じた事項及び、この協定の実施に関し必要な細目事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 みやこ町

代表者

みやこ町長 内田 直志



乙

福岡県京都郡みやこ町勝山上田955-1

みやこ町災害支援協会

会長 福森 春美

TEL0930-32-4087 FAX0930-32-4090



4. 豊津土木建設協同組合

災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定書

みやこ町（以下「甲」という。）と豊津土木建設協同組合（以下「乙」という。）は、
災害時における応急対策業務の応援協力に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、みやこ町内において生じた地震、風水害等の災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるとき（以下「災害時」という。）の応急対策業務（以下「業務」という。）を行うための応援協力に関する事項を定め、もって防災活動に迅速かつ的確に対処することを目的とする。

（協定の締結）

第2条 乙は、業務の応援協力について、乙を構成員とする会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。

（協定の期間）

第3条 業務の協定期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（協定の周知）

第4条 乙は、本協定の目的趣旨を全会員に充分周知徹底し、災害時における応援協力の要請に対し、円滑な応援協力をしなければならない。

（協力の要請）

第5条 甲は、災害時において、甲のみでは十分な業務を実施することができないと認められるときは、乙及び会員に対し応援協力を要請することができる。

（建設資材等の提供）

第6条 乙及び会員は、甲から業務の要請を受けた場合は、特別の理由のない限りこれを受諾し、建設資機材、労力等を提供しなければならない。

（費用の負担）

第7条 乙及び会員が前条に基づく業務に要した費用は、原則甲が負担する。
2 前項の規定により負担する費用の額は、別表に定める基準により算定した額とする。

合同同協定豊津土木事

協 定 中 員 合 組

(請求及び支払い)

第8条 乙及び会員は、業務を完了したときは、業務に要した費用について請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙及び会員からの費用の請求があったときは、その内容を精査し、適正と認めた場合は、その日から40日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置をしなければならない場合は、この限りでない。

(補償)

第9条 乙は、甲から応援協力の要請を受け、当該応援協力に従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙がこの協定を履行する見込みがないと認めるとき、又は乙にこの協定に基づく業務の応援協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、この協定を一方的に解除することができる。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義が生じた事項及び、この協定の実施に関し必要な細目事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 みやこ町

代表者

みやこ町長 内田 直 志



乙

福岡県京都郡みやこ町豊津1108番地

豊津土木建設協同組合

組合長 中村 幸徳



5. みやこ町建設組合

災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定書

みやこ町（以下「甲」という。）とみやこ町建設組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の応援協力に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、みやこ町内において生じた地震、風水害等の災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるとき（以下「災害時」という。）の応急対策業務（以下「業務」という。）を行うための応援協力に関する事項を定め、もって防災活動に迅速かつ的確に対処することを目的とする。

（協定の締結）

第2条 乙は、業務の応援協力について、乙を構成員とする会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。

（協定の期間）

第3条 業務の協定期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（協定の周知）

第4条 乙は、本協定の目的趣旨を全会員に充分周知徹底し、災害時における応援協力の要請に対し、円滑な応援協力をしなければならない。

（協力の要請）

第5条 甲は、災害時において、甲のみでは十分な業務を実施することができないと認められるときは、乙及び会員に対し応援協力を要請することができる。

（建設資材等の提供）

第6条 乙及び会員は、甲から業務の要請を受けた場合は、特別の理由のない限りこれを受諾し、建設資機材、労力等を提供しなければならない。

（費用の負担）

第7条 乙及び会員が前条に基づく業務に要した費用は、原則甲が負担する。
2 前項の規定により負担する費用の額は、別表に定める基準により算定した額とする。

(請求及び支払い)

第8条 乙及び会員は、業務を完了したときは、業務に要した費用について請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙及び会員からの費用の請求があったときは、その内容を精査し、適正と認めた場合は、その日から40日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置をしなければならない場合は、この限りでない。

(補償)

第9条 乙は、甲から応援協力の要請を受け、当該応援協力に従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙がこの協定を履行する見込みがないと認めるとき、又は乙がこの協定に基づく業務の応援協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、この協定を一方的に解除することができる。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義が生じた事項及び、この協定の実施に関し必要な細目事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 みやこ町
代表者
みやこ町長 内 田 直 志



乙 みやこ町犀川本庄 642 番地 2
みやこ町建設組合
組合長 角 田 大 剛



6－10 災害時における物資の供給に関する協定書

1. マルショク

みやこ町(以下「甲」という。)と株式会社マルショク(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となったときは、品目、数量、場所、期間等を明示した、災害時における物資の供給応援要請書(別記様式。以下「要請書」という。)により、乙に供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲内において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

(物資の種類)

第4条 物資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取り扱い商品

(物資の運搬)

第5条 前条の各号に掲げる物資を甲の指定する場所への運搬は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

(費用)

第6条 乙が甲に供給した商品の費用については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 前項に規定する費用の額は、乙の物資の供給及び運搬の前(緊急を要する場合にあっては、物資の供給後)に、災害発生の前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(報告)

第7条 甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について情報の提供を求めることができる。

(連絡責任者)

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を事前に指定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から1年とする。ただし、期限満了の1か月前までに甲乙いずれからも申出がない限り、さらに1年間同一の内容をもってその効力を有

するものとし、その後においても同様とする。この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 25 年 5 月 1 日

甲 福岡県京都郡みやこ町勝山上田 9 6 
みやこ町長 井 上 幸

乙 大分県東春日町 13 番 11 号 
株式会社 マルショウ
代表取締役 大久保 和 孝

2. ショッピングセンター西

みやこ町(以下「甲」という。)と有限会社ショッピングセンター西(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

(協力の要請)

第 2 条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となったときは、品目、数量、場所、期間等を明示した、災害時における物資の供給応援要請書(別記様式。以下「要請書」という。)により、乙に供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第 3 条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲内において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

(物資の種類)

第 4 条 物資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取り扱い商品

(物資の運搬)

第 5 条 前条の各号に掲げる物資を甲の指定する場所への運搬は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 前項の場合において、甲は、必要に応じ乙に対して物資の運搬の協力を求めることができる。この場合において、甲は、物資を運搬する乙の車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用)

第 6 条 乙が甲に供給した商品、運搬等の費用については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 前項に規定する費用の額は、乙の物資の供給及び運搬の前(緊急を要する場合にあっては、物資の供給及び運搬終了後)に、災害発生の前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(報告)

第7条 甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について情報の提供を求めることができる。

(連絡責任者)

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を事前に指定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から1年とする。ただし、期限満了の1か月前までに甲乙いずれからも申出がない限り、さらに1年間同一の内容をもってその効力を有するものとし、その後においても同様とする。この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年5月1日

甲 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地
みやこ町長 井上 幸春

乙 福岡県京都郡みやこ町

福岡県京都郡みやこ町岸川本庄465
有限会社 ショッピングセンター 西 義正
代表取締役 西 義正
TEL 0930-42-0059

3. 峰月堂

みやこ町(以下「甲」という。)と有限会社峰月堂(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となったときは、品目、数量、場所、期間等を明示した、災害時における物資の供給応援要請書(別記様式。以下「要請書」という。)により、乙に供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲内において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

(物資の種類)

第4条 物資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取り扱い商品

(物資の運搬)

第5条 前条の各号に掲げる物資を甲の指定する場所への運搬は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 前項の場合において、甲は、必要に応じ乙に対して物資の運搬の協力を求めることができる。この場合において、甲は、物資を運搬する乙の車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用)

第6条 乙が甲に供給した商品、運搬等の費用については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 前項に規定する費用の額は、乙の物資の供給及び運搬の前（緊急を要する場合にあっては、物資の供給及び運搬終了後）に、災害発生の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(報告)

第7条 甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について情報の提供を求めることができる。

(連絡責任者)

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を事前に指定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から1年とする。ただし、期限満了の1か月前までに甲乙いずれからも申出がない限り、さらに1年間同一の内容をもってその効力を有するものとし、その後においても同様とする。この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年5月1日

甲 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地
みやこ町長 井上 幸 

乙 福岡県京都郡みやこ町

福岡県京都郡みやこ町犀川本庄452-2
有限会社 峰月堂 
代表取締役 岩瀬 順一
TEL.0930-42-0039

4. 株式会社グッデイ

災害時における物資の調達及び供給に関する協定書

みやこ町（以下「甲」という。）と株式会社グッデイ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、納入場所等を記載した、災害時における物資の供給に関する要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給をした場合は、納付書を添え必要数量納入するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

3 乙が行った運搬に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働

災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての
情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲
乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が
文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1
通を保有する。

令和6年6月24日

甲 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

みやこ町長 内 田 直 志 印



乙 福岡県福岡市中央区天神1丁目6番8号

天神ツインビル14階

株式会社グッデイ

代表取締役社長 柳瀬 隆志



5. NPO 法人コメリ災害対策センター

災害時における物資供給に関する協定書

みやこ町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年8月16日

甲 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地
みやこ町長 内 田 直 志



乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄 一 郎



6－11 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

みやこ町(以下「甲」という。)と株式会社ゼンリン(以下「乙」という。)とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等(第2条に定義される)を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第1条 (目的)

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、町民生活における防災力の向上に努めること。

第2条 (定義)

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、みやこ町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、みやこ町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

第3条 (地図製品等の供給の要請等)

1. 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲の要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書(以下「要請書」という。)を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第4条 (地図製品等の貸与及び保管)

1. 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条 (地図製品等の利用等)

1. 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
 - (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
2. 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
3. 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年2月25日

甲) 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960

乙) 福岡県福岡市博多区祇園町1-1

みやこ町

株式会社ゼンリン
九州第一エリア統括部

町 長

統括部長

井上 幸雄



三浦 隆明



【添付別紙】ZNET TOWN 利用約款は省略

6－12 災害時の医療救護活動に関する協定書

みやこ町(以下「甲」という。)と一般社団法人京都医師会(以下「乙」という。)は、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、みやこ町地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、医師、看護師等で編成する医療救護班(以下「医療救護班」という。)の派遣を協力要請書(様式第1号)により要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、直ちに医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

(自主出動)

第2条の2 乙は、災害その他避けることのできない事由により、甲と連絡が取れない場合又は派遣の要請を待ついとまがない場合は、自主的に被災地の情報収集を行うものとする。この場合において、緊急に医療救護班を派遣する必要があると認めるときは、自主的に派遣することができる。

2 乙は、前項の規定による派遣を行ったときは、甲に対して遅滞なく報告しなければならない。

3 甲は、第1項の規定による派遣があった場合において、当該事由がなかったならば前条第1項による派遣を要請していたと認めるときは、乙による自主的な派遣時に遡って、前条第1項に基づく派遣があったものとして取り扱うものとする。

(医療救護班の業務)

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 後送医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 助産
- (4) 死亡の確認

(医療救護班の輸送)

第4条 医療救護班の輸送は、甲が行うものとする。

(救護所の設置)

第5条 甲は、災害の状況により、必要に応じて救護所を設置するものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲は乙と共に医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置するものとする。

(使用医薬品等)

第6条 医療救護活動に使用する医薬品、医療材料その他医療関係物品(以下「医薬品等」という。)は、甲が備えるものとする。

2 前項の医薬品等の輸送は、甲が行うものとする。

(救護所における給食等)

第7条 救護所における給食及び給水は、甲が行うものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とし、患者に対しては請求しないものとする。

2 後送医療施設における医療費は、患者が負担する。

(費用弁償)

第9条 甲は、次の各号に掲げる費用(甲の要請に基づき(第2条の2により甲の要請があったものと取り扱う場合を含む。)、乙が医療救護活動を実施した時に要する費用に限る。)については、当該各号に定める額を負担する。

(扶助費)

第10条 甲は、医療救護班の医師、看護師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助費を支給する。

(医事紛争の措置)

第11条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決にあたって適当な措置を講ずるものとする。

(報告)

第12条 乙は、医療救護活動を終えたときは、速やかに次に掲げる書類により、医療救護活動従事者の氏名、人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書(様式第2号)
- (2) 医療救護チーム診療記録(様式第3号)
- (3) 医薬品、衛生資材等使用報告書(様式第4号)
- (4) 事故報告書(様式第5号)
- (5) 物件損傷等報告書(様式第6号)

(費用等の請求)

第13条 乙は、第9条の費用及び第10条の扶助費(以下「費用等」という。)を請求するときは、実費弁償等請求書(様式第7号)により行うものとする。

(支払)

第14条 甲は、前項に規定する費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を乙に支払うものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成29年3月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月までに、甲又は乙のいずれからでも何らの意思表示されないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印して、各1通を保有するものとする。

平成29年2月16日

甲 京都府みやこ町勝山上田960番地

みやこ町

代表者 みやこ町長 井上 幸



乙 行橋市東大橋二丁目9番2号

一般社団法人 京都医師会

会長 大原 紀彦



6－13 みやこ町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書

(趣旨)

第1条 みやこ町（以下「甲」という。）と社会福祉法人みやこ町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、「みやこ町地域防災計画」に基づく災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置・運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(連携・協力)

第2条 甲と乙は、相互に連携・協力し、センターの設置・運営に関し必要な業務を実施する。

(センターの設置)

第3条 甲は、みやこ町内において地震、風水害等による大規模災害が発生し、災害対策本部を設置した場合に、被災地域においてボランティアによる支援活動が必要と認めたときは、乙に対し、センターの設置を要請する。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、要請の内容を明記した災害ボランティアセンター設置協力依頼書（以下「依頼書」という）第1号様式により行う。ただし、急を要する場合は、口頭により連絡し、後日依頼書をもって処理する。

3 乙は、甲から第1項の要請があった場合には、速やかにセンターを設置する。ただし、被災等により甲の機能が失われ、要請が困難な場合は、乙の判断によりセンターを設置することができる。

(設置場所)

第4条 センター本部の設置場所は、みやこ町コミュニティセンター「いこいの里」内とする。

ただし、当該施設の被災、又は何らかの事由によって、設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、甲はこれに代わる場所を確保する。

2 乙は、著しく被害を受けた地域にセンターの現地事務所を設置する必要があると認めたときは、甲に設置場所の確保を要請し、甲は、速やかに現地事務所の設置場所を確保する。

3 その他、センター運営に必要な場所は、甲乙協議の上、決定する。

(センターの業務)

第5条 乙は、センターを設置した場合は、直ちにボランティア活動を支援するため、甲と連携・協力して次に掲げる業務を実施する。

(1) みやこ町災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整に関すること。

(2) ボランティア需要状況の把握及び調整に関すること。

(3) ボランティアの募集、受付、登録、派遣に関すること。

(4) センター及びボランティアに関する各種相談、問い合わせに関すること。

(5) ボランティア活動に必要な資機材等の調達に関すること。

(6) ボランティア保険の加入手続きに関すること。

(7) 関係機関及び団体等との連絡調整、派遣要請に関すること。

(8) その他、センター運営にあたり必要と認められる業務。

(センターの運営)

第6条 センターの運営は、乙が行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携・協力体制を整える。

3 乙は、センターの運営に必要な人員の確保に努める。ただし、乙において人員確保ができないと判断した場合は、甲に対し必要な人員の派遣を要請する。

4 甲は、前項に規定する要請を受けた場合に、必要な人員を派遣する。

(被災状況等の情報提供)

第7条 甲は、乙が甲に対し被災状況等の情報提供を求めた場合は、法令等により開示できないものを除き、情報提供を行う。

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保する。

(救援物資の保管管理)

第9条 救援物資の受け入れ及び保管は甲が実施する。ただし、ボランティア活動等に必要な救援物資については乙に提供し、乙が管理する。

(費用負担)

第10条 センター運営に関して次に掲げる費用は、甲の負担とする。ただし、法令その他別段の定めがある場合は、その定めによる。

- (1) センター設営費用
- (2) 資機材等購入に要する費用
- (3) 需要費等の諸費用
- (4) ボランティア活動保険加入費用

2 前項の規定にかかわらず、乙は同項の費用について公的機関等(甲を除く。)から、助成金等を受けることができる場合は、これを充当する。

3 前項の規定に定めるもののほか、センター運営に関し特に必要な費用が発生したときは、その都度、甲乙で協議する。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、原則として甲の設置する災害対策本部が廃止されたときとする。ただし、特別な事情があるときは、甲乙協議の上、決定する。

(報告)

第12条 乙は、活動が終了したとき、又は甲から請求があったときには、速やかにその時点での活動状況について災害ボランティアセンター活動状況報告書(第2号様式)により甲に報告する。

(平常時の協力)

第13条 乙は、平常時から災害時に備えたセンターの機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行う。

2 甲と乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図る。

3 甲と乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに自主防災組織の育成に努める。

(ボランティア向け宿泊施設等の確保)

第14条 甲は、災害時のボランティア活動者等が使用する宿泊施設や駐車場等について、乙とその必要性を協議の上、施設や場所の確保に努める。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除もしくは変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議事項)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、甲乙協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年1月23日

甲 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地
みやこ町長 内田直志



乙 福岡県京都郡みやこ町犀川古川50番地
社会福祉法人 みやこ町社会福祉協議会
会長 中尾文俊



6－14 災害廃棄物の処理等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、みやこ町地域防災計画及びみやこ町災害廃棄物処理計画に基づき、みやこ町内において地震や風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関し、みやこ町(以下、「甲」という。)が、公益社団法人福岡県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)に協力を要請する際の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失した建築物の買いたい撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等又はこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、次の各号の事業(以下「災害廃棄物の処理等」という。)について、第5条の手続きにより、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事業

(情報の提供)

第4条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙にみやこ町内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲に報告するものとする。

(協力要請の手続き)

第5条 甲は、協力の要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を書面で乙に通知する。ただし、書面により難しい場合は、口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

- (1) 協力を要請する災害廃棄物の処理等の内容
- (2) 地域名
- (3) 災害廃棄物の種類及び量
- (4) 収集運搬車両の種類・規格・台数等
- (5) 出動希望日時
- (6) 収集場所及び処分場所
- (7) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第6条 乙は、甲から協力の要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、黄河実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を書面で甲に報告するものとする。

- (1) 実施した災害廃棄物の処理等の内容
- (2) 地域名
- (3) 災害廃棄物の種類及び量
- (4) 収集運搬車両の種類・規格・台数等
- (5) 出動日時
- (6) 収集場所及び処分場所
- (7) その他必要な事項

(費用等)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲及び乙の協議により定めた金額を、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する窓口は、甲においてはみやこ町総務課、乙においては公益社団法人福岡県産業廃棄物協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、会員の収集運搬車両の確保台数等の状況を毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議し定めることとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成29年6月28日

甲 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

みやこ町

代表者 みやこ町長 井上 幸



乙 福岡県福岡市博多区吉塚本町13番47号

公益社団法人 福岡県産業廃棄物協会

会長 鎌田 幸



6－15 在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会における大規模災害等の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会に加盟する市町村(以下「協定市町村」という。)において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被害を受けた協定市町村(以下「被災市町村」という。)独自では被災者の救援等の対策が十分に実施できない大規模な災害である場合に、協定市町村間の相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類については、協定市町村が現に所有する物資等で応援可能な範囲に限るものとし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災傷病者の受入れ
- (6) 遺体を火葬するための施設の提供
- (7) 救援、救助、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の手続き)

第3条 被災市町村は、協定市町村に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及びその経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた協定市町村は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村に連絡し、その後、直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 前条により応援に要した経費の負担区分は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号から第6号に掲げる応援に要する経費については、原則として被災市町村の負担とする、
 - (2) 第2条第7号に掲げる応援に要する経費については、応援市町村の負担とする、
 - (3) 第2条第8号に掲げる応援に要する経費については、その都度今日ちする、
- 2 被災市町村において前項の規定による経費を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、被災市町村の要請により応援した協定市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定めるものとする。

(自主応援)

第6条 被災市町村との連絡がとれず、被災市町村から応援要請の依頼がない場合において、応援の必要があると認めたときは、被災市町村の情報収集活動を行い、自主的に応援を行うことができる。

2 前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする協定市町村の負担とする。

(災害補償等)

第7条 第2条第7号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された協定市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換等)

第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう物資等応援に必要な情報の交換を行うとともに、平常時から応援の受入体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までにいずれからも申し出がないときは、更に1年間延長し、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書21通を作成し、各協定市町村は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月31日

千歳市長

山口 幸太郎



苫小牧市長

岩倉 博文



三沢市長

種市 一正



東北町長

斗賀 壽一



六ヶ所村長

戸田 衛

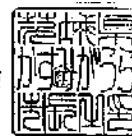


小美玉市長

島田 穰一



かきみがうら市長 坪 井 透



行方市長 鈴 木 岡 也



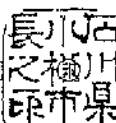
鉾田市長 鬼 沢 保 平



茨城町長 小 林 宣 夫



小松市長 和 田 慎 司



加賀市長 宮 元



能美市長 酒 井 悌 次 郎



川北町長 前 哲 雄



薬上町長 新 川 久 三



行橋市長 田 中 純 一



みやこ町長 井 上 幸 希



宮崎市長 戸 敷 正 一



西郡市長 橋 田 和 美



新富町長 土 屋 良 文



高鍋町長 小 澤 浩 一



6－16 排水ポンプ車が「県管理河川に係る浸水被害以外」に対して出動した場合に要する費用負担に係る協定書

排水ポンプ車が「県管理河川に係る浸水被害以外」に対して出動した場合に
要する費用負担に係る協定書

福岡県知事（以下「甲」という。）とみやこ町長（以下「乙」という。）は、福岡県排水ポンプ車管理運用要領第12条第2項による費用負担について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福岡県排水ポンプ車管理運用要領第12条第2項による費用負担について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「排水ポンプ車」とは、甲が管理する排水ポンプ車をいうものとする。

（出動に要する費用の負担）

第3条 乙から甲への排水ポンプ車の出動要請に基づき、排水ポンプ車が県管理河川に係る浸水被害以外に対して出動した場合は、甲は乙に出動に要した費用の負担を求めることができるものとする。

2 甲は、前項による乙の負担する額（以下「負担金」）が確定した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

3 乙は、負担金を甲の発行する納入書により納入することを原則とするが、協議により納入書以外の方法とすることも可能とする。

（権利義務の承継）

第4条 この協定の締結後において組織の変更があった場合においては、それぞれこの協定に基づく権利義務をその承継者に引き継ぐものとする。

（協定事項外の協議）

第5条 この協定に定めがない事項及びこの協定について疑義が生じたとき又はこの協定の内容を変更しようとするときは、甲乙が協議して決定するものとする。

（協定の効力）

第6条 この協定は協定締結日から効力を発するものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和6年7月16日

甲 福岡県知事

服 部 誠太郎



乙 みやこ町長

内 田 直 志



【各種様式】

7 様式等

7-1 職員参集者受付簿

[illegible]

※予め、所属班・課毎に職員名簿を記入し準備しておく。

7 - 2 災害対処個票

災害対処個票

連絡受理者

通報日時	午前・午後	時	分			
通報者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先					
災害発生場所	地 区					
	目 標 物					
	住 所					
災害種別	種 別	該当	内 容 詳 細			
	① 人的被害		死者・行方不明・重体・重傷・軽傷			
	② 住家被害		全壊・半壊・一部損壊			
	③ 住家浸水		床上・床下			
	④ 非住家被害		公共建物・その他()			
	⑤ 道 路		損壊・埋没・冠水			
	⑥ 橋 梁		流出・損壊			
	⑦ 河 川		溢水・決壊・施設設備損壊・内水氾濫			
	⑧ 土砂災害		がけ崩れ・土石流・地すべり			
	⑨ 断 水 被災内容詳細		上水道・ポンプ			
対応内容①	時 分					
対応内容②	時 分					
対応者報告						
持出資機材	土嚢		コーンバー			
	土嚢袋		スコップ			
	バリケード		杭			
備 考						

7－3 災害箇所一覧表

災害箇所一覧表						No.	
番号	通報時刻		被害発生場所	被害の種類	調査担当	応急対策実施者	応接対策の概要
	年	月 日 時 分			班	班	
	年	月 日 時 分			班	班	
	年	月 日 時 分			班	班	
	年	月 日 時 分			班	班	
	年	月 日 時 分			班	班	
	年	月 日 時 分			班	班	
	年	月 日 時 分			班	班	
	年	月 日 時 分			班	班	
	年	月 日 時 分			班	班	
	年	月 日 時 分			班	班	

7-4 災害被害状況報告書

災 害 被 害 状 況 報 告 書		受付番号
作成日：令和 年 月 日 受理者：		
通 報 日		通 報 者
令和 年 月 日	氏 名	TEL
時 分		
通報内容	被害箇所：みやこ町 (付近) 〔 被害概要 〕	
対応依頼 (連絡)	☐ 総括班 ☐ 調整班 ☐ 災害救助班 ☐ 環境班 ☐ 建設班 ☐ 上下水道班 ☐ 文教班 ☐ 協力班 ☐ その他 ()	

被害箇所確認日時：令和 年 月 日 時 分 (時間は24時間制で書くこと)

現地確認者		課、氏名：	
区 分		1. 道路、河川、橋りょう 2. 農地、農業施設 3. 上下水道施設 4. 文教施設 5. 民有地 6. その他 ()	
人的被害	1. 有	1. の場合⇒ ☐ 死亡者	被害状況(被害者名、連絡先)
		☐ 負傷者(重傷、軽傷)	
	2. 無	☐ 行方不明	
		☐ 要救助、避難	
			※対応状況は裏面に記入すること
被害状況	・被害箇所〔 (線・川、等) 〕 ・被害内容〔道路陥没・護岸崩壊・土砂崩壊・越流施設破損・その他 ()〕 延長＝ m、高さ＝ m、面積＝ m ² 〔 被害概要 〕 ※被害状況の詳細は、裏面に記入すること		公共施設 国・県・町・民地
	建物被害	☐ 住宅被害 ☐ 非住宅被害 (○非住宅 ○公共建物 ○その他) 1. 床上浸水 (cm) 2. 床下浸水 (cm) 3. 全壊 4. 半壊・一部破損 5. 全焼 6. 半焼・一部破損 7. その他 ()	
	備考		

応急処理内容	1. 防災シート 2. 土のう積み 3. 土砂撤去 4. 安全柵 5. 確認のみ 7. その他 〔 処理内容・復旧依頼内容 〕
	・通行止め 有・無〔片側・全面通行止め〕(行橋警察署へ 月 日報告) 令和 年 月 日～令和 年 月 日まで ・応急仮工事依頼 有・無 (月 日、 時 分報告) 業者名： 担当者： TEL： FAX： ・関係機関へ連絡 有・無 (月 日、 時 分報告) 1. 福岡県 (課) 2. 京築県土整備事務所行橋支所 (課) ・復旧工事(事後対応)の必要性 有・無 ⇒有の場合、裏面に記入すること
備考	

災 害 被 害 状 況 報 告 書

【被害状況詳細】

人的被害	☐ 死亡者 ☐ 負傷者(重傷、軽傷) ☐ 行方不明 ☐ 要救助、避難	
対応状況	月 日 時 分 へ連絡	

被害状況	建物被害	1. 一般住宅(延床面積: m ² 、世帯人員 人) 2. マンション・アパート(名称 階数: 階建て、延床面積: m ² 、入居数 世帯) 3. 店舗兼住家(名称 階数: 階建て、延床面積: m ² 、業種: 、従業員数: 人) 4. 事業所(名称 階数: 階建て、延床面積: m ² 、業種: 、従業員数: 人) 5. その他(名称:)		
	一般災害	☐		
		☐ 田の流出埋没、冠水 (m ²) ☐ 畑の流出埋没、冠水 (m ²)		
その他	☐ 電話 (戸) ☐ 電気 (戸) ☐ 水道 (戸) ☐ ガス (戸) ☐ 鉄道不通 (線、 時 分～ 時 分) ☐			
備考				

【事後処理(復旧工事等の状況)】

事後処理内容	担当課	
	・令和 年 月 日～令和 年 月 日 ☐ 復旧工事 ☐ 清掃作業 ☐ 防疫作業 ☐	
備考		

7-5 被災台帳

被災台帳

(表)

(整理番号第 号)

り災場所 みやこ町					家屋所有者 みやこ町					
住 所 みやこ町					避難所					
り 災 者	続柄	氏 名	性別	生年月日	職業又は 学 年 別	現 況				その他
						健在	軽傷	重傷	死亡	
	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
10										
り 災 状 況	住家	☐ ／壊（焼） ☐ 床上浸水 ☐ 借家 ☐ 間借 ☐ ／流 失 ☐ 床下浸水 ☐ 自宅				そ の 他 の 事 項				
	家財	☐ ／壊（焼） ☐ ／き損 ☐ ／流 失								
調査員の意見		☐ 要 応急仮 避難所収容 設住宅 ☐ 否 ☐ 要 炊き出し ☐ 否 ☐ 要 その他 ☐ 否								
り 災	令和 年 月 日 時 分					調査員の職・氏名 印				
調 査	令和 年 月 日 時 分									

[illegible]

7－6 火災・災害等即報要領（様式）

第1号様式（火災）

		第 報	
報告日時		年 月 日 時 分	
都 道 府 県			
市 町 村 (消防本部名)			
報告者名			

消防庁受信者氏名 _____

※特定の事故を除く

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死 傷 者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者	重症	人			
		中等症	人			
		軽症	人			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼 損 程 度	焼 損 棟 数	全 焼 棟	} 計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m ²
		半 焼 棟			建物焼損表面積	m ²
		部分焼 ぼ や 棟			林野焼損面積	ha
り災世帯数			気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部 (署)		台	人		
	消 防 団		台	人		
	そ の 他 (消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救 急・救 助 活 動 状 況 災害対策本部等 の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式 (特定の事故)

		第 報			
事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分		
		都道府県			
		市 町 村 (消防本部名)			
		報告者名			
消防庁受信者氏名					
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物資の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃焼ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他 ()	物質名			
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)		
			重 傷 人 (人)		
			中等症 人 (人)		
			軽 症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部 (署)	台 人		
		消防団	台 人		
		消防防災ヘリコプター	機 人		
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
		その他	人		
警戒区域の設定 月 日 時 分					
使用停止命令 月 日 時 分					
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

消防庁受信者氏名	第 報	
	報 告 日 時	年 月 日 時 分
	都 道 府 県	
	市 町 村 (消防本部名)	
	報 告 者 名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態における災害
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法		
事 故 の 概 要				
死 傷 者 等	死者（性別・年齢）		負傷者等 人（ 人）	
			{ 重 症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）	
	計 人			
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)			救 助 人 員	
救急・救助活動 の 状 況				
災害対策本部等 の 設 置 状 況				
その他参考事項				

（注）負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

(災害概況即報)		報告日時		年 月 日 時 分		
		都道府県				
		市町村 (消防本部名)				
消防庁受信者氏名		報告者名				
災害名		(第 報)				
災害の概況	発生場所					
	発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	
		うち 災害関連死者	人			
		不明	人	軽傷	人	
		住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		半壊	棟	床下浸水	棟	
	一部破損	棟	未分類	棟		
119番通報の件数						
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)		(市町村)	
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)			
	自衛隊派遣要請の状況					
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

[illegible]

※1 被害額は省略することができるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

7-7 福岡県災害調査報告実施要綱（様式）

様式第1号

〔災害概況即報〕

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)

(市町村→地方本部→県本部)

災害の概要	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況						避 難 状 況				
						勧告・指示 自主の別	日時	地区名	避難先	人員

様式第2号の1

被害状況報告 〔 即 報 確 定 〕

市町村名		報告者名			
地方本部名		報告者名		報告日時	
				月 日 時 分現在	
				(市町村→地方本部→県本部)	
市町村名					
区分		被害		被害	
人的被害	死者	人			
	行方不明者	人			
	負傷者	人			
	重傷	人			
住家被害	全壊	棟			
	半壊	棟			
	一部破損	棟			
	床上浸水	世帯			
	床下浸水	世帯			
	非住家	棟			
	公共建物	棟			
	その他	棟			
	田	ha			
	冠水	ha			
	流出・埋没	ha			
	冠水	ha			
その他の	文教施設	箇所			
	医療機関	箇所			
	道路	箇所			
	橋りょう	箇所			
	河川	箇所			
	港湾	箇所			
	砂防	箇所			
	清掃施設	箇所			
	崖くずれ	箇所			
	鉄道不通	箇所			
	被害船舶	隻			
	航空機被害	機			
被害総額	水道	戸			
	電気	回線			
	ガス	戸			
	ブロック塀等	箇所			
	り災世帯数	世帯			
	り災者数	人			
	火災建物	件			
	危険建物	件			
	その他の	件			
	公共文教施設	千円			
	農林水産業施設	千円			
	公共土木施設	千円			
その他の公共施設	千円				
その他の	農産被害	千円			
	林産被害	千円			
	畜産被害	千円			
	水産被害	千円			
被害総額	商工被害	千円			
	その他の	千円			
災害対策本部		設置	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
災害救助法適用		散	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
消防職員出動延人数		人			
消防団員出動延人数		人			

様式第2号の2

〇〇〇〇災害による福祉施設被害即報

〇〇市町村
〇〇福祉事務所

施設の種類別	施設名	所在地	設置主体	被害状況	被害額	復旧の対応状況

様式第2号の3

〇〇〇〇災害による救護を要する傷病者即報

(保健所長へ)
(保健福祉部長へ)

〇〇市町村
〇〇保健所

即 報 月 日			月 日		即 報 時 間		時		即 報 回 数		第		回	
被 害 地 等	災 害 発 生 日 時	傷 病 者 数	内				記 載			傷 病 者 収 容 状 況		救 護 の 状 況	備 考	
			外 傷 者		罹 病 者		収 容 ヲ 所 数							
			死 者	重 傷	軽 傷	重 症		軽 症	伝 染 病					
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		
		人	人	人	人	人	人	人	カ 所	人				

様式第2号の4

〇〇〇〇災害による商工被害状況即報

(中小企業振興事務所長へ)
(商工部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇中小企業振興事務所

				即報日時	月 日 時 現在	即報回数 回			
被 害 区 分 業種	項目	被 災 事業所数	被 災 従業員数	被 災 総 額				備 考	
				土 地	建 物	機械設備	商品・原材料 仕 掛 品 等		
商 業	A				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	B								
	C								
	D								
	計	(うち)	(うち)	(うち)					
工 業	A								
	B								
	C								
	D								
	計	(うち)	(うち)	(うち)					
その他	A								
	B								
	C								
	D								
	計	(うち)	(うち)	(うち)					
合 計		(うち)	(うち)	(うち)					

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入のこと。
2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。
- A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流出したもの。
- B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
- 又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1 m以上のもの。
- C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
- ②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30cm以上1 m未満のもの。
- ③事業用建物等の延面積10%以上50%未満につき、浸水1 m以上のもの。
- D…A～Cに該当しない被害。
3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
- 工業は、 " の製造業
- その他は、 " の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

様式第2号の5

報 即 害 被 係 業 農 による災害

(農林事務所長)

○ ○ 市 町 村
○ ○ 農 林 事 務 所 長

作物等名	被害推定面積等	被害推定金額	被害発生状況	主な被害発生地域
農作物	水稲	ha 万円		
	麦			
	野菜			
	果樹			
	花き			
	飼料作物			
	その他の作物小計			
家畜	頭、羽			
畜産施設	件			
温室等栽培施設	件			
共同利用施設（農協等）	件			
農地・農業用施設	箇所			
その他の小計				
合 計				

様式第2号の6

〇〇〇〇災害による山林【林地】被害状況

〔即報 詳報 報告〕

確定

〇〇市 町 村
〇〇農林事務所

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

区 分	崩 壊 地				地 す べ り 地				備 考	
	山 腹		溪 流		山 腹		溪 流			
	箇所数	被害 ha	金額 千円	箇所数	被害 ha	金額 千円	箇所数	被害 ha		金額 千円
市町村		ha	千円		ha	千円		ha	千円	
計										

(注) 被害欄には、山腹は崩壊面積、溪流は被害延長を記入する。地すべり地の溪流被害については、面積を併記すること。
なお、旧災害地の拡大箇所については、拡大被害の箇所数、被害面積延長、金額を備考欄に記入すること。

様式第2号の7

〇〇〇〇災害による山林【治山施設】被害状況

即報

詳報

報告

確定

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇農林事務所

施設名	災害箇所 (郡、市、町、村、大字、字)	工種	被害		備考
			被数	害金額	
計					

様式第2号の8

〇〇〇〇災害による山林【林道】被害状況
〔 即報 〕 報告
〔 詳報 〕
〔 確定 〕

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇農林事務所

区分 市町村	路線名	道			路			橋			梁			計		備考
		箇所番号	延長	金額	箇所番号	延長	金額	箇所番号	延長	金額	箇所数	延長	金額	延 長	金 額	
			m	千円		m	千円		m	千円			千円	m	千円	

(注) 応急工事を必要とするものについては備考欄にその旨を記載すること。

〇〇〇〇災害による山林【森林】被害状況

(農林事務所長へ)
○○市 町 村

(水産林務部長へ)
○○農林事務所

[illegible]

（農林事務所長へ）
（水産林務部長へ）

[illegible]

様式第2号の11

〇〇〇〇災害による水産被害状況

☐即報
☐詳報 報告
☐確定

平成 年 月 日
時 分

☐ 〇〇〇市町村合計
☐ 〇〇〇漁協

☐ 水産海洋技術センター〇〇〇研究所長へ
☐ 水産林務部長へ（水産振興課経由）

1 水産業関係施設等被害				(被害金の単位：千円)					
被害程度＝				減失	大破	中破	小破	計	備考
共同 施設 利用	事業主体名							—	
	施設名							—	
	数量							—	
	単価							—	
	被害額							—	
非共同 利用 施設	被害程度							—	
	施設名							—	
	経営体数							—	
	数量							—	
	単価							—	
地方公共 団体 施設	事業主体名							—	
	施設名							—	
	数量							—	
	単価							—	
	被害額							—	
漁 船	登録番号							—	
	トン数							—	
	動力の有無							—	
	経営体数							—	
	被害額							—	
漁 具	保険の加入							—	
	種類							—	
	数量							—	
	単価							—	
	被害額							—	
養殖 施設	養殖物の種類							—	
	養殖方法							—	
	経営体数							—	
	数量							—	
	単価							—	
漁 場	被害額							—	
	保険の加入							—	
	場所							—	
	漁業権の免許番号							—	
	事業主体名							—	
	堆積泥土の種類							—	
	被害規模	面積						—	
		数量						—	
	備考	単価						—	
		被害額						—	
	平均堆積高等						—		
	被害額の算出基礎						—		

2 水産物等被害						計	備考
養殖 施設	養殖物の種類					—	
	養殖方法					—	
	経営体数					—	
	数量					—	
	単価					—	
その他の 水産物	被害額					—	
	種類					—	
	経営体数					—	
	数量					—	
	単価					—	
在庫 組合	被害額					—	
	種類					—	
	件数					—	
	数量					—	
	単価					—	

(注) 1 この様式は課各漁協毎に1部作成し、市町村の集計を添えて提出すること。
2 提出先：筑前海区＝水産海洋センター、内水面漁業＝水産振興課、有明海区＝有明研究所、豊前海区＝豊前海研究所
3 「被害程度」の目安：減失＝使用不可・流出・埋没、大破＝70%以上、中破＝30～70%、小破＝30%未満

FAX： 海技センター：092-806-5223
水産振興課：092-643-3558
有明海研：0944-72-6170
豊前海研：0979-82-5599

平成 年 月 日調べ

〔即報
詳報
確定〕報告

〇〇〇〇災害による漁港被害状況

水産林務部長へ 〇〇市 町 村

漁 港 名	被 害 箇 所	数 量	被 害 額	被 害 状 況
計				

(注) 市町村長は、水産林務部長あて（漁港課経由）に報告する。 (被害金額単位：千円)

様式第2号の13

〇〇〇災害による土木被害状況即報

(県土整備事務所へ)
(土木部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇県土整備事務所

被 害 報 告 表										報告者 第 報 受 平成 年 月 日 時現在		受理者 調査率 % 月 日 時現在			
災 害 発 生 年 月		月 日 ~ 月 日		災 害 名				発令月日		月 日		月 日			
災 害 救 助 法 発 令 等		市町村名		発令月日		月 日		市町村名		発令月日		月 日			
市 町 村 名															
連 続 雨 量		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時			
日 雨 量		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時			
時 間 雨 量		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時			
時間最大風速		m/秒 日 時 分		m/秒 日 時 分		m/秒 日 時 分		m/秒 日 時 分		m/秒 日 時 分		m/秒 日 時 分			
平 均 風 速		日 時 分 ~ 時 分		日 時 分 ~ 時 分		日 時 分 ~ 時 分		日 時 分 ~ 時 分		日 時 分 ~ 時 分		日 時 分 ~ 時 分			
工 種		県 工 事		市 町 村 工 事		計									
		箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額		
河 川				千円				千円				千円			
海 岸															
砂 防 設 備															
地 す べ り															
防 止 施 設															
急傾斜地崩															
壊防止施設															
道 路															
橋 梁															
港 湾															
下 水 道															
計															
主な公共土木施設の被害															
河 川 ・ 海 岸	事業主体	区分	水 系 名	河川・海岸名	被 災 位 置		被 災 延 長	被 害 額	被害内容 (破堤、溢水等)						
		級	水系		郡 市 町 村 大字		m	千円							
		級	水系		郡 市 町 村 大字		m								
		級	水系		郡 市 町 村 大字		m								
道 路	事業主体	区 分	路 線 名		被 災 位 置		被 災 延 長	被 害 額							
		道	線		郡 市 町 村 大字		m	千円							
		道	線		郡 市 町 村 大字		m								
		道	線		郡 市 町 村 大字		m								
道 路 交 通 止	事業主体	区分	路線名	地先名	全面・一部の別 及び被災状況	延長	幅員	被害額	応急の有無	応急工事 見込額	バス路線 有無	交通量	迂回路 の有無	交通止 年月日	解除予定 年月日
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m					台/			
		道	線			m	m					台/			
		道	線			m	m					台/			
		道	線			m	m					台/			
		道	線			m	m					台/			
		道	線			m	m					台/			
一般被害(人的被害)										(建物被害)					
区 分		場 所		原 因		区 分		主 な 場 所		原 因 (破堤、溢水、内水)					
死 者		名				全 壊		戸							
行方不明者		名				半 壊		戸							
						流 失		戸							
						床 上 浸 水		戸							
						床 下 浸 水		戸							

様式第2号の14

〇〇〇〇災害による建築物被害状況即報

(県木整備事務所経由)

知 事 殿 平成 年 月 日 市区町村長名 印 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。							受付年月日番号 ※	
1. 被災地区市町村名								
2. 災 害 種 別		火災・風水害・震災・その他		3. 火災件数				
7. 用途別	4. 被害区分	全焼・全壊・全流失		半焼・全壊・半流失		計		8. 建築物の損害見積額 (千円)
	5. 建築物の数(戸数) 床面積の合計	建築物の数(戸数)	床面積の合計(平方メートル)	建築物の数(戸数)	床面積の合計(平方メートル)	建築物の数(戸数)	床面積の合計(平方メートル)	
住 居	木 造	戸		戸		戸		
	そ の 他	戸		戸		戸		
	計	戸		戸		戸		
鋼 工 業	木 造							
	そ の 他							
商 業 サービス業	木 造							
	そ の 他							
公 務 文 教	木 造							
	そ の 他							
そ の 他	木 造							
	そ の 他							
合 計	木 造							
	そ の 他							
	計							

(注) イ ※欄は記入しないこと。

ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。

ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。

ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

様式第2号の15

〇〇〇〇災害による都市施設等被害状況即報

〇〇〇市町村
〇〇〇県土整備事務所
流域下水道事務所

平成 年 月 日現在

種別	県分		市町村分		計	
	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円
街路						
都市公園						
下水道						
公営住宅						
計						
主な都市施設等の被害						
種別	事業主体	箇所名	被害状況	被害額 千円	復旧の対応状況	
街路						
都市公園						
下水道						
公営住宅						

○ ○ ○ ○ 災害による教育施設関係被害状況即報

[illegible]

様式第3号の1

〇〇〇〇災害による衛生被害状況〔詳報〕報告
確定

〇〇保健所
〇〇政令市

防疫日報
(保健福祉部長へ)

約束番号	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
		赤痢患者発生者数 真疑似者 死保菌者 真疑似者	前年同期赤痢患者数 死保菌者 真疑似者 死保菌者	防疫活動をしている市町村数（応援を除く）	防疫活動をしている保健所数（応援を除く）	保健所職員（雇用職員を含む）防疫活動従事者数	本庁職員（雇用職員を含む）防疫活動従事者数	清潔方法を行った戸数	消毒方法を行った戸数	そ族昆虫駆除を行った戸数	伝染病予防法による家用水の供給を受けた人員	災害救助法による飲料水の供給を受けた人員	検疫調査人員	細菌検査実施人員	集団避難所数	集団避難所の収容人員	備考
月	日	当日															
		累計															
月	日	当日															
		累計															

様式第3号の2

○○○○災害による商工被害状況〔詳報〕報告

(中小企業振興事務所長へ)
(商工部長へ)

○○市　　町　　村
○○中小企業振興事務所

業種	項目 被害区分	被災事業所数	被災従業員数	被災総額					備考
					土地	建物	機械設備	商品・原材料 仕掛品等	
					(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
商業	A			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	B								
	C								
	D								
	計	(うち)	(うち)	(うち)					
工業	A								
	B								
	C								
	D								
	計	(うち)	(うち)	(うち)					
その他	A								
	B								
	C								
	D								
	計	(うち)	(うち)	(うち)					
合計		(うち)	(うち)	(うち)					

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入すること。
 2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。
 A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。
 B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。
 C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
 ②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30cm以上1m未満のもの。
 ③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。
 D…A～Cに該当しない被害。
 3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
 工業は、 〃 の製造業
 その他は、 〃 の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

様式第3号の3

〇〇〇〇災害による水稻被害状況〔詳報〕 報告(その1)初期の被害
確定

災害の種類	調査年月日	年	月	日	時現在	市町村名	農林事務所名
-------	-------	---	---	---	-----	------	--------

作物名	市町村名	総栽培面積	10アール当り収量	基準収量	冠水										土砂流入		流失埋没						合計		被害金額	備考 主な被害 地域名等								
					2日間		3日間		4日間		5日間		減収量 小計	植替可能			植替不可能		減収量 小計	減収量	被害面積	被害減収量	被害面積	被害減収量			被害率							
					被害面積	減収量	被害面積	減収量	被害面積	減収量	被害面積	減収量		被害面積	減収量	被害面積	減収量	被害面積										減収量	被害面積	減収量	被害面積	減収量	被害面積	減収量
		ha	kg	t	被害面積	減収量	被害面積	減収量	被害面積	減収量	被害面積	減収量	被害面積	減収量	被害面積	減収量	被害面積	減収量	被害面積	減収量	被害面積	減収量	t	被害面積	減収量	t	被害率	千円						

注 1. 作物名は「早期水稻」「普通水稻」と記入のこと。
注 2. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

〇〇〇〇災害による水稻被害状況〔詳定〕報告(その2)中後期の被害

市町村名 農林事務所名

調查年月日 年 月 日 時現在

災害の種類

作物名	市町村名	総栽培面積	10アール当たり収量	基準収量	浸水被害面積	冠水			倒伏			塩害			葉・靱の被害			合計						備考
						被害面積	減収量	被害率	被害面積	減収量	被害率	被害面積	減収量	被害率	被害面積	減収量	被害率	被害面積	減収量	被害率	被害面積	減収量	被害率	
			kg	t	ha	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	33t	被害主な被害地域名等	千円	

注1. 作物名は「早期水稻」「普通水稻」と記入のこと。
注2. 被害の態様が、「土砂流入」及び「流失埋没」の場合は、空欄に区分して記入すること。
注3. 被害の態様が、複合している場合は、被害が大きいい方の態様の中に記入すること。
注4. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の5

〇〇〇〇災害による水稲被害状況

市町村名 農林事業所名 調査年月日 年 月 日 時現在

[illegible]

市町村名	25日間未満持続				30日間未満持続				枯死面積	塩害		合計		被害金額 千円	備考 (主な被害地域名等)
	乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態			面積	被害率	被害量 t	被害率 2÷1		
	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率							
	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%		%			

注1. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の6

〇〇〇〇災害による農作物被害状況〔詳報〕報告（水稻を除く）

災害の種類 市町村名 農林事務所名
調査年月日 年 月 日 時現在

農作物名	市町村名	総栽培 面 積	被 害 面 積				被害面積ごと減収量			単 価 (kg当 た り)	被 害 金 額 (3×4)	平年10 a当た り 収量	基 準 収 集 量 (1×6)	既 収 集 量	収 穫 残 量 (7-8)	基 準 面 積 率 (2÷1)	被害 減 収 率 (3÷7)	被害損害状況 主な被害地域名						
			30% 未満	30～ 70% 未満	70% 以上	計	被害面積												計					
							30%	30～ 70%	70% 以上															
		1 ha	30% 未満	30～ 70% 未満	70% 以上	計	30%	30～ 70%	70% 以上	2 ha	t	70%	t	t	3 t	4 円	5 千円	6 kg	7 kg	8 kg	9 kg	10 %	11 %	

注1. 被害面積の数値は、原則として小数点第1位までとする。（小数点以下第2位は四捨五入する。）
注2. 花きにおける減収量等の単位は千本（千鉢）、単価は1本（1鉢）とする。
注3. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の7

〇〇〇〇災害による農業関係施設被害状況〔詳報〕報告
〔確定〕

災害の種類

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名
農林事務所名

施設の 種類	作物名	市町村 名	全 壊				大 破				中 破				小 破				ビニール破損				合 計				備 考 (被害地 域名)
			棟 数	面 積	被 害 金 額	件 数	棟 数	面 積	被 害 金 額	件 数	棟 数	面 積	被 害 金 額	件 数	棟 数	面 積	被 害 金 額	件 数	棟 数	面 積	被 害 金 額	件 数	棟 数	面 積	被 害 金 額	件 数	
			棟 数	面 積	被 害 金 額	件 数	棟 数	面 積	被 害 金 額	件 数	棟 数	面 積	被 害 金 額	件 数	棟 数	面 積	被 害 金 額	件 数	棟 数	面 積	被 害 金 額	件 数	棟 数	面 積	被 害 金 額	件 数	

- 注1. 「全壊」…全く使用に耐えないもの、「大破」…被害程度が70%以上、「中破」…被害程度が30%以上70%未満、「小破」…被害程度が30%未満、「ビニール破損」…ビニールが破れ使用できないものをいう。
- 注2. 報告数値の中に個人所有以外のものがある場合は、農業協同組合及同連合会所有のものについては（ ）書きで、また、それ以外の共同利用施設のものについては〔 〕書きで内数として記入すること。

様式第3号の8

〇〇〇〇災害による樹体被害状況〔詳報〕報告
〔確定〕

調査年月日 年 月 日 時現在										市 町 村 名 農林事務所名			
樹種名	市町村名	成園・未成園の別	被害程度別面積及び被害額						被害損傷状況 被害地域名				
			甚		中		軽			被害額計			
			面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円		面積 ha	被害額 千円		
		成園											
		未成園											
		成園											
		未成園											
		成園											
		未成園											
		成園											
		未成園											
		成園											
		未成園											
		成園											
		未成園											
		成園											
		未成園											
		成園											
		未成園											
		成園											
		未成園											
		成園											
		未成園											

注. 被害の種類は、樹体の損傷の程度、落葉の程度を基準とする。
甚：樹体が流失、埋没もしくは枯死したもの、幹が折損もしくははなはだ裂けたもの、70%以上の主枝が裂けもしくは折れる等の損傷を受けたもの、又はこれ以外の損傷を受け、更新もしくは改値を要すると認められるもの。
中：30%以上70%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等の損傷が大きい、これに準ずるもの。

9号3架式様

〇〇〇〇〇災害による畜産関係被害状況

市町村名
農林事務所名

調査年月日
年 月 日

〇〇〇〇災害による畜産関係被害状況

市町村名 農林事務所名 調査年月日 災害の種類 ()

[illegible]

〇〇〇〇災害による畜産関係被害状況

調査年月日 年 月 日

市町村名 農林事務所名

[illegible]

様式第3号の12

〇〇〇〇災害による畜産関係被害状況

市町村名
農林事務所名

調査年月日

災害の種類 ()

(注)「全壊」とは全く使用に耐えないか、流失又は埋没したもの、「大破」とは、被害程度が70%以上、「中級」とは、被害程度が30%以上70%未満、「小破」とは、被害程度が30%未満のものをいう。

〇〇〇〇災害による農地農業用施設被害状況

災害の種類	調査年月日	年	月	日現在	市町村名	農林事務所名

[illegible]

様式第3号の14

〇〇〇〇災害による農業関係非共同利用施設及び地方公共団体施設被害状況〔詳細〕報告

市町村名
農林事務所名

調査年月日 年 月 日 現在

災害の種類

[illegible]

注：「種類名」、「被害施設名」及び「全壊」等の区分欄は、第3号の7と同じ。

様式第3号の15

〇〇〇〇災害による農業共同組合及び農業共同連合会の在庫品被害状況

災害の種類

調查年月日 年 月 日現在

農林事務所名

[illegible]

様式第3号の16

〇〇〇〇災害による土木被害状況

〇〇市町村

〇〇県土整備事務所長

〔詳報〕報告

〔確定〕

(県土整備事務所長へ)

(土木部長へ)

区分	前回までの報告分				今回の報告分		年間の合計
	自 月 日	至 月 日	自 月 日	至 月 日	自 月 日	至 月 日	
県工事	河川						
	海岸						
	砂防						
	道路						
	橋梁						
	港湾						
	計						
市町村工事	河川						
	海岸						
	道路						
	橋梁						
	計						
合計							

(金額の単位 千円)

様式第4号

〇〇〇〇〇災害による被害額報告

〇〇〇部

(第 報) 月 日

区 分	被害 総 額 (千円)												計	
	総務部	企画振興部	保健福祉部	環境部	商工部	農政部	水産林務部	生活労働部	土木部	建築都市部	企業局	教育庁		警察本部
公 共 文 教 施 設														
農 林 水 産 業 施 設														
公 共 土 木 施 設														
そ の 他 の 公 共 施 設														
小 計														
その他	農産被害													
	林産被害													
	畜産被害													
	水産被害													
	商工被害													
	林 地													
	県 営 林													
そ の 他														
被害 総 額														

7－8 災害救助法（様式）

《災害救助法による帳簿書式》

救助事務の処理に必要な帳簿書式は、次の災害救助法に定めるところによる。

1. 被害状況調（様式 1）
2. 災害救助費概算額調（様式 2）
3. 市町村別被災世帯状況調（様式 3） 略
様式 4 は対象から削除
4. 何年度災害救助基金報告書（様式 5） 略
5. 救助の種目別物資受払状況（様式 6）
6. 避難所設置及び収容状況（様式 7）
7. 応急仮設住宅台帳（様式 8）
8. 炊き出し給与状況（様式 9）
9. 飲料水の供給簿（様式 10）
10. 物資の給与状況（様式 11）
11. 救護班活動状況（様式 12） 略
12. 病院診療所医療実施状況（様式 13） 略
13. 助産台帳（様式 14） 略
14. 被災者救出状況記録簿（様式 15） 略
15. 住宅応急修理記録簿（様式 16） 略
16. 生業資金貸付台帳（様式 17） 略
17. 学用品の給与状況（様式 18） 略
18. 埋葬台帳（様式 19） 略
19. 死体処理台帳（様式 20） 略
20. 障害物除去の状況（様式 21） 略
21. 輸送記録簿（様式 22） 略
22. 令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者の従事状況（様式 23） 略
23. 令第 10 条第 5 号から第 10 号までに規定する者の従事状況（様式 24） 略
24. 扶助金の支給状況（様式 25） 略
25. 損失補償費の状況（様式 26） 略
26. 法第 34 条の補償費の状況（様式 27） 略

様式 1

被 害 状 況 調

被害の状況			法適用市町村名				計
人 的 被 害	死 者						
	行 方 不 明 者						
	負 傷	重 症					
		軽 症					
		小 計					
	計						
住 家 の 被 害	棟 数	全 壊 ・ 全 焼 又 は 流 出					
		半 壊 又 は 半 焼					
		一 部 破 損					
		床 上 浸 水					
		床 下 浸 水					
	世 帯 数 及 び 人 数	全壊、全焼 又は流出	世帯				
			人員				
		半壊又は半焼	世帯				
			人員				
		一部破損	世帯				
			人員				
		床上浸水	世帯				
			人員				
		床下浸水	世帯				
			人員				
災 害 発 生 年 月 日							

- (注) (1) 負傷のうち「重傷」とは、1 月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、1 月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は負傷欄の小計をもって報告すること。
- (2) 「棟」とは、1 つの独立した建物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて 1 棟とするが、2 つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には 2 棟とすること。
- (3) 「一部破損」とは、住家の破損程度が、半壊に達しない程度のものとする。
- (4) 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- (5) 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告すること。

様式 2

災害救助費概算額調

種目別区分		員数	単価	金額	備考
1	救 助 費		円	円	
(1)	収 容 施 設 供 給 費				
	避 難 所 設 置 費	延	人		
	応 急 仮 設 住 宅 設 置 費		戸		
(2)	炊出しその他による食品給与費	延	人		
(3)	飲 料 水 供 給 費	延	人		
(4)	被服寝具その他生活必需品 給（貸）与費		世帯		
(5)	医 療 及 び 助 産 費	延	人		
	医 療 費	延	人		
	助 産 費	延	人		
(6)	災害にかかった者の救出費		人		
(7)	住 宅 の 応 急 修 理 費		世帯		
(8)	生 業 資 金 の 貸 与 費		世帯		
(9)	学 用 品 の 給 与 費		人		
	小 学 校 児 童		人		
	中 学 校 生 徒		人		
(10)	埋 葬 費		人		
	大 人		体		
	子 供		体		
(11)	死 体 の 捜 索 費		体		
(12)	死 体 の 処 理 費		体		
(13)	障 害 物 の 除 去 費		世帯		
(14)	輸 送 費				
(15)	人 夫 費				
2	実 費 弁 償 費		人		
3	扶 助 金		件		
4	損 失 補 償 費		件		
5	法 第 3 4 条 の 補 償 費				
6	法第 35 条の求償に対する支払費				
	合 計				

様式 6

救助の種目別物資受払状況

市町村名

救助の種目別	年月日	品目	単位 呼称	摘要	受	払	残	備考
避難所用								
炊出しその他による食品給 与用								
給水用機械器具燃料浄水用 薬品資材								
被服・寝具等								
医療品衛生材料								
被災者救出用機械器具燃料								
燃料及び消耗品								

- (注) 1 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
- 2 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
なお、物資等において、県よりの受入分及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
- 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それ
ぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
- 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状
況を記入すること。
なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

様式 7

避難所設置及び収容状況

市町村名 _____

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物資使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
		月 日 ～ 月 日	人	人				
	既存建物							
	野外仮設							
	天幕							
計								

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
- 2 物品の使用状況は、仮設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、指名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

市町村名

(注) 1 給水用機械器具は借用費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。

2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕個所を記入すること。

給与物品受払簿

救助の種目別	年月日	品名	単位	受	払	残	備考

7－9 福岡県消防相互応援協定（様式）

様式第1号（覚書第3条関係）

第 号
年 月 日

様

要請者

市町村等名 みやこ町

職、氏名

応 援 要 請 書

福岡県消防相互応援協定書第6条の規定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

応 援 の 種 別	第一要請	第二要請
応 援 要 請	年 月 日 時 分	
災害発生日時	年 月 日 時 分	
災害の種別		
災害発生場所		
災害の状況		

応 援 隊	消 火 隊	
	救 助 隊	
	救 急 隊	
	化 学 消 火 隊	
隊	梯 子 隊	
	そ の 他	
	（ 人 員 ）	
	（ 資 材 ）	
	集結場所	
	活動内容	
	災害現場の最高 指揮者の職・氏名	
	その他必要事項 (無線波の指定等)	

様式第2号（覚書第11条関係）

応援隊活動状況報告書

		応援側市町村等名	みやこ町
応援要請の種別	第一要請 第二要請	要請連絡者 消防本部名	
応援要請 受報時分	年 月 日 時 分	職 氏名	
災害発生場所			
応援隊の種別			
車 種			
人 員			
出 動 時 分	時 分	時 分	時 分
現場到着時分	時 分	時 分	時 分
活動開始時分	時 分	時 分	時 分
活動終了時分	時 分	時 分	時 分
帰 着 時 分	時 分	時 分	時 分
応援時 間	時間 分	時間 分	時間 分
活 動 概 要			
使用資機材			
人員機材の 異常の有無			
そ の 他			

担当者：職

氏名

TEL

(内線)

様式第3号（覚書第11条関係）

災害概況報告書

		要請側市町村等名		みやこ町					
災害発生日時	年 月 日 時 分	覚 知 日 時		月 日 時 分					
応援要請日時	年 月 日 時 分	応援側市町村等名							
災害時案 終了日時	年 月 日 時 分	災害活動時間		時間 分					
災害発生場所									
災害種別	1林野火災 2建物火災 3危険物火災 4自然災害 5交通機関災害 6その他（ ）								
災害の概況									
被害の程度 死 傷 者									
消防隊の 活動概況									
消防隊の 出動状況		消火隊	救助隊	救急隊	化学消防隊	梯子隊	その他特別隊	計	消防団
	要請側								
		台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人
	応援側								
		台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人
他機関の出動 状況及び 活動状況									
その他									

担当者：職

氏名

TEL

(内線)

様式第 4 号（覚書第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

請求者
市町村等名 みやこ町
職，氏名

応援に要した経費の請求について

年 月 日福岡県消防相互応援協定により応援出動したので，同協定書第 10 条及び同覚書第 12 条の規定に基づき，下記のとおり応援に要した経費を請求します。

記

請求金額 円

経費の内訳		項目	内容	金 額
	義務事項			
	協議事項			
合 計				

※ 添付 …… 積算基礎資料

7-10 福岡県緊急消防援助隊受援計画（様式）

別記様式1-2

応援等要請のための連絡事項

第		報			
令和	年	月	日	時	分

（消防庁長官 又は 都道府県知事） 殿

（市町村長）

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災 害 発 生 日 時	令和 年 月 日 時 分頃				
災 害 発 生 場 所	都道府県				

応 援 等 連 絡 日 時		令 和		年		月		日		時		分	
必要とする応援隊 （必要とする隊に○を付ける。 必要隊数がかかる場合は、 隊数を記入。）	出動可能な全隊				特殊災害小隊			毒劇物等対応小隊					
	指揮支援隊							N災害対応小隊					
	指揮隊							B災害対応小隊					
	消火小隊							C災害対応小隊					
	救助小隊							大規模危険物火災等対応小隊					
	救急小隊				特殊装備小隊			密閉空間火災等対応小隊					
	後方支援小隊							遠距離大量送水小隊					
	通信支援小隊							消防活動二輪小隊					
	航空小隊							震災対応特殊車両小隊					
	水上小隊							水難救助小隊					
						その他（				）			
その他参考となるべき事項 （必要資機材等）													

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等が必要である旨の連絡は電話により直ちに行うこと。また、本様式による連絡は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

7－11 放送要請（様式）

（ファックス、電話用）

件名 放送要請について

令和 年 月 日 災害対策本部第 号

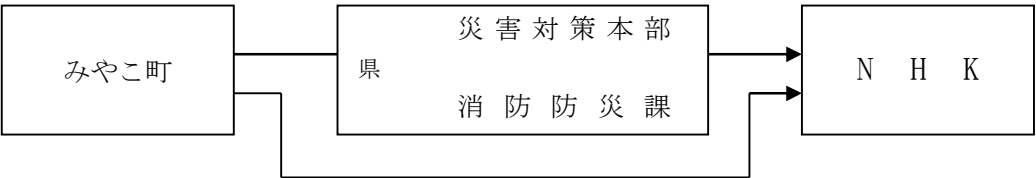
1. 申請理由
- ① 避難勧告、警報等の周知、徹底を図るため
 - ② 災害時の混乱を防止するため
 - ③ 市町村から要請があったため
 - ④ 災害対策本部配備要員を召集するため

2. 放送事項（内容、対象地域等）
- 別紙のとおり

3. 放送希望日時
- ① 直ちに
 - ② 日 時

4. その他

連絡系統



市 町 村		県		N H K
要請者		受信者	連絡者	受信者
連絡者		受信者	連絡者	受信者
連絡時分		受信時分	連絡時分	受信時分
電話番号		電話番号	電話番号	電話番号

※ 被要請機関（県・NHK）は折り返し要請者に電話し、内容の確認を行うこと。

7-12 自衛隊災害派遣要請（町長→県知事）

	文書番号
	年 月 日
福岡県知事 殿	
みやこ町長	印
自衛隊の災害派遣について（要請）	
自衛隊法第 83 条により、下記のとおり災害派遣を要請します。	
記	
1. 災害の情况及び派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
4. その他参考となるべき事項	

	文書番号
	年 月 日
福岡県知事 殿	
みやこ町長	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。	
記	
1. 撤収要請日時	
2. 派遣された部隊	
3. 派遣人員及び従事作業の内容	
4. その他参考となるべき事項	

7-13 自衛隊災害派遣要請（県知事→自衛隊）

陸上自衛隊第4師団長 殿

福岡県知事

自衛隊の災害派遣について（要請）

自衛隊法第83条により、下記のとおり災害派遣を要請します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

陸上自衛隊第4師団長 殿

福岡県知事

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

- 1 撤収要請日時
- 2 派遣人員及び従事作業の内容
- 3 その他参考となるべき事項

7-14 労働者斡旋要請

文 書 番 号
令和 年 月 日

行橋公共職業安定所 殿

み や こ 町 長

労働者の斡旋について（要請）

下記のとおり労働者の紹介の斡旋を要請します。

① 必要となる労働者の人数	
② 労働者が従事すべき業務の内容	
③ 労働契約の期間	
④ 賃金の額	
⑤ 始業及び終業の時刻	
⑥ 所定労働時間を超える労働の有無	
⑦ 休憩時間及び休日	
⑧ 就業の場所	
⑨ 社会保険、労働保険の適用	
⑩ 労働者の輸送方法	
⑪ その他必要な事項	

7-15 災害ボランティアセンター設置協力依頼書、災害ボランティアセンター活動状況報告書

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

社会福祉法人
みやこ町社会福祉協議会
会 長 殿

みやこ町長

災害ボランティアセンター設置協力依頼書

「みやこ町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書」に基づき災害ボランティアセンター設置に対する協力について、下記のとおり依頼します。

記

設 置 日 時	年 月 日 () 時から
設 置 場 所	
活 動 内 容	
そ の 他	

※連絡先 課 担当 電話

第2号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

みやこ町長 殿

社会福祉法人
みやこ町社会福祉協議会
会 長

災害ボランティアセンター活動状況報告書

「みやこ町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書」に基づき災害ボランティアセンター活動状況を、下記のとおり報告します。

記

設 置 日 時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで
設 置 場 所	
活 動 内 容	
そ の 他	

7-16 災害ボランティア受付票

活動拠点名

災害ボランティア受付票

受付年月日	年 月 日 時 分 受付			受付番号：	
フリガナ 氏 名 (代表者)	(他 名)	性別	生 年 月 日		血液型
		男 ・女	T・S・H	年 月 日生 (歳)	
住 所	〒 都・道・府・県				県内 ・ 県外
	Tel () -	Fax () -	携帯 - -		
緊急連絡先	〒 都・道・府・県				
	Tel () -	Fax () -	携帯 - -		
職 業					
資格・免許等	☐ 運転免許 (1. 普通 2. 大型 3. 大型特殊 4. 自動二輪 5. その他 ()) ☐ 医療関係資格 (1. 医師 2. 看護師 3. 助産師 4. 介護福祉士 5. その他 ()) ☐ 無線資格 (1. アマチュア無線 2. 陸上特殊無線 3. 海上特殊無線 4. 航空特殊無線 5. その他 ()) ☐ そ の 他				
ボランティア経験	☐ 経験あり ☐ 経験なし	活動内 容			
希 望 活 動	1. 救助・救出活動 2. 炊き出し 3. 清掃・後片付け 4. 物資集配・管理 5. 物資・人員搬送 6. 避難誘導 7. 情報収集・伝達 8. 安否確認・不明者の検索 9. 救護所・避難所運営支援 10. ボランティアセンター支援 11. 要援護者の支援 12. 医療活動() 13. 通訳(語) 14. 家屋診断 15. その他				
活動可能期間	年 月 日～ 年 月 日 (活動可能時間帯： 時 分～ 時 分) 【上記期間で活動できない日： 】				
宿 泊	☐ 可 能 ・ ☐ 不可能 (原則的に宿泊の斡旋はいたしません。)				
ボランティア 活 動 保 険	☐ 加入済【加入時期： 年 月頃 契約相手： 】 ☐ 未加入【加入の意思あり(予定時期・契約相手等⇒)】 ☐ 未加入【加入の意思なし】				
健 康 状 態	☐ 良好 ☐ その他 (差し支えなければ具体的に：)				
受 付 者					
備 考					
経過情報等	・ 配置先：				
	・ 関係する「被災地ニーズ(災害ボランティアニーズ)受付票」の受付番号： _____				
	・ その他				

※網かけ部分は、事務局が記入する。

7-17 避難所開設準備チェックリスト

項目	緊急対応	確認
1. 避難所の開設	・建物内にいる避難者をまとめ、建物の安全を確認する。	☐
	・自動車の(乗り入れの規制)駐車場への誘導	☐
2. 建物の安全確認が済むまで避難者を入れない。(その旨を説明する。)	・火災は発生していないか、ガス漏れはないか	☐
	・建物は傾いていないか	☐
	・建物に大きなひび割れはないか	☐
	・窓ガラス等の危険な落下物がないか	☐
3. 施設管理者の到着、報告及び対応協議	・いない時は本庁との連絡を試みる。	☐
4. 避難者受入れスペースの確保・指定	・事前計画に基づき安全な部屋を確保し、誘導する。	☐
5. 災害対策本部を設置、避難者の受付、連絡	・施設管理者と共に避難収容場所の安全確認	☐
	・通信設備、非常用電源・設備の確認	☐
	・急病人の手当の必要性、負傷者等の有無を確認	☐
6. ライフラインの確認 電気が使えるか 上水道が使えるか 電話が使えるか	・放送設備が使用できるか	☐
	・無線が使用できるか	☐
	・上水道が使えるか	☐
	・電話が使えるか	☐
	・ファクシミリが使えるか	☐
	・関係者からの情報収集	☐
	・道路状況の把握	☐
	・避難者からの情報収集	☐
7. 本部への報告	・ファクシミリ、電話、伝令等の手段を用いて災害対策本部へ連絡を行う。	☐
8. 避難者の登録	・避難者の世帯ごとの登録	☐
9. 避難者への施設被害状況説明	・混乱時のため、冷静な態度でゆっくり説明する。	☐
	・「避難者の共通理解、規則」等の資料を配付	☐
	・トイレの使用場所と火気について注意する。	☐
	・避難者の未登録者への再登録依頼	☐
10. 非常用設備及び物資の確認 本部への要請事項の整理	・飲料水、食糧、生活物資の有無	☐
	・応援職員の必要性	☐

7-18 避難者カード

避難者の記録

受付者記入欄		(受付者 課)					
避難種別		避難指示・自主避難・その他 ()					
避難先別		避難所・親戚宅・知人宅・旅館 (ホテル)・町営住宅・ 県営住宅・その他 ()					
避難先	名称						
	住所						
	電話	— —					
入所時間		月 日 時 分					
退所時間		月 日 時 分					
避難世帯主	氏名 (カナ)						
	性別	男性・女性					
	住所	みやこ町					
	電話 (自宅)	- -					
	電話 (緊急時)	- - (職場・携帯等) - -					
	縁故先						
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日					
	年齢	(歳)					
避難人数		名 (人家族)					
家族の氏名			世帯主との続柄			年齢	(歳)
							(歳)
							(歳)
							(歳)
							(歳)
							(歳)
帰宅の確認		確認・未確認 (月 日 時 分)					

避難理由 (被害状況)	伝言メモ
-------------	------

[illegible]

7－20 避難所運営記録

避難所運営記録						
年 月 日 時 分現在			受信日時		月 日 時 分	
発信機関		避難所		発信者		
受信機関				受信者		
避難者数		男	女	計	備考	
		人	人	人		
(運営状況) (問題点・要望等)						

7-21 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実人員	延人員	物 品 使 用 状 況			実支出額	備 考
					品 名	数	量		
		月 日～月 日	人	人				円	
小 計	既存建物	箇 所	人	人				円	
合 計	屋外仮設	箇 所							
	天 幕	箇 所							

(注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を
2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量 「備考」欄に記入すること。 (ただし、該当者が多く記入不可能の場合は、その「避難者名簿」の写しを添付し、その旨を「備考欄」に記すこと。)
4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線でけすこと。

7－22 行方不明者名簿

行方不明者名簿									
No.									
整理 番号	届出 月日	行方不明者						出 者	
		住 所	氏 名	性別	年齢	身長 (cm)	体重 (kg)	着衣その他 の特徴	行方不明者 との関係
	月 日								
	月 日								
	月 日								
	月 日								
	月 日								
	月 日								
	月 日								
	月 日								
	月 日								

7-23 医療救護所開設状況報告

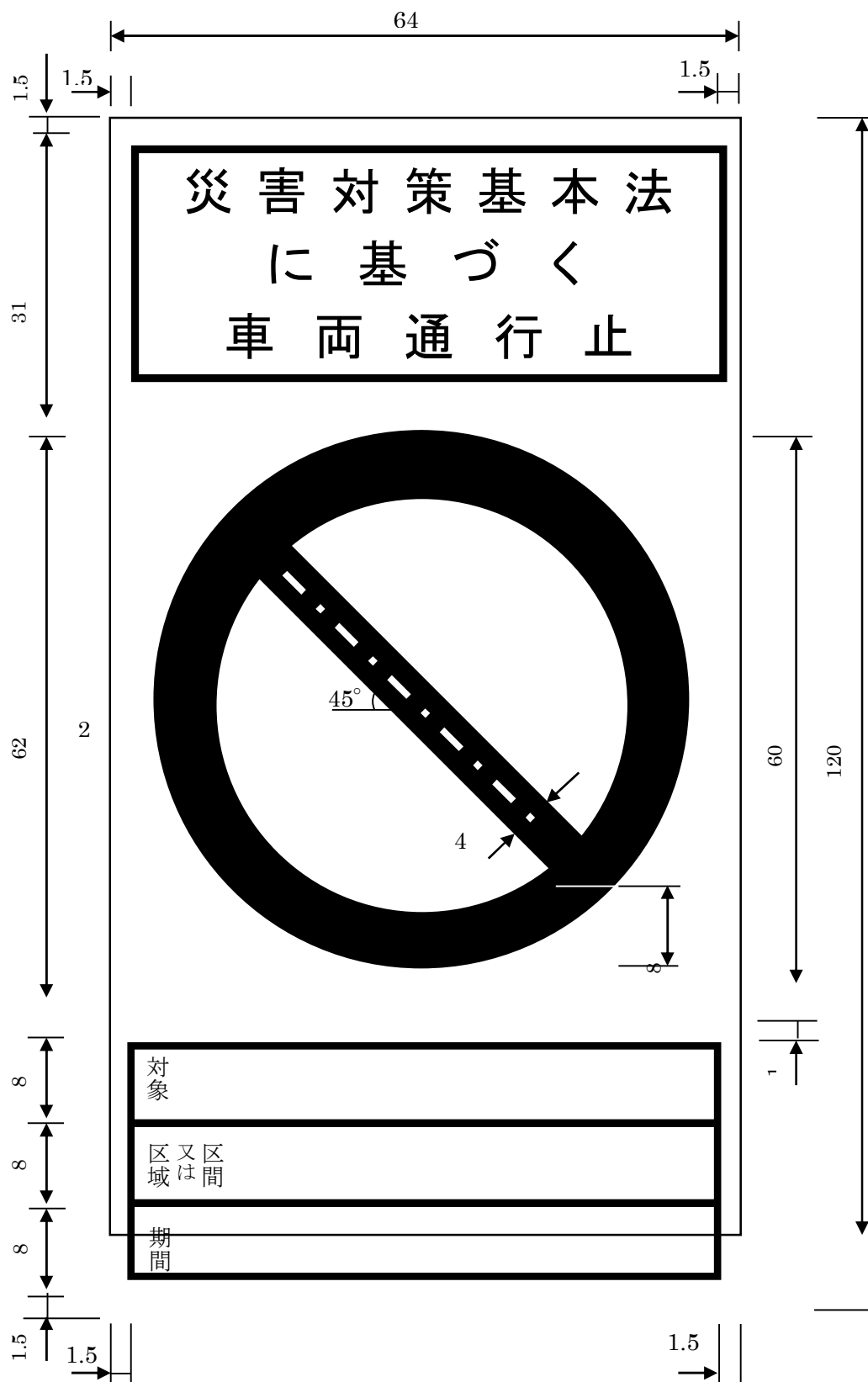
医療救護所開設状況報告								
年 月 日 時 分現在					受信日時		月 日 時 分	
発信機関		部			発 信 者			
受信機関		部			受 信 者			
場 所								
従事者数				軽 症	中毒症	重 傷	計	左のうち 要搬送者
医 師	看護婦	その他	計					
人	人	人	人	人	人	人	人	人
状 況								
執 っ て い る 措 置								
処 理 状 況								

7－24 緊急通行車両証明書等（様式1～4）

別記様式第1

災害応急対策用		緊急通行車両事前届出済書		第 号	
緊急通行車両事前届出済書		年 月 日		年 月 日	
福岡県公安委員会 殿		申請者 住所 (電話) 氏名		福岡県公安委員会 印	
災害応急対策用		左記のとおり事前届出を受けたことを証する。			
緊急通行車両事前届出済書		福岡県公安委員会 印			
福岡県公安委員会 殿		左記のとおり事前届出を受けたことを証する。			
申請者 住所 (電話) 氏名		福岡県公安委員会 印			
番号標に表示されている番号		(注)			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		1 災害発生時にはこの届出済証を最寄の警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。			
住所		2 本部届出済証を亡失し、汚損し、又は破損した場合には、公安委員会(警察本部又は警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。			
使用者		3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。			
氏名		(1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。			
出 発 地		(2) 緊急通行車両が廃車となったとき。			
		(3) その他、緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。			
(注) この事前届出書は、2通作成し、申請者が緊急通行車両として使用するこ とを釈明する書類及び自動車検査証の写しをそれぞれ1通添付の上、車両の使用 の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。					

別記様式第2（災害対策基本法施工規則第5条関係）



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯び及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

別記様式第3（災害対策基本法施行規則第6条関係）

登録（車両）番号	
緊急	
有効期限	年 月 日

備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両番号）」、「有効期間」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第4（災害対策基本法施工規則第6条関係）

第 号		
年 月 日		
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書		
知 事 ⑩		
公安委員会 ⑩		
番 号 標 に 表 示 されている番号		
車両の用途(緊急輸 送を行う車両にあ っては、輸送人員又 は品名)		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備考		

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする

7-25 遺体処理票

遺 体 処 理 票

[みやこ町]

災 害 遺 体 番 号		第	号
死 亡 者	氏 名		
	住 所		
	遺 骨 処 理 番 号	第	号
	焼 骨 日 時 場 所		
引 取 人	氏 名		
	住 所		
	死亡者との関係		
	引 取 年 月 日	年	月 日
遺 留 品	処 理 番 号	第	号
	保 管 所		
備 考			
納 骨 場 所			

7-26 遺留品処理票

遺 留 品 処 理 票

[みやこ町]

災 害 遺 体 番 号		第	号
死 亡 者	氏 名		
	住 所		
	主 な 遺 留 品		
引 取 人	氏 名		
	住 所		
	死亡者との関係		
	引 取 年 月 日	年	月 日
遺 留 品	処 理 番 号	第	号
	保 管 所		
備 考			
遺留品保管場所			

7-27 建物被災状況チェックシート（コンクリート造）

コンクリート造等建築物の場合

（コンクリートブロック造、レンガ造等にも使用する。）

- 避難所を開設するにあたって、避難所となる施設の安全性を確認する。
- 鉄骨造建築物については、判断が難しいので、町避難所担当者や施設管理者の到着を待つ。
- 一見して危険と判断できる場合は、町災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討する。

【手 順】

1. 建築物の応急危険度判定士や建築士がいる場合には助言を受け、町避難所担当者や施設管理者2人以上で行い、危険箇所に注意しながら、このチェックシートを使って、目視による点検を行う。
2. 質問1から順番に点検を行う。質問1～6(外部の状況)までで、Ⅱ又はⅢと判断された場合は、建物内に入らせない。
質問7以降の内部の状況については点検する必要はない。
3. 危険と認められる場所については、張り紙をする等して立入禁止とする。
4. このチェックシートの質問項目に関わらず、少しでも建物の状況に不安がある場合は、町災害対策本部へ連絡し、応急危険度判定士による判定を待つ。

【落下危険物・転倒危険物に関する危険度】

	Aランク	Bランク	Cランク
①窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	2. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険あり
②外装材湿式の場合	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ・隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離
③外装材乾式の場合	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間	3. 顕著な目地ずれ、板破壊
④看板・機器類	1. 傾斜なし	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険あり
⑤屋外階段	1. 傾斜なし	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜
⑥その他()	1. 安全	2. 要注意	3. 危険
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランク	2. 要注意 Bが1つ以上	3. 危険 Cが1つ以上

避難所名

点検実施日時

点検実施者名

次の質問の該当するところに○をつけてください。

質 問	該当項目
1 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れこむ危険性がありますか?	I いいえ II 傾いている感じがする III 倒れこみそうである
2 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化等が生じましたか?	I いいえ II 生じた III ひどく生じた
3 建物が沈下しましたか?あるいは、建物周辺の地面が沈下しましたか?	I いいえ II 生じた III ひどく生じた
4 建物が傾斜しましたか?	I いいえ II 傾斜しているような感じがする III 明らかに傾斜した
5 外部の柱や壁にひび割れがありますか?	I ない又は髪の毛程度のひび割れがある II 比較的大きなひび割れが入っている III 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
6 外壁タイル・モルタル等が落下しましたか?	I いいえ II 落下しかけている、落下している (IIIの回答はありません。)
7 床が壊れましたか?	I いいえ II 少し傾いている、下がっている III 大きく傾斜している、下がっている
8 内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがありますか?	I ない又は髪の毛程度のひび割れがある II 比較的大きなひび割れが入っている III 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
9 建具やドアが壊れましたか?	I いいえ II 建具・ドアが動かない III 建具・ドアが壊れた
10 天井、照明器具が落下しましたか?	I いいえ II 落下しかけている III 落下した
11 その他、目についた被害を記入してください。 (例:塀が傾いた、水・ガスがもれている、家具が倒れた等)	

【手 順】

1. 質問1～10を集計します。

2. 必要な対応を取ります。

◎Ⅲの答えが1つでもある場合は、『危険』です。

施設内へは立ち入らず、町災害対策本部へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じます。

◎Ⅰのみの場合

危険箇所に注意し、施設を使用します。

■余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を点検してください。

■このチェックシートによる判断はあくまで臨時的なものであり、町災害対策本部へ連絡し、できるだけ早く応急危険度判定士による判定を受けてください。

7-28 建物被災状況チェックシート（木造）

木造等建築物の場合

- 避難所を開設するにあたって、避難所となる施設の安全性を確認する。
- 鉄骨造建築物については、判断が難しいので、町避難所担当者や施設管理者の到着を待つ。
- 一見して危険と判断できる場合は、町災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討する。

【手 順】

1. 町避難所担当者や施設管理者がいない場合で、迅速に施設内への避難が必要な場合には、委員会のメンバー等(その場に震災建築物応急危険度判定士や建築士がいる場合には助言を受けて行う。)で、危険箇所に注意しながら、このチェックシートを使って、目視による点検を行う。
2. 質問1から順番に点検を行い、質問1～6(外部の状況)までで、Ⅱ又はⅢと判断された場合は、建物内に入ることはせず、質問7以降の内部の状況については点検する必要はない。
3. 危険と認められる場所については、張り紙をする等して立入禁止とする。
4. このチェックシートの質問項目に関わらず、少しでも建物の状況に不安がある場合は、町災害対策本部へ連絡し、応急危険度判定士による判定を待つ。

避難所名

点検実施日時

点検実施者名

質 問	該当項目
1 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れこむ危険性がありますか？	I いいえ II 傾いている感じがする III 倒れこみそうである
2 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化等が生じましたか？	I いいえ II 生じた III ひどく生じた
3 建物の基礎が壊れましたか？	I いいえ II 壊れたところがある III ひどく壊れた
4 建物が傾斜しましたか？	I いいえ II 傾斜しているような感じがする III 明らかに傾斜した
5 外壁材が落下しましたか？ 又は外壁材に亀裂が生じましたか？	I いいえ II 落下しかけている又は大きな亀裂がある III 落下している
6 屋根がわらが落下しましたか？	I いいえ II ずれた III 落下した
7 窓ガラスが割れましたか？	I いいえ II 数枚割れた、たくさん割れた (IIIの回答はありません)
8 床が壊れましたか？	I いいえ II 少し傾いた、下がった III 大きく傾いた、下がった
9 柱が折れましたか？	I いいえ II 割れを生じたものがある III 完全に折れたものがある
10 内部の壁が壊れましたか？	I いいえ II 大きなひび割れや隙間が生じた III 壁土やボードが落下した
11 建具やドアが壊れましたか？	I いいえ II 建具・ドアが動かない III 建具・ドアが壊れた
12 天井、照明器具が落下しましたか？	I いいえ II 落下しかけている III 落下した
13 その他、目についた被害を記入してください。 (例: 塀が傾いた、水・ガスがもれている、家具が倒れた等)	

【手 順】

1. 質問1～12を集計します。

2. 必要な対応を取ります。

◎Ⅲの答えが1つでもある場合は、『危険』です。

施設内へは立ち入らず、町災害対策本部へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じます。

◎Ⅰのみの場合

危険箇所に注意し、施設を使用します。

■余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を点検してください。

■このチェックシートによる判断はあくまで臨時的なものであり、町災害対策本部へ連絡し、できるだけ早く応急危険度判定士による判定を受けてください。

7-29 り災証明書

り災証明書

申請者	住所 〒 -							
	TEL () -							
	(現在の連絡先)							
本人と確認できるものを提示してください。	TEL () -							
	(フリガナ)							
	氏名				印			
り災世帯の構成員	氏名	続柄	性別	生年月日	氏名	続柄	性別	生年月日
		世帯主	男・女				男・女	
			男・女				男・女	
			男・女				男・女	
り災場所等	〒824- 京都郡みやこ町							
	マンション等名称							
	☐ 持家				☐ 住宅			
	☐ 借家(所有者名:)				☐ 非住宅			
	☐ 賃貸							

り災程度	☐ 全壊・流失 ☐ 半壊 ☐ 床上浸水 ☐ 一部損壊・床下浸水
り災原因	年 月 日 発生した下記の原因による

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

みやこ町長

7-30 被災届出証明書

被災届出証明書

年 月 日

みやこ町長 殿

住 所 みやこ町

申請者

氏 名 ⑩

次のとおり、被災したことを届出いたします。

被災状況	被災年月日	年 月 日
	被災場所	みやこ町
	被災事由	
	被災物件	
	被災程度	
提出先		
使用目的		
申請者と被災物件との関係		所有者 占有者 管理者 その他（ ）

上記のとおり届け出があったことを証明する。

証明 第 号

年 月 日

福岡県京都郡みやこ町勝山上田960

みやこ町長

7－31 義援金受領書

No. _____

受 領 書

様

¥ _____

貴方からお寄せいただいた義援金は、令和 年 月 日からの大雨災害で被災された
方々を支援するために分配されます

令和 年 月 日

みやこ町役場 総務課（施設管理者）課長

みやこ町地域防災計画

資料編

(令和7年3月改正)

編集・発行 みやこ町防災会議
事務局 みやこ町総務課

〒824-0892

福岡県京都郡みやこ町勝山上田 960 番地

TEL 0930-32-2511

FAX 0930-32-4563